

はじめに ～次の一歩に向けて～

この事例集は、権利擁護支援のための地域連携ネットワークのかなめとなる中核機関の整備に向けて、それぞれの地域が次の一歩を踏み出すための応援メッセージ集です。

「中核機関の具体的なイメージがさっぱりわからない。」「中核機関を立ち上げたいけど、いったい何から手を付ければよいかわからない。」「中核機関を作るための、人もいないし、お金もない。」、こんな嘆きをよく耳にします。昨年10月1日の時点で中核機関を整備済みと答えた自治体が全体の1割弱にすぎなかったことは、こうした悩みが多くの自治体の飾らぬ本音であることをうかがわせます。

この一方で、「中核機関の看板だけは掲げてみたものの、次の一手がわからない。」といった声も聞こえてきます。一般に中核機関の役割には、①司令塔機能、②事務局機能、③進行管理機能の3つがあるとされます。しかし、注意すべきは、こうした機能をすべて兼ね備えた完成品をいきなり生み出すことが求められているわけではないということです。また、“機関”という呼称から誤解されがちですが、そもそも中核機関という名の1つの組織を作ることが目的なのわけでもありません。肝心なのは、それぞれの地域の中で先の3つの機能が何らかの形できちんと実現されていくことなのです。

したがって、理想の中核機関のかたちは決してひとつではありませんし、そこに至る道もまた一本道ではありえません。それぞれの地域の実情に応じて、できるところから、足りないピースを1つずつ埋めていけばよいのです。本書には、全国各地から集められた具体的な試行錯誤の実例がたくさん詰め込まれています。人口規模や高齢化率等の条件がみなさんの地域に近い自治体の試みなどもきっと見つかるでしょう。本書の事例は、「どんな地域であっても中核機関の整備に向けてできることが必ずある。」という力強いメッセージなのです。さらに、コラムの形で委員からのエールも添えておきました。

本書を手がかりにして、ぜひ、みなさんの“まち”にとっての理想の中核機関に向けた次の一歩を踏み出してください。

中核機関の先駆的取組調査研究委員会

委員長 上山 泰

この事例集の使い方

この事例集は、権利擁護・成年後見について、幅広い方々にご活用いただきたくために作成しています。

以下に、読んでいただきたい方別に、本事例集の活用方法をご紹介します。

読んでいただきたい方	本事例集の活用方法
○これから取組を開始する自治体職員の方、権利擁護センター等職員の方	→○中核機関のパターンごとに、様々な立ち上げプロセスの事例を掲載しています。 ○庁内での検討、関係機関との検討、準備会の場や、視察先の検討などにて、ぜひご活用ください！
○既に中核機関や権利擁護センター等を設置している自治体職員の方、権利擁護センター等職員の方	→○中核機関として必要なさまざまな支援機能について、豊富な事例を紹介しています。 ○これから充実していきたい取組について運営委員会や地域連携ネットワークの協議において、ぜひご活用ください！
○都道府県、都道府県社協の方	→○都道府県内の各自治体の支援を行う際、自治体の状況に合わせ、近い取組事例や取組のヒントを検索することができます。 ○都道府県における会議や、研修等でぜひご活用ください！
○当事者の方、当事者の身近におられる方	→○中核機関をはじめ、地域社会における成年後見・権利擁護に関わっている機関や取組を具体的に紹介しています。 ○地域の相談機関や中核機関について知りたいとき、地域連携ネットワークに参加していくとき、ぜひご活用ください！
○家庭裁判所の方	→○受任調整および後見人支援、市民後見人養成等に関して、具体的な取組を紹介しています。 ○各自治体と連携される際の参考としてぜひご活用ください！
○専門職の方	→○専門職がどのような場面で中核機関に関わるか、豊富な取組事例を紹介しています。 ○各地における自治体・中核機関との連携時のヒントとしてぜひご活用ください！

■この事例集では次の計画や手引き等を引用・参照していることがあります。

- ・「成年後見制度利用促進基本計画」
- ・「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（2018年3月）
- ・「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」（2019年3月）
- ・「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」（2019年3月）

目次

▶	はじめに	
▶	本事例集の使い方	
▶	目次	
▶	ポイント解説一覧	
▶	コラム一覧	
▶	用語について	
▶	1 取組事例の探し方	
	(1)地域別で探したい	P. 8
	(2)中核機関の設置パターンで探したい	P.12
	(3)支援機能で探したい	P.18
	(4)地域連携ネットワークで探したい	P.20
	(5)自治体人口で探したい	P.22
	(6)高齢化率で探したい	P.24
▶	2 各地の事例	
	(1) 市区町村の事例	
	■北海道・東北	P. 25
	■関東甲信越	P. 61
	■東海・北陸	P.131
	■近畿	P.169
	■中国・四国	P.201
	■九州	P.235
	(2) 都道府県の事例	
	■北海道	P.261
	■福島県	P.266
	■東京都	P.269
	■香川県	P.273
	■宮崎県	P.277
▶	おわりに	
	■参考資料	P.284
	■成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書	P.285
	■成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI	P.305
	■中核機関の先駆的取組調査研究事業 委員名簿	P.307

ポイント解説一覧

	テーマ	ページ
1	自治体・中核機関と家庭裁判所との連携	P.58
2	活用可能な財源	P.128
3	自治体・中核機関と専門職団体との連携 日本弁護士連合会 亀井 真紀 成年後見センター・リーガルサポート 矢頭 範之 日本社会福祉士会 星野 美子	P.166
4	中核機関を広域設置するときのパターン	P.198
5	市民後見人の養成と活躍支援	P.233
6	既存の協議会の活用	P.234
7	個人情報の取扱	P.256
8	小規模自治体における取組	P.258

コラム一覧

	テーマ	ページ
1	市町村における中核機関等設置のために広域機関は何ができるのか 北海道社会福祉協議会 中村 健治	P.55
2	新たな地域資源としての市民後見人や社会福祉法人の活躍 カシオペア権利擁護支援センター 小野寺 幸司	P.56
3	家庭裁判所と中核機関の関係～顔のみえるおつきあい～ 福島家庭裁判所いわき支部	P.57
4	「チーム」による支援と後見人の役割 東京都社会福祉協議会 川井 誉久	P.123
5	意思決定支援のチームメンバーとしての本人 日本社会福祉士会 星野 美子	P.124
6	既存の会議等の活用 取手市役所 寺崎 邦秀	P.125
7	中核機関に期待したい情報の発信と収集 エール社会福祉事務所 西田 一朝	P.127
8	専門職の活用 成年後見センター・リーガルサポート 西川 浩之	P.163
9	地域連携ネットワークと社会福祉士 ふるい後見事務所 古井 慶治	P.165
10	包括的な支援体制の構築と権利擁護支援 同志社大学社会学部 永田 祐	P.195
11	医療関係者との連携 千葉大学社会精神保健教育研究センター 五十嵐 禎人	P.196
12	中核機関における弁護士の役割 弁護士 福島 健太	P.197
13	中核機関における相談と関係する制度 総社市社会福祉協議会 中井 俊雄	P.231
14	日常生活自立支援事業と成年後見制度のよりよい関係 東京都社会福祉協議会 川井 誉久	P.232
15	中核機関立ち上げに向けて ～成年後見制度は専門機関・専門職にきかなきゃわからない～ 久留米市役所 小山 敬介	P.253
16	そろそろ「自治体と中核機関の連携」「役割分担」と考えることを やめませんか？ 豊田市役所 安藤 亨	P.254

用語について

本事例集における用語について

○本事例集では、成年後見制度や中核機関について、実践現場で用いられている略語を用いていることがあります。略語の記載については以下をご参照ください。

- 家庭裁判所……………「家裁」
- 日常生活自立支援事業……「日自」
- 社会福祉協議会……………「社協」
- 介護支援専門員……………「ケアマネ」
- 地域包括支援センター…「包括」

○成年後見制度利用促進に関する用語については、「地域における成年後見制度に向けた体制整備のための手引き」 ii～ivにて整理されておりますので、ご参照ください。

○本事例集の地図は、自治体より提供もしくは「白地図データ」（国土地理院）（<http://maps.gsi.go.jp/>）を加工しています。

○本事例集では、直営の地域包括支援センターが中核機関の機能のうち一部を兼務する取組を紹介しています。

地域包括支援センターの権利擁護業務は下記のとおり整理されておりますので、中核機関の業務分の人、財源の手当をする際には、p.128～129に掲載している「中核機関に活用可能な財源」を参照してください。

地域包括支援センターの設置運営について（抜粋）

平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号

（前略）

4 事業内容

(1) 包括的支援事業

（中略）

（具体的な業務内容について）

（中略）

③ 権利擁護業務について

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである（法第115条の45第2項第2号）。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである

（中略）

6 職員の配置等

(4) 兼務関係について

センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的には認められず、センターの業務に専従していることが必要である。ただし、以下の場合には、兼務することとしても差し支えない

① 小規模市町村や専門職員を複数配置する場合には、適切な事務遂行を確保できると判断できるのであれば（センター業務以外の業務を行うことは差し支えない）

（以下略）

1 取組事例の探し方

自治体の体制整備の状況や、知りたい取組を探すときに以下をご参照ください。

(1)地域別で探したい	P. 8
(2)中核機関の設置パターンで探したい	P.12
(3)支援機能で探したい	P.18
(4)地域連携ネットワークで探したい	P.20
(5)自治体人口で探したい	P.22
(6)高齢化率で探したい	P.24

(1) 地域別で探したい

都道府県	事例番号	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ	設置方法	運営方法	運営主体	人口	高齢化率
北海道	1	京極町	京極町生活サポートセンター	P.27	その他	委託	社協	3,004人	35.2%
北海道	2	旭川市、他	旭川市社会福祉協議会	P.31	広域	委託	社協	387,196人	33.4%
青森県	3	鱒ヶ沢町・深浦町	社会福祉法人鱒ヶ沢町社会福祉協議会	P.35	広域	委託	社協	18,047人	44.8%
岩手県	4	二戸市、他	カシオペア権利擁護支援センター	P.39	広域	委託	NPO	53,892人	38.49%
岩手県	5	釜石市・遠野市・大槌町	釜石・遠野地域成年後見センター	P.43	広域	委託	社協	72,126人	38.6%
山形県	6	山形市	山形市成年後見センター	P.47	単独	委託	社協	249,620人	29.2%
福島県	7	いわき市	いわき市権利擁護・成年後見センター	P.51	単独	直営	自治体	323,607人	30.0%
茨城県	8	取手市	成年後見サポートセンター	P.63	単独	直営+委託	自治体・社協	107,161人	31.1%
茨城県	9	牛久市	牛久市成年後見サポートセンター	P.67	単独	委託	社協	85,076人	28.06%
栃木県	10	栃木市	栃木市成年後見サポートセンター	P.71	単独	委託	社協	160,743人	30.4%
群馬県	11	渋川市	渋川市成年後見サポートセンター	P.75	単独	直営	自治体	77,477人	33.7%
埼玉県	12	志木市	志木市後見ネットワークセンター	P.79	単独	直営+一部委託	自治体	76,365人	24.25%
千葉県	13	浦安市	うらやす成年後見・生活支援センター	P.83	単独	委託	社協	170,041人	17.54%
東京都	14	江戸川区	安心生活センター	P.87	単独	委託	社協	697,801人	21.0%
東京都	15	新宿区	新宿区成年後見センター	P.91	単独	委託	社協	346,425人	19.5%
東京都	16	町田市	町田市成年後見センター	P.95	単独	直営+委託	社協	428,706人	26.7%
神奈川県	17	藤沢市	ふじさわあんしんセンター	P.99	単独	委託	社協	434,405人	24.32%
神奈川県	18	横須賀市	横須賀市・横須賀市社会福祉協議会	P.103	単独	直営+委託	社協	402,260人	31.37%
新潟県	19	佐渡市	佐渡市社会福祉協議会成年後見支援センター	P.107	単独	委託	社協	54,656人	41.2%
山梨県	20	甲府市	甲府市社会福祉協議会	P.111	単独	委託	社協	189,200人	29.0%
長野県	21	伊那市、他	上伊那成年後見センター	P.115	広域	直営+委託	自治体・社協	183,768人	30.7%
長野県	22	飯田市、他	いいだ成年後見支援センター	P.119	広域	委託	社協	158,883人	33.43%
石川県	23	津幡町	津幡町地域包括支援センター	P.133	単独	直営	自治体	37,603人	23.7%
福井県	24	坂井市	坂井市役所	P.137	単独	直営	自治体	91,638人	27.7%
岐阜県	25	関市	関市権利擁護センター	P.141	単独	直営	自治体	88,506人	29.2%
静岡県	26	三島市	三島市成年後見支援センター	P.145	単独	委託	社協	109,965人	28.8%
愛知県	27	瀬戸市、他	尾張東部権利擁護支援センター	P.149	広域	委託	NPO	475,311人	24.14%
愛知県	28	豊田市	豊田市成年後見支援センター	P.153	単独	直営+委託	自治体・社協	425,340人	22.6%
三重県	29	伊賀市・名張市	伊賀地域福祉後見サポートセンター	P.159	広域	委託	社協	169,607人	16.1%
滋賀県	30	彦根市	彦根市社会福祉協議会	P.171	単独	委託	社協	112,883人	24.7%
京都府	31	京都市	京都市成年後見支援センター	P.175	単独	委託	社協	1,466,264人	28.0%

※人口・高齢化率は複数自治体の場合、合計値としています。年度は、事例ページをご参照ください。

都道府県	事例番号	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ	設置方法	運営方法	運営主体	人口	高齢化率
大阪府	32	大阪市	大阪市成年後見支援センター	P.179	単独	委託	社協	2,728,981人	25.7%
兵庫県	33	たつの市、他	西播磨成年後見支援センター	P.183	広域	委託	社協	257,095人	32.9%
兵庫県	34	芦屋市	芦屋市権利擁護支援センター	P.187	単独	委託	NPO・社協	95,488人	28.8%
和歌山県	35	白浜町	白浜町成年後見支援センター	P.191	単独	直営＋委託	自治体・社協	21,448人	37.4%
鳥取県	36	鳥取市	とっとり東部権利擁護支援センター	P.203	単独	直営＋委託	自治体・一般社団法人	187,288人	28.7%
岡山県	37	総社市	権利擁護センター	P.207	単独	委託	社協	69,123人	27.99%
岡山県	38	美作市、他	美作市	P.211	広域	直営	自治体	45,750人	36.98%
広島県	39	呉市	権利擁護センター	P.215	単独	委託	社協	223,685人	34.8%
徳島県	40	美馬市	美馬市権利擁護センター	P.219	単独	委託	社協	29,249人	37.0%
香川県	41	三豊市	三豊市地域包括支援センター	P.223	単独	直営＋委託	自治体・社協・県社協	65,658人	35.1%
高知県	42	本山町	本山町権利擁護センター「さくら」	P.227	単独	直営＋委託	社協	3,486人	45.44%
福岡県	43	北九州市	権利擁護・市民後見センター	P.237	単独	委託	一般社団法人	950,182人	30.4%
福岡県	44	久留米市	久留米市成年後見センター	P.241	単独	委託	社協	304,703人	26.8%
大分県	45	臼杵市	臼杵市社会福祉協議会・臼杵市市民後見センター	P.245	単独	委託	社協	38,589人	39.25%
宮崎県	46	延岡市、他	延岡・西臼杵権利擁護センター	P.249	広域	委託	一般社団法人	122,519人	33.35%

※人口・高齢化率は複数自治体の場合、合計値としています。年度は、事例ページをご参照ください。

※本欄では、本事例集で取り上げた項目のみに○をつけています。

KPI(全)

KPI(800)

KPI(200)

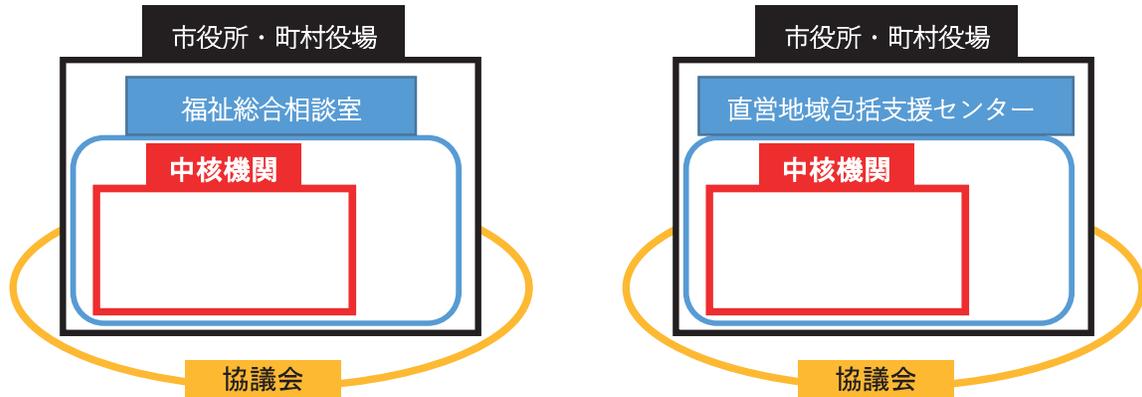
KPI(全) KPI(全)

事例 番号	自治体	本事例集で紹介する主な取組															
		制度・ 相談窓口 周知	相談受付 の工夫	アセスメント・ 支援の 検討	他制度 連携調整	親族申立 支援	任意 後見制度 利用支援	後見人候 補者推薦	市町村長 申立	市民 後見人 養成・ 支援	法人 後見	後見人 支援	モニタ リング	意思決定 支援	連携 ネットワーク	市町村 計画	条例
32	大阪市							○		○					○	○	
33	たつの市、他	○								○			○		○		
34	芦屋市				○					○					○		
35	白浜町	○		○	○					○					○		
36	鳥取市	○		○				○		○					○		
37	総社市	○			○					○					○		
38	美作市、他				○			○		○			○	○			
39	呉市							○			○		○	○			
40	美馬市						○			○	○						
41	三豊市														○		○
42	本山町	○	○					○								○	○
43	北九州市									○					○		○
44	久留米市	○	○					○								○	
45	臼杵市		○					○		○					○	○	○
46	延岡市、他	○													○		

(2) 中核機関の設置パターンで探したい

パターン1 「直営」整備

市町村内（福祉総合相談室、地域包括支援センター等）に直営の成年後見支援センター等を整備し、中核機関としているパターンがあります。

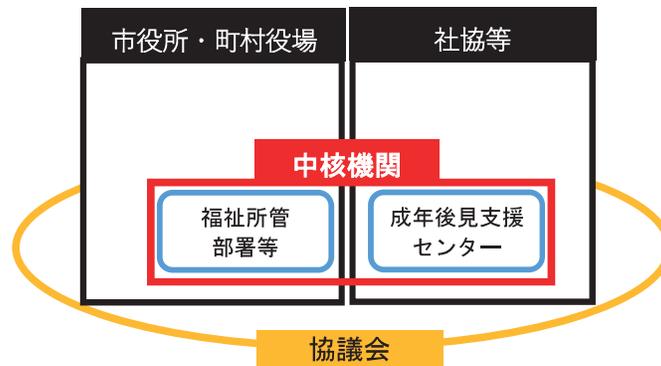


パターン1 「直営」整備

▶福島県いわき市	P.51
▶群馬県渋川市	P.75
▶石川県津幡町	P.133
▶福井県坂井市	P.137
▶岐阜県関市	P.141
▶岡山県美作市、他	P.211

パターン2 「直営＋一部委託」による整備

委託元の自治体所管部署と、委託先の社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等に「権利擁護支援センター」や「成年後見支援センター」等の両方を合わせて中核機関と位置づけている市区町村があります。

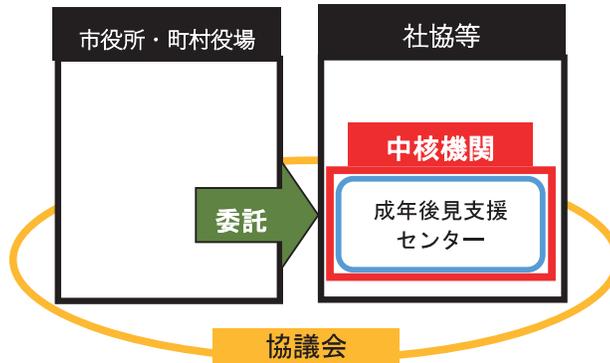


パターン2 「直営＋一部委託」による整備

▶ 茨城県取手市	P.63
▶ 埼玉県志木市	P.79
▶ 東京都町田市	P.95
▶ 愛知県豊田市	P.153
▶ 和歌山県白浜町	P.191
▶ 鳥取県鳥取市	P.203

パターン3 単独市町村が「委託」による整備

社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等に「権利擁護支援センター」や「成年後見支援センター」等を委託し、中核機関として位置づけている市区町村があります。



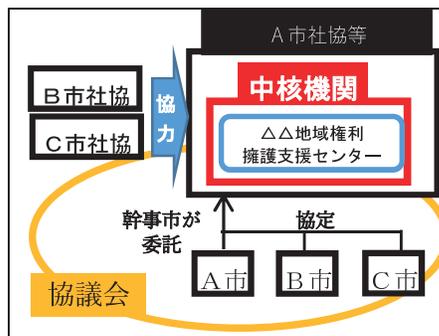
パターン3 「委託」による整備

▶山形県山形市	P.47
▶茨城県牛久市	P.67
▶栃木県栃木市	P.71
▶千葉県浦安市	P.83
▶東京都江戸川区	P.87
▶東京都新宿区	P.91
▶神奈川県藤沢市	P.99
▶神奈川県横須賀市	P.103
▶新潟県佐渡市	P.107

パターン4 複数市町村が「広域」で委託

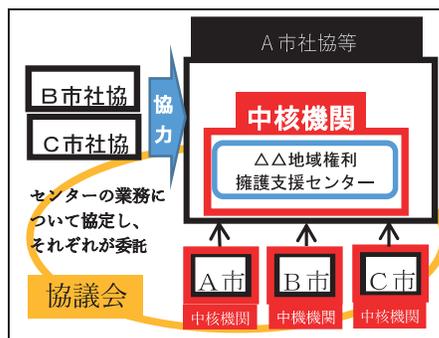
(1) 幹事自治体の委託

複数の市町村が協定を締結し、幹事を決め、幹事自治体が社会福祉協議会やNPO・一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。



(2) 各市町村が委託

複数の市町村が協定を締結し、それぞれ、社会福祉協議会・NPO、一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。



複数市町村の委託による広域整備の場合、中核機関を広域で一か所とする場合（パターン4の（1））と、一時相談を担当する各市町村の窓口も中核機関とする場合（パターン4の（2））があります。この組み合わせが逆になることも想定されます。

パターン4 「広域」で整備

[幹事市委託]

- ▶北海道旭川市、他 P.31
- ▶長野県飯田市、他 P.119
- ▶宮崎県延岡市、他 P.249

[それぞれが委託]

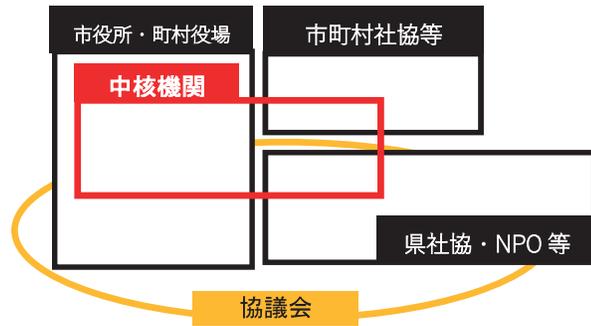
- ▶青森県鱒ヶ沢町・深浦町 P.35
- ▶岩手県二戸市、他 P.39
- ▶岩手県釜石市、遠野市、大槌町 P.43

パターン5 その他

(1) 機能分散型

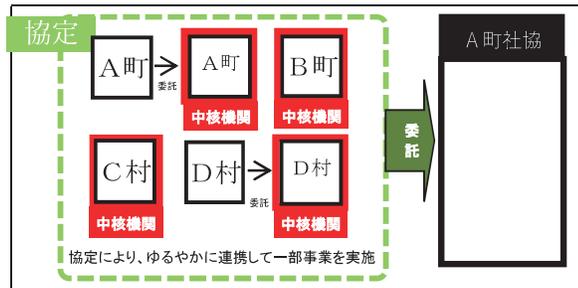
役所直営に加えて、市町村社協、さらに県社協や広域NPO等への委託により、機能を分散させて中核機関を整備しているパターンがあります。

この場合、県社協や広域NPOに委託する機能を近隣市町村とシェアしていることもあります。



(2) 緩やかな連携

各市町村でそれぞれが中核機関の整備を行いつつ、単独自治体では行いにくい特定の事業のみを共同で実施する協定を期間限定で締結し、社会福祉協議会やNPO・一般社団法人等に委託する、緩やかな連携パターンがあります。



パターン5 その他

[機能分散型]

- ▶長野県伊那市、他 P.115
- ▶香川県三豊市 P.223

[緩やかな連携]

- ▶北海道京極町 P.16

(3) 支援機能で探したい

1 広報機能（広報・啓発）

▶岩手県二戸市、他	P.39
▶千葉県浦安市	P.83
▶神奈川県藤沢市	P.99
▶高知県本山町	P.227

2 相談機能

▶山形県山形市	P.47
▶岐阜県関市	P.141
▶岡山県総社市	P.207

3 成年後見制度利用促進機能

(1) 担い手の育成

▶北海道京極町	P.27
▶山梨県甲府市	P.111
▶兵庫県たつの市、他	P.183

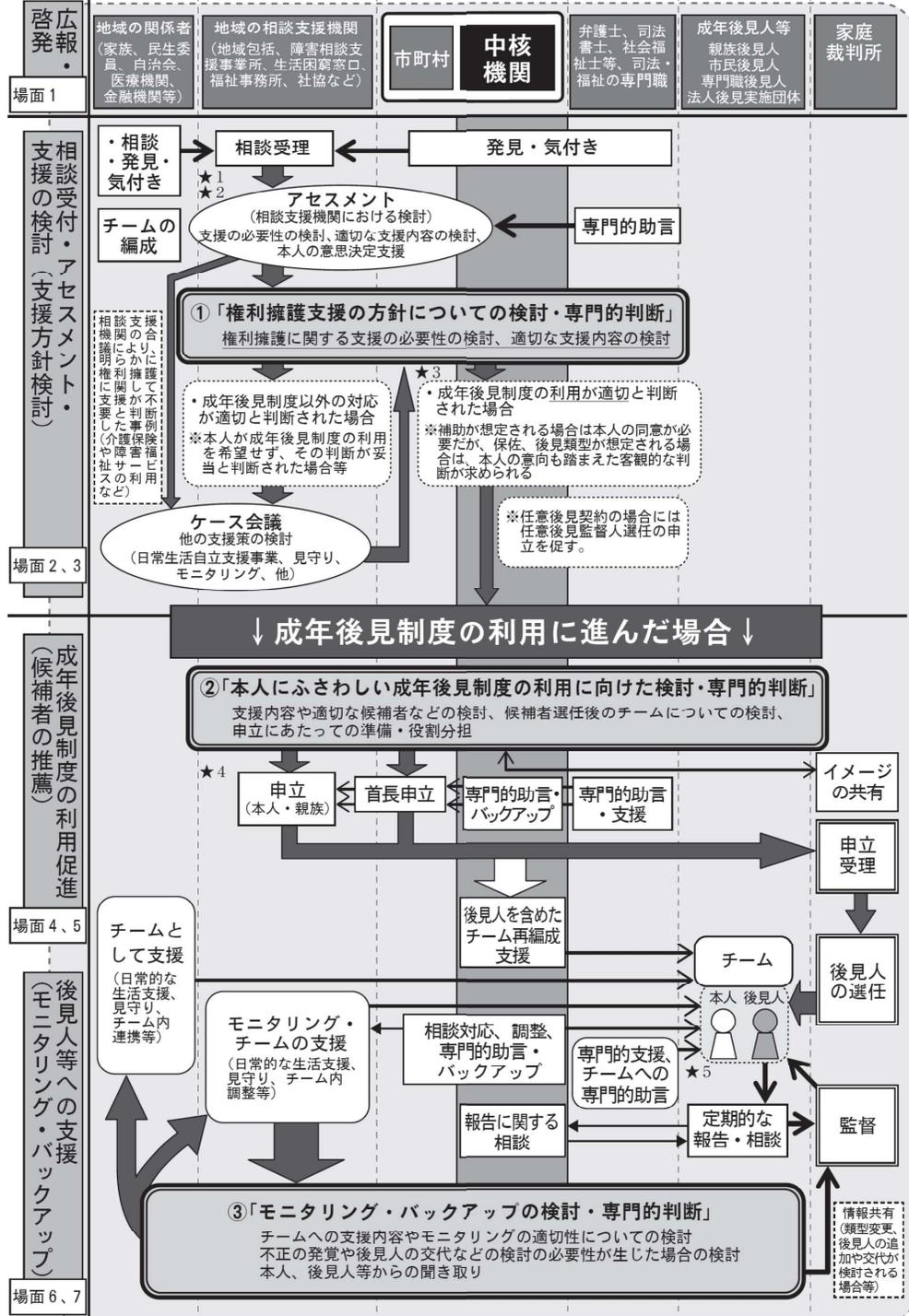
(2) 受任調整

▶茨城県牛久市	P.67
▶愛知県瀬戸市、他	P.149
▶鳥取県鳥取市	P.203

4 後見人支援機能

▶北海道旭川市	P.31
▶福島県いわき市	P.51
▶三重県伊賀市	P.159
▶大阪府大阪市	P.179

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

出典 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」

(4) 支援機能で探したい

1 チーム支援

▶神奈川県藤沢市	P.99
▶大阪府大阪市	P.179

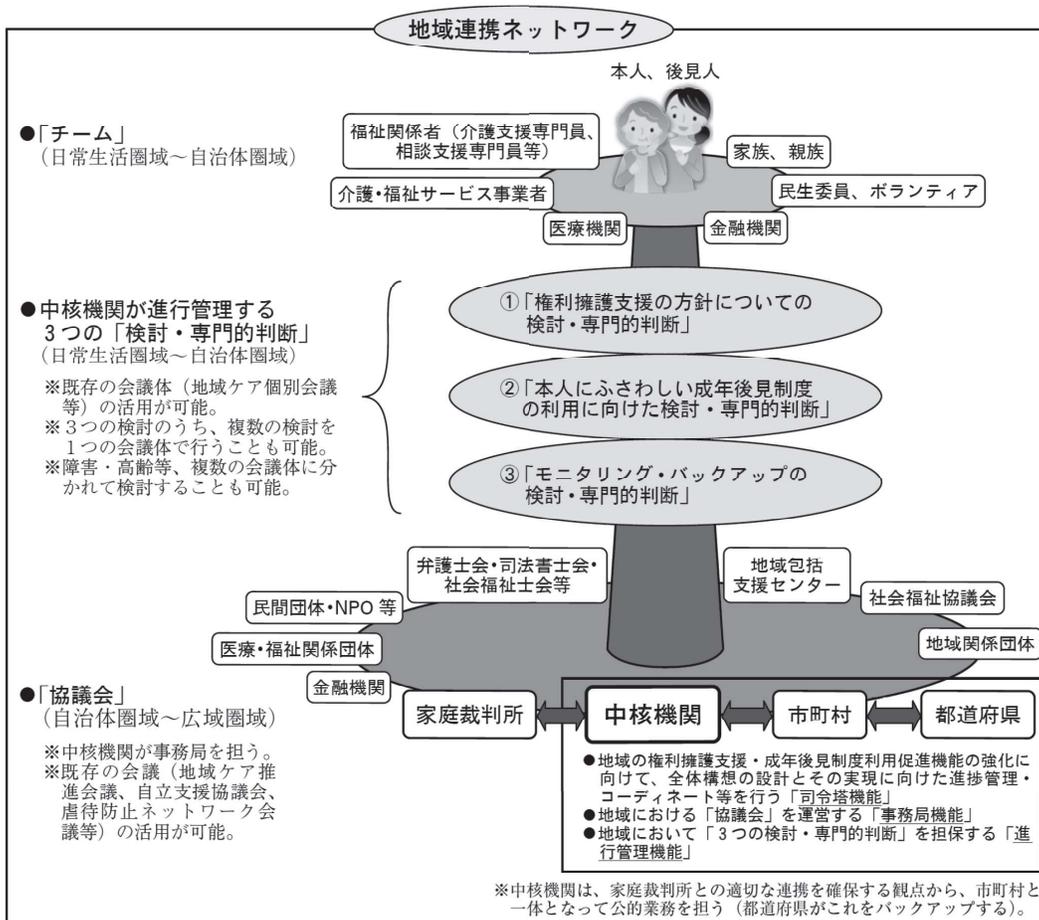
2 自治体における地域連携ネットワーク

▶茨城県取手市	P.63
▶神奈川県横須賀市	P.103
▶長野県伊那市	P.115
▶京都府京都市	P.175

3 都道府県における地域連携ネットワーク

▶北海道	P.261
▶福島県	P.266
▶東京都	P.269
▶香川県	P.273
▶宮崎県	P.277

図Ⅱ-1 地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージ



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

出典「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」

(5) 自治体人口で探したい

■総人口で探したい

	都道府県名	市区町	人口総数 (人)	65歳以上人口 (人)	65歳以上人口割合 (%)	該当ページ
政令市・特別区	大阪府	大阪市	2,714,484	686,424	25.3	179
	京都府	京都市	1,412,570	393,740	27.9	175
	福岡県	北九州市	955,935	289,093	30.2	237
	東京都	江戸川区	698,031	146,813	21.0	87
	東京都	新宿区	346,162	67,559	19.5	91
市 (人口20万人以上)	神奈川県	藤沢市	433,526	105,200	24.3	99
	東京都	町田市	428,685	114,289	26.7	95
	愛知県	豊田市	425,755	96,919	22.8	153
	神奈川県	横須賀市	405,244	126,048	31.1	103
	北海道	旭川市	337,392	111,051	32.9	31
	福島県	いわき市	324,246	96,876	29.9	51
	福岡県	久留米市	306,112	81,198	26.5	241
	山形県	山形市	246,904	71,146	28.8	47
市 (人口10万人以上)	広島県	呉市	224,922	78,004	34.7	215
	山梨県	甲府市	188,774	54,888	29.1	111
	鳥取県	鳥取市	188,286	53,484	28.4	203
	千葉県	浦安市	169,443	29,016	17.1	83
	栃木県	栃木市	161,363	48,777	30.2	71
	愛知県	瀬戸市	129,754	37,996	29.3	149
	宮崎県	延岡市	123,483	40,801	33.0	249
	滋賀県	彦根市	113,171	27,710	24.5	171
	静岡県	三島市	110,352	31,535	28.6	145
	茨城県	取手市	107,489	35,962	33.5	63
	長野県	飯田市	101,848	32,185	31.6	119
市 (人口10万人未満)	兵庫県	芦屋市	96,020	27,413	28.5	187
	三重県	伊賀市	92,197	29,600	32.1	159
	福井県	坂井市	92,004	25,226	27.4	137
	愛知県	日進市	90,772	18,053	19.9	149
	岐阜県	関市	89,024	25,792	29.0	141
	茨城県	牛久市	85,036	23,737	27.9	67
	愛知県	尾張旭市	83,504	21,297	25.5	149
	三重県	名張市	78,896	25,186	31.9	159
	群馬県	渋川市	77,838	25,967	33.4	75
	兵庫県	たつの市	76,909	22,970	29.9	183
	埼玉県	志木市	76,303	18,397	24.1	79
	岡山県	総社市	69,151	19,236	27.8	207
	愛知県	豊明市	68,828	17,669	25.7	149
	長野県	伊那市	68,310	20,789	30.4	115
	香川県	三豊市	65,959	23,056	35.0	223
	愛知県	長久手市	58,452	9,530	16.3	149
	新潟県	佐渡市	55,333	22,555	40.8	107
	兵庫県	赤穂市	47,839	15,151	31.7	183
	大分県	臼杵市	38,761	15,136	39.0	245
	兵庫県	宍粟市	38,013	12,895	33.9	183
	岩手県	釜石市	33,837	13,019	38.5	43
	長野県	駒ヶ根市	32,828	9,945	30.3	115
	兵庫県	相生市	29,666	10,396	35.0	183
	徳島県	美馬市	29,432	10,767	36.6	219
	岡山県	美作市	27,816	11,053	39.7	211
	岩手県	遠野市	27,161	10,510	38.7	43
岩手県	二戸市	27,087	9,713	35.9	39	

	都道府県名	市区町	人口総数(人)	65歳以上人口(人)	65歳以上人口割合(%)	該当ページ
町村	愛知県	東郷町	43,722	9,733	22.3	149
	石川県	津幡町	37,625	8,875	23.6	133
	兵庫県	太子町	34,280	8,884	25.9	183
	長野県	箕輪町	25,050	7,239	28.9	115
	和歌山県	白浜町	21,624	8,033	37.1	191
	長野県	辰野町	19,703	7,128	36.2	115
	兵庫県	佐用町	16,973	6,700	39.5	183
	長野県	南箕輪村	15,496	3,630	23.4	115
	兵庫県	上郡町	15,025	5,570	37.1	183
	長野県	松川町	13,272	4,298	32.4	119
	長野県	高森町	13,148	4,047	30.8	119
	岩手県	一戸町	12,570	5,061	40.3	39
	宮崎県	高千穂町	12,386	4,985	40.2	249
	岩手県	大槌町	11,925	4,353	36.5	43
	岡山県	勝央町	11,111	3,355	30.2	211
	北海道	東神楽町	10,321	2,683	26.0	31
	北海道	美瑛町	10,043	3,764	37.5	31
	青森県	鱒ヶ沢町	10,035	4,149	41.3	35
	長野県	飯島町	9,489	3,347	35.3	115
	岩手県	軽米町	9,193	3,557	38.7	39
	長野県	宮田村	9,097	2,546	28.0	115
	北海道	東川町	8,382	2,699	32.2	31
	青森県	深浦町	8,228	3,860	46.9	35
	北海道	鷹栖町	6,925	2,318	33.5	31
	長野県	豊丘村	6,732	2,124	31.6	119
	北海道	当麻町	6,493	2,622	40.4	31
	長野県	阿智村	6,442	2,183	33.9	119
	長野県	喬木村	6,393	2,182	34.1	119
	岡山県	奈義町	5,901	2,028	34.4	211
	岩手県	九戸村	5,802	2,384	41.1	39
	長野県	中川村	4,932	1,662	33.7	115
	長野県	阿南町	4,638	1,995	43.0	119
	宮崎県	日之影町	4,043	1,778	44.0	249
	宮崎県	五ヶ瀬町	3,901	1,572	40.3	249
	長野県	下條村	3,775	1,266	33.5	119
	北海道	比布町	3,753	1,541	41.1	31
	北海道	上川町	3,594	1,564	43.5	31
	高知県	本山町	3,503	1,582	45.2	227
	北海道	京極町	3,042	1,063	34.9	27
	北海道	愛別町	2,785	1,252	45.0	31
長野県	泰阜村	1,633	655	40.1	137	
岡山県	西粟倉村	1,458	529	36.3	211	
長野県	天龍村	1,290	780	60.5	119	
長野県	大鹿村	1,008	481	47.7	119	
長野県	根羽村	912	470	51.5	119	
長野県	売木村	554	254	45.8	119	
長野県	平谷村	414	148	35.7	119	

平成31年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)
65歳以上人口割合：65歳以上人口÷人口総数(%)

(6) 高齢化率で探したい

■高齢化率（65歳以上人口割合）で探したい

	都道府県名	市区町	65歳以上人口割合 (%)	65歳以上人口 (人)	該当ページ	
40%以上	長野県	天龍村	60.5	780	119	
	長野県	根羽村	51.5	470	119	
	長野県	大鹿村	47.7	481	119	
	青森県	深浦町	46.9	3,860	35	
	長野県	売木村	45.8	254	119	
	高知県	本山町	45.2	1,582	227	
	北海道	愛別町	45.0	1,252	31	
	宮崎県	日之影町	44.0	1,778	249	
	北海道	上川町	43.5	1,564	31	
	長野県	阿南町	43.0	1,995	119	
	青森県	膝ヶ沢町	41.3	4,149	35	
	岩手県	九戸村	41.1	2,384	39	
	北海道	比布町	41.1	1,541	31	
	新潟県	佐渡市	40.8	22,555	107	
	北海道	当麻町	40.4	2,622	31	
	宮崎県	五ヶ瀬町	40.3	1,572	249	
	岩手県	一戸町	40.3	5,061	39	
	宮崎県	高千穂町	40.2	4,985	249	
	長野県	泰阜村	40.1	655	119	
	35%~40%未満	岡山県	美作市	39.7	11,053	211
兵庫県		佐用町	39.5	6,700	183	
大分県		臼杵市	39.0	15,136	245	
岩手県		遠野市	38.7	10,510	43	
岩手県		磐米町	38.7	3,557	39	
岩手県		釜石市	38.5	13,019	43	
北海道		美瑛町	37.5	3,764	31	
和歌山県		白浜町	37.1	8,033	191	
兵庫県		上郡町	37.1	5,570	183	
徳島県		美馬市	36.6	10,767	219	
岩手県		大槌町	36.5	4,353	43	
岡山県		西粟倉村	36.3	529	211	
長野県		辰野町	36.2	7,128	115	
岩手県		二戸市	35.9	9,713	39	
長野県		平谷村	35.7	148	119	
長野県		飯島町	35.3	3,347	115	
兵庫県		相生市	35.0	10,396	183	
香川県		三豊市	35.0	23,056	223	
30%~35%未満		北海道	京極町	34.9	1,063	27
		広島県	呉市	34.7	78,004	215
	岡山県	奈義町	34.4	2,028	211	
	長野県	豊木村	34.1	2,182	119	
	兵庫県	宍粟市	33.9	12,895	183	
	長野県	阿智村	33.9	2,183	119	
	長野県	中川村	33.7	1,662	115	
	長野県	下條村	33.5	1,266	119	
	北海道	蕨穂町	33.5	2,318	31	
	茨城県	取手市	33.5	35,962	63	
	群馬県	渋川市	33.4	25,967	75	
	宮崎県	延岡市	33.0	40,801	249	
	北海道	旭川市	32.9	111,051	31	
	長野県	松川町	32.4	4,298	119	
	北海道	東川町	32.2	2,699	31	
	三重県	伊賀市	32.1	29,600	159	
	三重県	名張市	31.9	25,186	159	
	兵庫県	赤穂市	31.7	15,151	183	
	長野県	飯田市	31.6	32,185	119	
	長野県	豊丘村	31.6	2,124	119	
	神奈川県	横須賀市	31.1	126,048	103	
	長野県	嵩森町	30.8	4,047	137	
	長野県	伊那市	30.4	20,789	115	
	長野県	駒ヶ根市	30.3	9,945	115	
	福岡県	北九州市	30.2	289,093	237	
	栃木県	栃木市	30.2	48,777	71	
	岡山県	勝央町	30.2	3,355	211	
	25%~30%未満	福島県	いわき市	29.9	96,876	51
		兵庫県	たつの市	29.9	22,970	183
		愛知県	瀬戸市	29.3	37,996	149
山梨県		甲府市	29.1	54,888	111	
岐阜県		関市	29.0	25,792	141	
長野県		箕輪町	28.9	7,239	115	
山形県		山形市	28.8	71,146	47	
静岡県		三島市	28.6	31,535	145	
兵庫県		芦屋市	28.5	27,413	187	
鳥取県		鳥取市	28.4	53,484	203	
長野県		宮田村	28.0	2,546	115	
茨城県		牛久市	27.9	23,737	67	
京都府		京都市	27.9	393,740	175	
岡山県		総社市	27.8	19,236	207	
福井県		坂井市	27.4	25,226	137	
東京都		町田市	26.7	114,289	95	
福岡県		久留米市	26.5	81,198	241	
北海道	東神楽町	26.0	2,683	31		
兵庫県	太子町	25.9	8,884	183		
愛知県	豊明市	25.7	17,669	149		
愛知県	尾張旭市	25.5	21,297	149		
大阪府	大阪市	25.3	686,424	179		
20%~25%未満	滋賀県	彦根市	24.5	27,710	171	
	神奈川県	藤沢市	24.3	105,200	99	
	埼玉県	志木市	24.1	18,397	79	
	石川県	津幡町	23.6	8,875	133	
	長野県	南箕輪村	23.4	3,630	115	
	愛知県	豊田市	22.8	96,919	153	
	愛知県	東郷町	22.3	9,733	149	
20%未満	東京都	江戸川区	21.0	146,813	87	
	愛知県	日進市	19.9	18,053	149	
	東京都	新宿区	19.5	67,559	91	
	千葉県	浦安市	17.1	29,016	83	
愛知県	長久手市	16.3	9,530	149		

平成31年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）
65歳以上人口割合：65歳以上人口／人口総数（%）

北海道・東北
の市町村事例



事例

事例番号	都道府県	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ
1	北海道	京極町	京極町生活サポートセンター	P.27
2	北海道	旭川市、他	旭川市社会福祉協議会	P.31
3	青森県	鱒ヶ沢町・深浦町	社会福祉法人鱒ヶ沢町社会福祉協議会	P.35
4	岩手県	二戸市、他	カシオペア権利擁護支援センター	P.39
5	岩手県	釜石市・遠野市・大槌町	釜石・遠野地域成年後見センター	P.43
6	山形県	山形市	山形市成年後見センター	P.47
7	福島県	いわき市	いわき市権利擁護・成年後見センター	P.51

ポイント解説一覧

	テーマ	ページ
1	自治体・中核機関と家庭裁判所との連携	P.58

コラム一覧

	テーマ	ページ
1	市町村における中核機関等設置のために広域機関は何かできるのか 北海道社会福祉協議会 中村 健治	P.55
2	新たな地域資源としての市民後見人や社会福祉法人の活躍 カシオペア権利擁護支援センター 小野寺 幸司	P.56
3	家庭裁判所と中核機関の関係～顔のみえるおつきあい～ 福島家庭裁判所いわき支部	P.57

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	北海道京極町	区分	単独・社協委託
キーワード	市民後見人育成 連携ネットワーク構築		

町村が取り組む緩やかな広域連携

I. 概要

1. 自治体概要

人 口	3,004人
面 積	231.49km ²
高齢化率	35.2%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	1人
障害者相談支援事業所	0か所
療育手帳所持者数	44人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	16人



2. 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
7人	7人	0人	0人	0人

(2018年12月末時点)

② 町長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	0件	1件	0件	0件
内 訳	高齢者	0件	0件	0件
	障害者	0件	0件	0件

③ 市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
10人	2人	0人	0人

(2019年3月末時点)

3. 事例のポイント

▶ 期間限定の協定による協力体制

2014年から、3年間の期間限定の協定により、羊蹄山麓8町村における広域での権利擁護の協力体制を構築。権利擁護に関する対応ノウハウを共有し蓄積。

▶ 各町村による中核機関整備

2014年からの権利擁護に関する支援経験を活かし、各町村が中核機関（後見実施機関）を整備。直接住民に関わる普及啓発、法人後見受任体制整備等（1階部分）を各町村の中核機関（直営や社協委託）が実施。

▶ 新協定締結による緩やか広域連携

2019年より8町村で新協定を締結。市民後見人養成やフォローアップ、困難ケース対応等（2階部分）は緩やかな連携により京極町社協が中心となって実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 の設置
連携	都道府県等との 協議体、合議体
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2012年	羊蹄山麓の担当課長会議で各町村で成年後見を進めていくという話が始まった H25年までに検討会を4回開催（町村間で協議） Point 1
2013～2014年	各町村から受講者を集って市民後見人養成研修を実施。
2014～2017年	後見実施機関機能に関して、羊蹄山麓8町村で3年間の期限付き町村間協定を締結。 広域実施によりノウハウの蓄積、ネットワークを構築。 Point 2
2017年	各町村で後見実施機関の立上げを実施。また、各町村で法人後見の受任体制を構築。
2019年	各町村の実情に合わせ中核機関（後見実施機関）が成年後見制度利用促進基本計画に 基づく機能・役割を果たし、市民後見人の養成、フォローアップ、困難ケース対応等 については京極町が事務局となる新協定を締結。 Point 3



POINT

Point 1

2012年、北海道の後志総合振興局から、道として後見制度の体制整備を支援したいという話が各市町村にありました。羊蹄山麓がまとまった単位だったので、山麓の8町村の広域で整備しようという話になりました。

Point 2

2014年10月から2018年の3月までと期限を区切って協定を締結し、各町村で権利擁護に関する体制整備を行いました。この3年間の予算は京極町が負担し、相談支援と申立支援の事例対応のノウハウを8町村で共有していきました。

Point 3

2018年までの協定の内容は相談支援と申立支援、法人後見の受任だったため、実際に8町村で相談があった場合は、京極町から出向いて他町村から相談を受けていました。具体的には各町村で①権利擁護が必要なケースの支援会議を開催、②行政、社協で申立の役割分担、③チームで町村長申立を実施という流れでした。3年後、2019年に各町村に中核機関（後見実施機関）が立ち上がった後は、これまでの経験の蓄積が各町村にあるため、京極町社協の役割が大幅に変わりました。（2階建てによる権利擁護支援の2階部分）

■ 広域実施に関するコンセプト・申し合わせ事項（旧協定立上げ時の体制構築の考え方）

- ・各町村ごとのネットワークを生かし権利擁護支援を必要とする住民に支援を届けられること
- ・京極町社協が各町村の支援会議（権利擁護に関するケースカンファレンス）に参加しながら支援のノウハウを蓄積し、各町村に伝える。
- ・各町村の権利擁護に関する事例に協働して取り組み、事例や解決方法を共有することを積み重ねる。

- 3年後に各町村ごとに権利擁護に関する体制整備を行う
- ・各町村で地域の困りごとを受け止められる、各町村のネットワークを生かして支援チームを形成できること。
- ・各町村単位では解決が困難な課題、各町村が力を合わせて取り組んだ方がよいことは一緒に取り組んでいく。

Ⅲ. 京極町における体制の特徴について

1. 成年後見制度を推進するための中核機関の体制

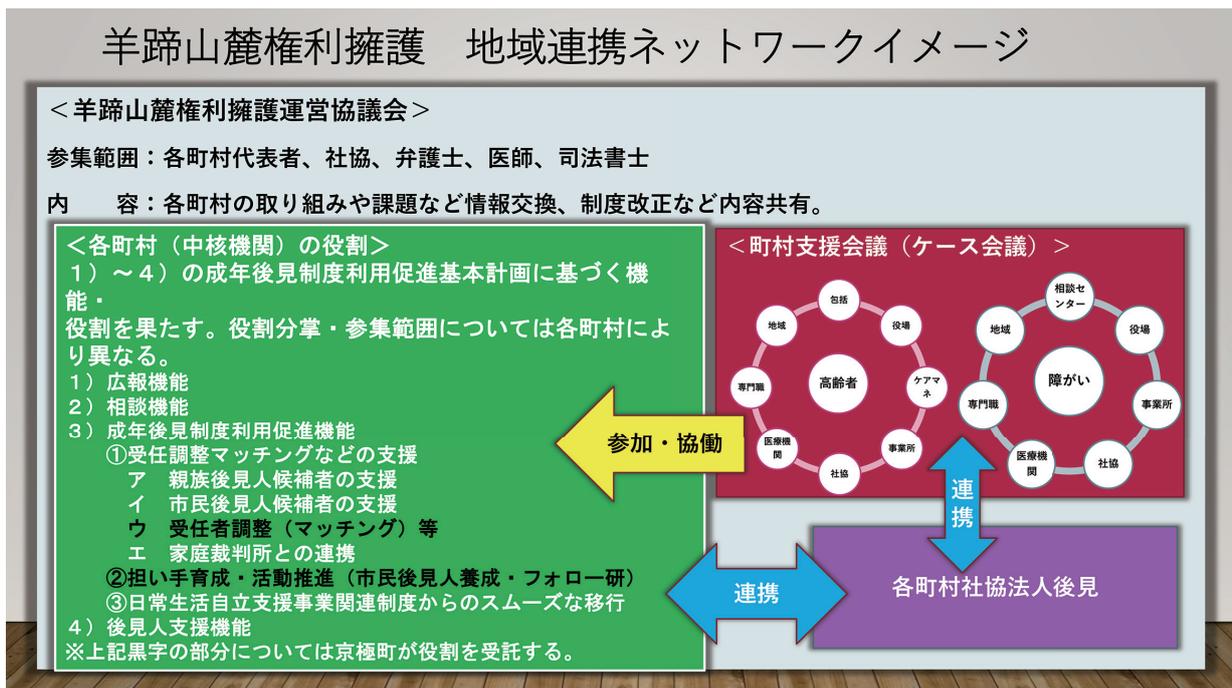
2014年より、京極町が中心となって、3年間の期間限定で、羊蹄山麓8町村における広域での「羊蹄山麓権利擁護 中核機関・地域連携ネットワーク」を構築した結果、3年間で全町村が中核機関（後見実施機関）を整備に至りました。2018年からは新協定により、直接住民に関わる普及啓発、受任体制等の1階部分は各市町村で実施し、市民後見人養成やフォローアップ、困難ケース対応等2階部分は広域連携的な形で京極町が実施するという、2階建てによる権利擁護支援を開始しました。

■チームによる役割分担のファシリテーション

当初から申し立ての実績等があったわけではなく、一から各町村と共同で体制をつくりあげていきました。その際、「行政の方の得意分野は申立

の書類の文書作成」、また「ヘルパーの方は日頃から被後見人と接しているので、成年後見の申立の意向を聞きに行くことが得意」といった、関わっている人がそれぞれの持ち味を活かした役割分担ができるよう、京極町社協が事務局としてファシリテーションを行いました。それによって、担当者が一人で抱えることなく、関わる人がそれぞれの専門性を生かし、チームを組んで動けるようになりました。

なお、支援の困難性が高い人に対しては、申し立ての段階から専門職を含めたチームを形成しています。成年後見人が受任したとしても孤立しないようにケース会議で調整し、いつでも集まれる体制を作り、成年後見の受任後も、数か月ごとの会議において、状況をチームで共有しています。



2. 体制が構築できたことによる効果について

■制度の浸透とスタッフのスキルアップ

2014年の協定を結ぶ以前は、各町村から同じように相談があるわけではありませんでしたが、前ページのような、申立てについての京極町社協によるファシリテーションによって体制整備が進むことにより、各町村の関係機関からケースの相談があり、京極町や社協に相談が入るようになってきました。いまでは、羊蹄山麓で権利擁護関連の相談を受けていない町村は0件となりました。また、ケースを重ねるに従ってケース会議の質が向上し、アセスメントシートも、権利擁護に必要な情報が記載される、ケアマネジャーからの報告にも権利擁護の概念がはいってくるようになるなど、スタッフのスキルもあがってきました。

■関係機関との連携

市民後見人養成プログラム作成の際には、裁判所に個別に相談しました。同時に裁判所をはじめ羊蹄医師会、弁護士会、司法書士会へも運営協議会へ出席依頼を行っています。

住民の困り事／事例から多様な機関とのつながりを構築し、羊蹄山麓のネットワークの土台ができてきました。

■市民後見人による支援について

京極町では、養成研修修了者は法人後見支援員

の準備はしていますが、なるべく単独受任を目指しています。一方、倶知安町においては、市民後見はまだ実績がなく、法人後見の担い手としての活動のほうに、スタートとしては取り組みやすいと考えています。各町村で体力も専門性も違うので、市民後見人による支援を一本化することは現実的ではありません。養成は一緒でも、戻ってからの働き方は必ずしも共通がよいと考えてはいません。

法人後見からの移行を検討する際に、市民後見人と専門職後見人の複数受任という形態が本人のメリットになると考えられる事案があります。市民後見人は本人と接する機会が多く、本人の意向を丁寧にくみ取っています。専門職が紛争性の解決などの専門的対応に専念することが可能ともなるため、複数受任を検討している事案があります。

協議会に参加している機関、福祉や医療機関など支援チームにおいても、市民後見人がきめ細やかに関わることによって、いわゆる独りぼっちにならないチーム支援のメリットがあることを認識してくれています。

■参考URL 連絡先

北海道京極町 健康推進課
0136-42-2111
URL : <http://www.town-kyogoku.jp/kenko@town-kyogoku.jp>

担当者より



ケアマネを20年やって、始まった当初と比べると身寄りのない方や金銭管理の問題が増えています。その中で法人後見や市民後見のいわゆる一緒になって働いてくれる仲間が増えてくれるということは、すごくありがたく、心強いです。また人が多く関わってくれることが、利用者の利益や、幸せな人生につながっていくと思っています。

色々な人がつながっていくと、いろいろなところに良さが波及して繋がっていくということを感じています。例えば医療の人が困っているときに、福祉の人が自分たちの役割や価値を発揮したり、権利擁護や介護や、違う場面で持ち味を活かすことがしやすくなりました。

また、住民からも相談できる人、最後まで見てくれる人として見られるようになりました。それにより受ける相談の幅や関係機関との関わりがさらに強化され、地域で頼られる社協になれたと感じています。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2010 (H22) 年 10月	1市7町で上川中部定住自立圏形成協定を締結。 Point 1
2011 (H23) 年 11月	旭川福祉後見支援研究会※が、ニーズ・実態調査を実施、検討報告書「～『地域社会が支える成年後見制度』の実現を目指して～」により旭川市に提言。
2012 (H24) 年	旭川市が「成年後見制度利用支援体制検討委員会」を設置、旭川成年後見センター(仮称)の構想を検討。
2013 (H25) 年	旭川成年後見支援センターを設置、旭川市社協が運営を受託。 Point 2 市民後見人養成事業を開始。
2014 (H26) 年 1月	1市8町で上川中部定住自立圏形成協定を締結。 市民後見人の受任開始。
2019 (H31) 年 3月	第4期旭川市地域福祉計画に、成年後見制度利用促進市町村計画を位置付けて策定、既存のセンターの仕組みを活かし、中核機関の設置を定めた。



POINT

Point 1

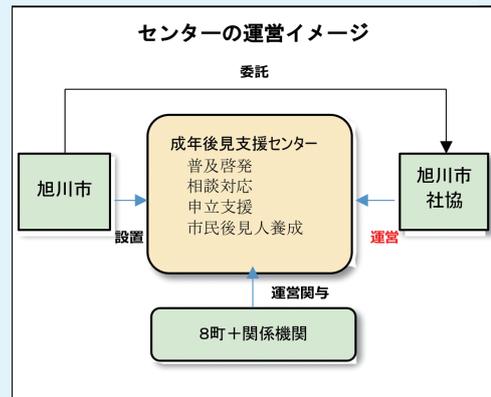
上川中部圏域における自治体連携の枠組みはもとからありましたが、H22年度より1市7町による定住自立圏域の枠組みができました。

平成25年度には1市8町での協定に変更、中心市である旭川市が福祉保険部福祉保険課に事務局を置き、運営要綱を定め、構成町と調整をはかりながらセンター運営を進めています。

Point 2

センターの運営イメージは、旭川市が成年後見支援センターを設置、8町と関係機関が運営関与、旭川市社協が受託、という関係です。

また、社協との委託契約は、定住自立圏域の中心市で事務局を担う旭川市が旭川市社協に委託しています。



旭川市が検討をはじめたきっかけは何でしょうか？

当事者団体や専門職、福祉団体が中心となり、「旭川福祉後見支援研究会」を立ち上げ、福祉ニーズに着目したニーズ・実態調査を行いました。

その結果、必要があるにも関わらず成年後見制度利用に至っていない潜在的なニーズを持つ方が2000名以上いることが明らかになりました。

研究会より、「初期相談から利用支援まで一体とした取り組み、関係する諸機関・団体がネットワークを形成し、活動展開が可能となるような、『公的な専門機関設置』が必要」との提言を受け、市で検討委員会を設置することになりました。



Ⅲ. 上川中部圏域における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

上川中部圏域では、上川中部定住自立圏域成年後見推進事業協定・実施要領に基づき、1市8町が連携し、旭川成年後見支援センターを中核機関と位置付けています。

センターは旭川市社協が運営を受託しており、担当者は、職員5名（うちセンター長および相談員3名は社会福祉士や精神保健福祉士）です。

センターでは、主に、相談、成年後見制度の手続き支援、成年後見制度の普及・啓発、市民後見人の養成・受任中の支援を行っています。

8町は1次的な相談窓口対応を行い、2次的にセンターが相談を受ける体制をとっています。旭川市では毎年4月頃各町を訪問、困っていることを聞き取り、また市町長申立ての場合には情報提

供を行っています。

なお、広報・制度の普及啓発活動や、ケースのアセスメントに関しては、センターが直接行っています。また、センターは市町の窓口担当職員向けの研修も行っています。

旭川成年後見支援センターはこんな役割を担います！

<p>相談</p> <p>○判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する事について相談に応じます。 ○成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えていきます。 ○相談の内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるよう支援いたします。</p>	<p>手続き支援</p> <p>○「成年後見制度」の利用が必要な方やそのご家族・関係機関のみなさまが、制度の利用をしやすくなるよう、法律に関する関係機関と連携を図りながら、解決に向けた支援を行います。</p>
<p>普及・啓発</p> <p>○住民の方に対して「成年後見制度」の理解を深めるための講演会を行います。 ○地域の福祉活動に従事する方や福祉サービス関係機関に対し、研修会を開催いたします。 ○「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」を知っていただくためのパンフレットを作成し、広く周知いたします。</p>	<p>市民後見人の養成</p> <p>○判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の養成を行います。 ※市民後見人は…親族や専門職以外の市民による後見人で、成年後見制度利用時に対し、身近な立場で支援する新たな役割となります。</p>

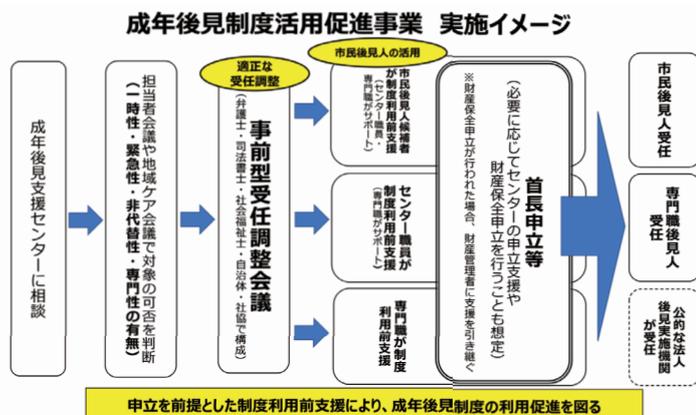
2. 成年後見制度「事前型受任調整会議」の開催

センターが2019（R1）年度より試行している「成年後見制度活用促進事業」では、相談から、ケースの検討、事前型受任調整会議が別図フロー図のように位置付けられています。

相談があると、まずは、担当者会議や地域ケア会議において、成年後見制度の対象となるのか、一時性、緊急性、非代替性、専門性の有無について検討が行われます。

成年後見制度の利用が適切と判断された場合、次の段階として、「事前型受任調整会議」が行われ、市民後見人、

専門職、センター職員のだれが制度利用前の支援に関与するのかを決め、スムーズな制度利用につなげています。



3. 市民後見人は、地域の福祉の担い手

センターでは、圏域1市8町を対象に市民後見人の養成、および、活動支援を行っています。

旭川市社協では、福祉のまちづくりにおいて以前より住民参加型の活動を展開しており、住民の力を信じ、市民後見人が地域の福祉の担い手として活躍することをバックアップしています。

旭川市の市民後見人は、主に低所得、身寄りがなく、紛争性がない案件について、単独で選任されています。

受任の初動期（1～2か月）には、センター職員が市民後見人とともに動き、活動を支援しています。

またセンターでは、3か月毎に市民後見人と定期面談を実施し、財産管理に関する報告書の確認及び被後見人等の状況や市民後見人の活動状況についての確認を行っています。

旭川成年後見支援センターにおける市民後見人像

1 定義

市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、行政が設置する旭川成年後見支援センターによる養成と活動の支援を受けながら市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。

2 市民後見人の要件

- ・年齢満25歳以上の一般市民の方
- ・旭川成年後見支援センター業務担当市町村内に居住している方
- ・旭川成年後見支援センターが開催する市民後見人養成研修を修了し、制度に関する基礎知識を修得している方
- ・倫理観や規範意識を持っていて活動意欲が高く、報酬の多寡にとらわれず、後見活動を安定的、継続的に実行できる健康状態や生活状態にある方
- ・被後見人の立場に立って地域に根ざした活動ができる方
- ・任意後見受任者や任意後見人、成年後見人等になっていない方
- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会などの専門職団体に後見候補者として登録していない方

3 受任案件の対象者

- ・紛争性が少ない方
- ・高額な財産をもたない方
- ・低所得者
- ・頼れる親族がない方
- ・見守りや寄り添いなど地域、近隣による支援が必要な方
- ・コミュニケーションや対人援助等の専門的な技術を要しない方

4 受任形態

- ・個人受任（専門職等との複数後見もあり）
- ・1人1件の受任を原則とする

5 選任方法

- ・専門職等で構成する受任調整会議にて事実ごとに選考する

6 報酬

- ・家庭裁判所への報酬申し立ては妨げない

7 受任までのおおまかな流れ



担当者より

後見を必要とする人がいままですら制度に結び付いていない実情があったのではないのでしょうか。制度を必要とする人にマッチングすることで、「助かったよ」という声を聞くことで、うれしく感じています。

センターができたことで、権利擁護をみんなで考える風土や空気ができ、支援を必要とする人をみんなで支えよう、という考えが共有されてきたように思います。



■参考URL 連絡先

●旭川市福祉保険部福祉保険課

TEL：0166-25-6312

URL：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/40000000/40050000/index.html>

●旭川成年後見支援センター

TEL：0166-23-1003

URL：<http://www.asahikawa-shakyo.or.jp/kouken/>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	鯉ヶ沢町、深浦町 (権利擁護センターあじがさわ)	区分	広域・委託（社協）
キーワード	広域整備、身元保証・日自との連携、検討・専門的判断会議		

2町2社協による広域整備での保証も含む総合的権利擁護

I. 概要

1. 自治体概要

人口	18,047人
面積	831.98km ²
高齢化率	44.8%
地域包括支援センター	2か所
日常生活自立支援事業利用者数	15人
障害者相談支援事業所	2か所
療育手帳所持者数	240人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	181人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
25人	21人	3人	1人	0人

(2018 (H30) 年12月末時点)

②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	2件	2件	1件	0件
内訳	高齢者	2件	2件	1件
	障害者	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
0人	0人	0人	0人

(養成数：2018 (H30) 年度末時点。
法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (H31) 年4月時点。)

3. 事例のポイント

▶ 2町2社協による中核機関の広域整備

平成22年から自主財源で権利擁護センターあじがさわを設置していた鯉ヶ沢町社会福祉協議会（以降、鯉ヶ沢町社協という）へ中核機関を委託し、2町2社協が権利擁護に関する事業を協働。

▶ 制度利用前から利用後までの検討・判断を実施する「検討・専門的判断会議」

制度利用の決定前から決定時、制度利用後の3段階において、専門職を交えて多機関で検討する「検討・専門的判断会議」を実施。

▶ 「保証」「日自」「成年後見」などによる、総合的な権利擁護の支援

身寄りのない人を地域で支えていくための「地域あんしん生活保証事業」を立ち上げ、判断能力低下前から安心して生活し、適切に成年後見へ移行できる体制を整備。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2010 (H22) 年	鯉ヶ沢町社会福祉協議会で権利擁護センターあじがさわ設立。(独自事業)
2016 (H28) 年6月～ 2018 (H30) 年10月	成年後見制度利用促進法、国基本計画策定の動きをうけ、2町で勉強会・研修会を実施。 Point 1
2018 (H30) 年 12月まで	2町2社会福祉協議会で、事業内容、事業費の負担割合等について協議。首長に事業説明を行い、財政担当課と協議。 Point 2
2019 (H31) 年 3月まで	条例・規則の制定、成年後見制度利用促進事業実施要項の制定。委託契約書、事業計画書の作成。 Point 3
2019 (H31) 年 4月	2町が権利擁護センターあじがさわ「成年後見制度利用促進事業」をそれぞれ個別に委託し、中核機関を整備。



POINT

Point 1

平成28年度は「地域あんしん生活保証推進プロジェクト」、平成29年度は「地域連携ネットワークに関する検討会」、平成30年度は「権利擁護研修会」を実施しました。

2社協はすでにそれぞれ法人後見に取り組んでいましたが、頼れる家族が近くにいない人の支援が課題であると感じていたことから、「地域あんしん生活保証推進プロジェクト」に、最初に取り掛かりました。このことにより、「保証」「日自」「成年後見」の3つから本人にもっとも適した権利擁護支援を提案できるようになりました。

Point 2

財政局や町上層部には、「2町の人口規模、高齢化率が似通っていて、2町2社協が共同でやることのメリットがあること」や、「両町の成年後見制度の利用者数のデータの推移」を使い、共にやることの必要性や効果を説明しました。すでに権利擁護センターあじがさわがあったこと、平成28年度から3年間2町で実践してきた勉強会等の実績により上層部の理解を得ることができました。

Point 3

中核機関整備にあたっては、このほかに成年後見制度利用促進に関する条例の制定や、権利擁護センターを実施するための要綱の整備も、各町で行いました。町の成年後見制度利用促進基本計画については、令和3年度までに、それぞれの町の法定計画に盛り込む形で策定する予定です。

「2町2社協による広域整備」というフレーズを使うのはなぜですか？

鯉ヶ沢町社協に中核機関を委託しているのは2町ですが、深浦町社協も、すでに法人後見に取り組み、権利擁護のスキルをもっていました。

また、地域あんしん生活保証事業等についても、2つの社協が同じ権利擁護の意識で実践をしています。2町2社協の4つがお互いに教えあいながら、権利擁護の実践を進めています。

やる！これから始める！という思いを共にもつことで、取り組みを進めることができました。



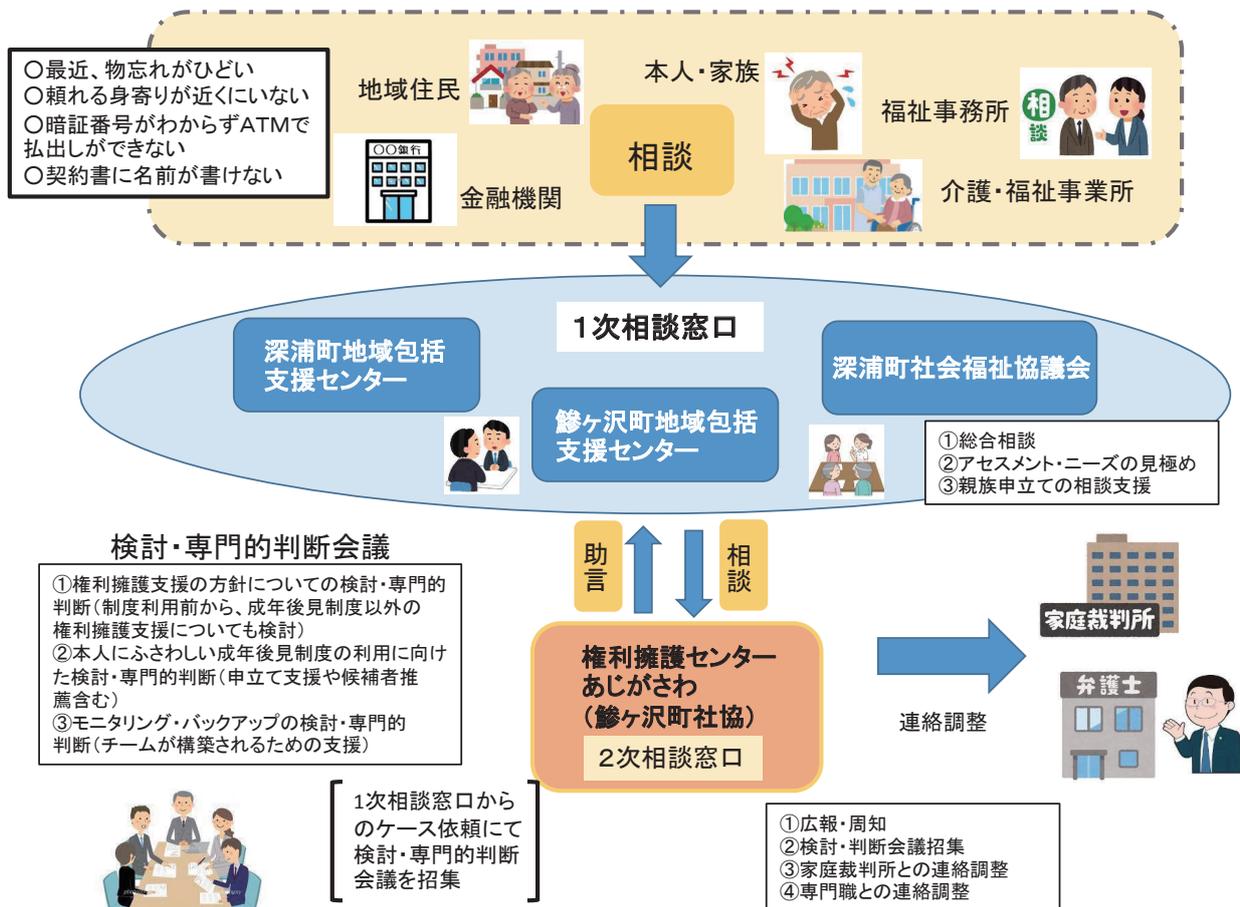
Ⅲ. 鯉ヶ沢町・深浦町における体制の特徴について

1. 2次相談と「検討・専門的判断会議」の招集を行う中核機関

平成22年、鯉ヶ沢町社協内に「権利擁護センターあじがさわ」（以降、権利擁護センターという）が設置され、法人後見等の権利擁護支援を実施していました。成年後見制度利用促進法、国基本計画策定の動きを受け、平成28年度から3年間、権利擁護センター主催で、2町2社協で地域の実情把握、権利擁護支援についての勉強会や研修会、

検討会等を重ね、権利擁護センターの業務内容を再考。そして平成31年4月（令和元年度）、「成年後見制度利用促進事業」を鯉ヶ沢町・深浦町が権利擁護センターへ委託し、地域連携ネットワーク構築に向けた中核機関の誕生となりました。

中核機関は、下記の図のとおり、2次相談と「検討・専門的判断会議」の招集を行っています。



2. 2町2社協による広域整備とその負担割合

2町は、人口規模、高齢化率がほぼ同様で、法人後見実施の事業も連携して行う等、以前より協力関係にありました。中核機関の整備にあたっては、多数の市町村で広域整備とすると、支援の際の移動距離が長くなることや、行政の規模が違うため課題を共有しにくいことが予想されました。また、鱒ヶ沢町社協には、法テラスが併設されており、法律職が常駐していて、連携がとりやすい体制がありました。そこで、既存のセンターの業務を見直すことで、中核機関とすることを決定しました。

センター職員2名は、権利擁護業務以外も兼務

しているため、権利擁護に携わる業務時間を算出してもらい、業務の6割が権利擁護業務に当たることがわかりました。職員の給与の6割を人件費として算出、使用料や賃借料、研修会実施の費用等も細かく積み上げて、予算額を設定しました。

事業費については、人口割合で細かく割ってもほぼ大きな差が生じないため、安定した運営のためにも、2町で折半し300万円ずつ支出することとしました。両町とも一般会計の社会福祉費の社会福祉総務費のところに、委託料で予算計上しています。

3. 地域あんしん生活保証事業や日常生活自立支援事業も含めた総合的権利擁護

センターの権利擁護支援の特徴として、「地域あんしん生活保証事業」「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」の3つから、本人に適した支援を提案していることが挙げられます。

人口規模が小さく、高齢化率が高い2町にとっては、入院や入所の際、頼れる家族がいない人への支援は重要な課題でした。判断能力の低下がないときから、必要に応じて成年後見制度へも移行できる一貫した権利擁護支援のための体制を整えたいと考え、平成28年度から始めた勉強会では、先に「地域あんしん生活保証推進プロジェクト」

から取り掛かり、保証機能の検討や、先進自治体視察を行いました。その結果、判断能力が十分な本人と契約し、預託金で死後の事務の問題までカバーしていける「地域あんしん生活保証事業」を創設しました。判断能力が不十分になった場合には成年後見制度へ移行することを契約に明記したうえで、法テラスの弁護士から助言を受けながら、現在6人と契約しています。

そのほかにも、虐待等に関する専門的支援事業や遺言公正証書作成支援事業など、幅広く権利擁護に関する業務を行えるセンターとして位置づけています。

担当者より

2町2社協で総合的な権利擁護支援に取り組むことにより、 $2 \times 2 = 4$ 倍の社会資源が活用できるようになりました。制度のはざまから救うことができるようになり、幅広いきめ細やかな権利擁護支援ができるようになったと感じています。



■参考URL 連絡先

鱒ヶ沢町役場健康ほけん課（地域包括支援センター）
（R2年度からは、ほけん福祉課へ課名変更）
TEL：0173-72-2111
深浦町役場地域包括支援センター
TEL：0173-74-4421
鱒ヶ沢町社会福祉協議会
権利擁護センターあじがさわ
http://www.ajisyakyo.justhpbps.jp/jigyoun_annsinnjiritu.html

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	二戸市・軽米町・九戸村・一戸町 (カシオペア権利擁護支援センター)	区分	広域・委託 (NPO法人)
キーワード	広域連携、多職種による地域連携ネットワーク、法人後見、市民後見		

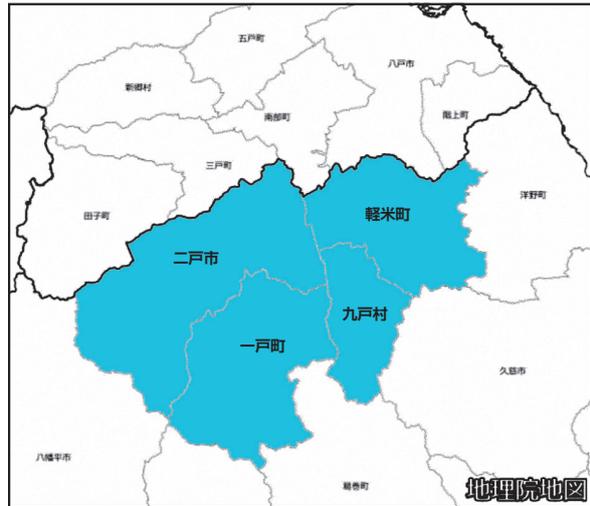
広域行政事務組合の圏域活用によるNPO法人への広域委託

I. 概 要

1. 自治体概要 (※4市町村の合計値)

人 口	53,892人
面 積	1100.27km ²
高齢化率	38.49%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	61人
障害者相談支援事業所	6か所
療育手帳所持者数	658人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	478人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績、二戸市は2019年10月時点数)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
107人	79人	25人	2人	1人

(2018年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	1件	2件	2件	6件
内 訳	高齢者	1件	2件	2件
	障害者	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
26人	6人	—	—

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶広域行政事務組合の枠組を活用

介護保険、廃棄物処理など一部事務組合を設置している二戸地区広域行政事務組合の枠組に基づき、通称「カシオペア連邦」4市町村が連携し、権利擁護支援センターを設置。

▶多職種による「権利擁護ネットワーク会議」の設置

行政、司法専門職、福祉関係者、医療機関等、多職種が関わり「権利擁護ネットワーク会議」を設置、調査研究や困難事例等の検討・解決、演劇による広報活動等を実施。

▶市民後見人養成、法人後見の実施

専門職が少ない地域で、制度利用を必要とする方に対応するため、市民後見人養成、法人後見にかかる取組等を実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	親族後見人支援 補助・保佐の
連携	任意後見制度 モニタリング・ バックアップ
連携	個人情報の 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2007年 (H19年度)	「権利擁護を推進する会」設立
2008年 (H20年度)	「カシオペア権利擁護等事業推進委員会」設立 Point 1
2009年 (H21年度)	地域における権利擁護ニーズの実態調査を実施。
2010年 (H22年度)	地域の相談機関への調査を実施。
2012年 (H24年度)	「NPO法人カシオペア権利擁護支援センター」設立。 Point 2
2013年 (H25年度)	「カシオペア権利擁護ネットワーク会議」設置、センターに相談員を配置。
2014年 (H26年度)	市民後見人養成事業を開始（一戸町事業、参加対象は4市町村） Point 3
2015年 (H27年度)	市民後見人フォローアップ事業を開始（一戸町事業）市民後見人が受任開始（専門職等との複数後見）。
2019年 (H31年度)	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町が、中核機関をカシオペア権利擁護支援センターに委託。 Point 4 第2回市民後見人養成事業を実施（軽米町事業、参加対象は4市町村）



POINT

Point 1

福祉、司法、医療それぞれの立場で権利擁護支援に悩んでいた専門職等が集まり、手弁当で委員会を立ち上げ、地域に成年後見制度を必要とする方がどのくらいいるのか、関係機関がどのような課題を抱えているのか調査を行いました。この委員会がのちの「ネットワーク会議」の母体となっています。

Point 2

センターの設立時、成年後見制度を活用した権利擁護支援を行うため、任意団体ではなくNPO法人格を有した団体として責任をもって市町村と協働していくことが必要と考えられました。

設立後、圏域の4市町村からの委託事業「二戸地域権利擁護支援事業」をセンターが受託しています。

Point 3

この圏域に法律専門職の数が少ないことから、成年後見制度の担い手の育成が急務でした。家庭裁

判所と調整を重ね、育成の翌年度より市民後見人の選任が開始されました。フォローアップ研修、受任者の交流会等センターが手厚く支援を行っています。また、2019年10月社会福祉法人による法人後見受任がスタートしました。

Point 4

2019年度、国基本計画で定められた中核機関の担うべき機能を事業の柱とした委託契約を締結することで、4市町村は中核機関を整備しました。

センター設置に向けて、以下の3つの取組が求められていることがわかりました。

- 1 啓発の必要性 → 研修会やパンフレットがあるといい
- 2 相談・支援の体制づくり → 福祉と司法が連携して専門的、継続的相談・支援ができる
- 3 受け皿づくり → 市民後見、法人後見の実施、後見人等を支える仕組み等



Ⅲ. 二戸地区における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

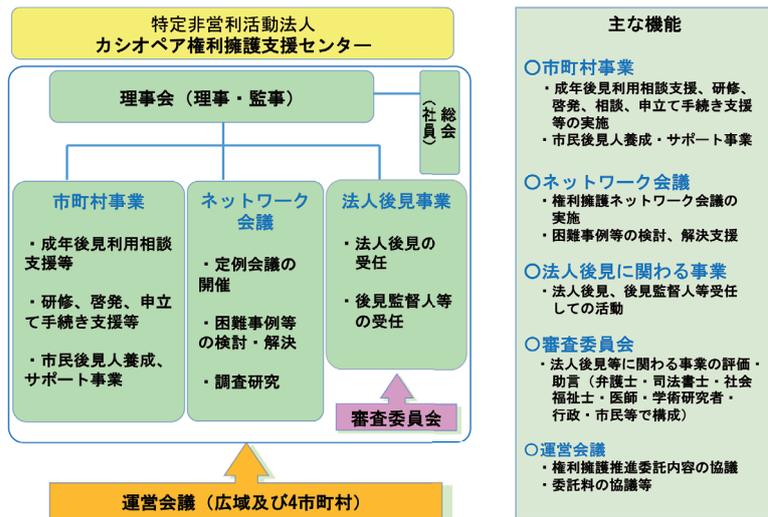
二戸地区では、介護保険、廃棄物処理など一部事務組合を設置している二戸地区広域行政事務組合の枠組（通称：カシオペア連邦）

に基づき、4市町村が連携し、NPO法人カシオペア権利擁護支援センターに中核機関を委託しています。

担当者は、職員4名（うち所長と主任相談員、相談員が社会福祉士）です。

センターでは、市長村事業としての相談支援、や研修会の実施、市民後見人養成・サポート事業を行うと

ともに、ネットワーク会議の開催、法人後見事業を行っています。



2. センターの「権利擁護相談支援体制」

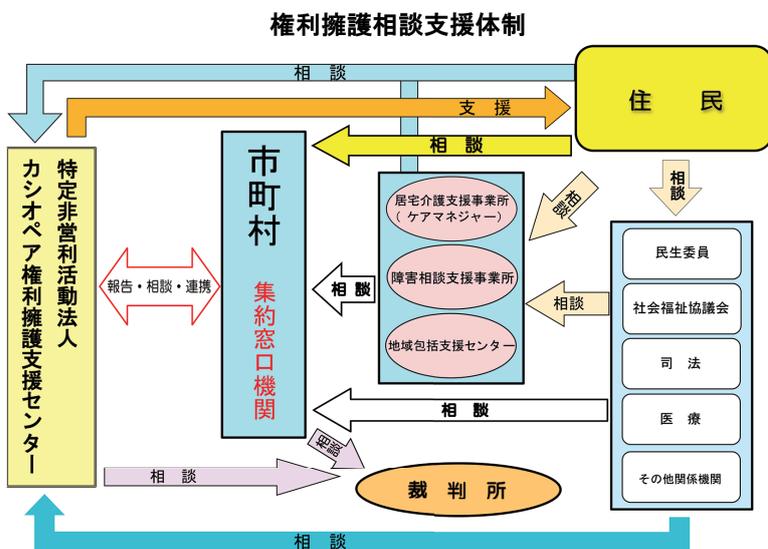
カシオペア権利擁護支援センターでは、市長村事業として「権利擁護相談支援」を行っています。

住民からの直接相談、民生委員や社協、医療・福祉関係者からの相談、市長村からの相談いずれにも対応を行っています。

困難事例の相談があった場合には、権利擁護支援センターのネットワーク会議において、多職種による事例検討を行うことができます。

自治体担当者からは、困難事案に対応できる専門的な機関があり、多角的に検討がなされることで、スム

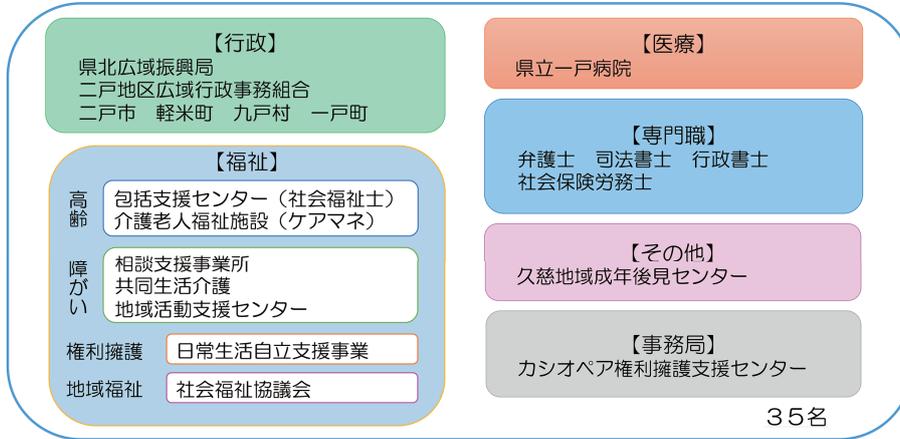
ーズな対応が可能になる、と評価されています。



3. 多職種連携による「権利擁護ネットワーク会議」の取組

平成30年度ネットワーク会議

多職種連携による「権利擁護ネットワーク会議」



地域には、司法、福祉、医療等の関係者が集まり地域の権利擁護の取組を手弁当で進める委員会が立ち上がっていました。

その取組を引き継ぎ、現在では、中核機関の事業として、行政、司法専門職、福祉関係者、医療機関等、多職種連携による「権利擁護ネットワーク会議」を年5回開催しています。

ネットワーク会議では、センター事業の検討、調査研究や困難事例等の検討・解決を行っています。

また、ネットワーク会議メンバーによる劇団「友蔵と仲間たち」を組織、成年後見制度を演劇を通じて知ってもらうための広報活動等を実施しています。劇団の演劇による制度周知は、各地で評判をよんでおり、現在は二戸地区だけではなく県内各地にて公演を行っています。



出典：センター「[ここにこ通信 Vol.4]」より

■参考URL 連絡先

- 九戸村住民生活課（幹事自治体）
TEL：0195-42-2111
URL：http://www.vill.kunohe.iwate.jp/gyousei/20_jyumin/
- カシオペア権利擁護支援センター
TEL：0195-43-3042



担当者より



- ・カシオペア権利擁護支援センターがあることで、行政もメリットを感じています。困難事例を行政だけで対応するのではなく、センターがあることでサポートいただけるのは非常にありがたいです。
- ・規模が小さな町村では行政だけで十分な対応が難しいため、圏域で行うほうが安定し、専門職や他自治体等に相談することもできます。
- ・行政は異動があるのに対し、センターがあることで、広域で専門職が関わり続けてくれ、多職種で連携してネットワークがあることは安心です。
- ・センターがあることで町長申立に踏み切ることができました。
- ・中核機関は総合相談事業です。そのためには分野横断的に本人や地域社会に働きかけ、必要な資源を活用・開発する「ソーシャルワーク機能」が求められます。

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	釜石市・遠野市・大槌町 (釜石・遠野地域成年後見センター)	区分	広域・委託（社協）
キーワード	立ち上げ時の調整の工夫、サテライトの設置		

2市1町の中核機関立ち上げにおける工夫

I. 概要

1. 自治体概要（※3市町の合計値）

人 口	72,126人
面 積	1466.31km ²
高齢化率	38.6%
地域包括支援センター	3か所
日常生活自立支援事業利用者数	78人
障害者相談支援事業所	5か所
療育手帳所持者数	721人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	623人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
164人	136人	21人	7人	0人

(2018年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)	
件 数	3件	1件	1件	2件	
内 訳	高齢者	2件	1件	1件	2件
	障害者	1件	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
—	—	—	—

(2018年度末時点)

※2020年度より市民後見人の養成に向けた検討を開始予定。

3. 事例のポイント

▶家庭裁判所支部の所管エリアで連携

釜石市・遠野市・大槌町は盛岡家庭裁判所遠野支部の管轄地域と一致しており、釜石市社協が実施する日常生活自立支援事業も2市1町の圏域で連携。制度利用者の利便性が高く、関係者の意思疎通が可能となった。

▶中核機関が「サテライト」を設置

中核機関は釜石市社協に委託しているが、遠野市社協に中核機関のサテライトを設置、遠野市住民からの相談に対応。

▶約3年間の協議を経て中核機関を設置

準備委員会等で中核機関設置に向けて協議、協議出席者の変更により、合意事項が振り出しに戻ることがないように、協議の論点と合意事項を「みえる化」する表を作成。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2016 (H28) 年度	釜石市庁内会議で成年後見センター設置を目指すことを確認。 遠野市・大槌町を交えた関係機関情報交換会を開催。 施設・医療機関等にアンケート調査を実施。 Point 1 研修会の開催。
2017 (H29) 年度	関係機関情報交換会、個別協議の実施。 研修会の開催（地域住民向け、支援者向け）。 視察の実施（県内3箇所、県外1箇所）。
2018 (H30) 年度	2市1町協議（6回） 設立準備委員会事務局会議（4回） Point 2 釜石・遠野地域成年後見センター設立準備委員会（2回）開催。 2市1町自治体と社協との個別協議、意見交換会開催。 研修会の開催（専門職対象2回、地域住民・専門職1回） 専門職等との協議。（2回）
2019 (H31) 年度	釜石市社協と各市・町が業務委託契約を締結、釜石市保健福祉センター内にセンター開設準備室を開設。 「釜石・遠野地域成年後見センター」の設立に関する基本協定締結、センターを開所。



POINT

Point 1

2市1町内の高齢者施設、障がい者施設、医療機関にアンケートを実施し、制度の活用が望ましいと思われる人の人数（後見ニーズ）の把握を行いました。

その結果、「判断能力の低下」、「保護者（身寄り）がない」等の理由により、制度の活用が望ましいにも関わらず、制度につながっていない人が181人いることが把握されました。

Point 2

2市1町協議（行政）では、準備委員会に諮る内容、職員採用や費用負担割合、契約書、予算要求に向けた協議等が行われました。

設立準備委員会事務局会議（行政・社協）では、ネットワーク及び組織の構築、事業計画、法人後見業務の位置づけ等が協議されました。

準備委員会（専門職、関係機関等、行政）では、センター名称、設置要綱、基本理念・組織体制、

業務内容、運営委員会の所掌事項等が検討され、方針案に基づき委託先の社協との協議が行われました。

また、**専門職等との協議**では専門職、県、県社協が参加、センター立ち上げに向けての情報提供、助言を行いました。

中核機関の委託料算定方法について教えてください。

按分方法は、地域における成年後見の本人属性を踏まえ、「高齢」7割、「障がい」3割としました。

高齢者分の経費負担割合は高齢者人口割、障がい者分の経費負担割合は、1/2を人口割、1/2を障害者手帳所持割です。

この算出方式により、R1年度は釜石市47.9%、遠野市37.4%、大槌町14.7%の按分となります。



Ⅲ. 釜石市・遠野市・大槌町における体制の特徴について

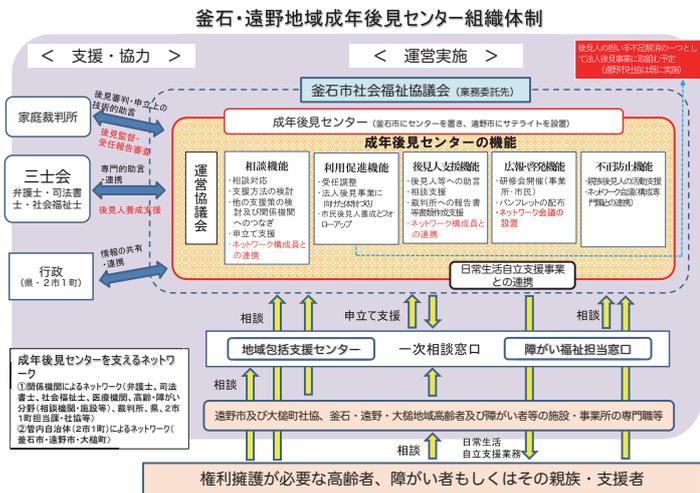
1. 中核機関の体制

社協への委託にて中核機関の整備を行いました。成年後見センターは釜石市社協にあります。担当者は、センター長1名（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員）、相談員2名（社会福祉士、社会福祉主事）です。

一次相談窓口は、各市町の地域包括支援センター、障がい福祉担当窓口が担っています。

運営協議会には、準備委員会より委員として関与した弁護士、司法書士、社会福祉士、社協、行政等に加えて医師会が参加しています。

権利擁護に特化したセンターとなるため、釜石市はセンターの職員として社会福祉士で後見事務



を行ったことがある人材を探し、開所時には無事要件を満たすセンター長を配置することができました。

2. 中核機関立ち上げ時の調整の工夫

中核機関の立ち上げ時、2市1町の事務局会議や個別協議、準備委員会、行政と社協との協議、など、様々な場面の協議が行われました。しかし、新たな団体が加わる際や、担当者が変更になったときに、それまでの協議で積み重ねてきた合意が振り出しに戻ってしまうこともありました。

そのため、協議の検討事項を一覧表に落とし込

み、可視化し共有するための資料が開発されました。

一覧表では、「案」、「検討結果」、「再提案」、「意見等」、「再検討結果」と、どの会議でどのような意見がでたのか、検討項目別に確認できるようになっており、新たな参加者がいてもこれまでの議論を踏まえることができるように工夫されています。

●●に向けた打合せ 検討項目:社協と市が協議し、自治体間で情報共有した結果、3市町の方針を示して各社協と協議する必要があると判断したもの。

No	検討項目	案	●月●日協議検討結果	再提案	意見等	△月△日検討結果	□月□日意見交換会振り返りと検討結果
1	開所時期	A市案 ○月○日開所	確定・再検討 結論出す。の時点ではどうか。	○月までには設定が必要ではないか。	確定・再検討 ...とする。	左記のとおり確認した。
2	協定締結時期	A市案 ○月○日	確定・再検討 ...の時期とする。		了とする。	確定・再検討	〇〇の方向で検討を進める。
3	委託契約	B社協案	確定・再検討 C市の例を参考に作成。		了とする。	確定・再検討	左記のとおり確認した。
4	センターの場所	A市案.... B市案.... C町案....	確定・再検討 当面...とする。		了とする。	確定・再検討 〇〇は今後の協議を受け検討する。	左記のとおり確認した。
5	職員	A市案	確定・再検討 個別打合せを進める。	業務の詳細を詰める必要がある。ではないか。	確定・再検討	左記のとおり確認した。

釜石市提供の協議記録表の様式。欄の記載事項には加工を加えています。

3. サテライトの設置と広報・相談対応

センターのサテライトを遠野市に設置、サテライトの運営は遠野市社協に再委託をしています。

釜石市と大槌町は生活圏域が共有されていますが、距離のある遠野市においては、別途センターのサテライトが必要と判断されました。

釜石市のセンターと遠野のサテライトの職員は、緊密な連携を取り、制度の勉強会等とともにを行っています。

また、釜石市のセンターは、釜石市の地域包括支援センターや障がい福祉係と同じフロアにあり、空間上も、連携が取りやすくなっています。

中核機関開設初年度となるため、センターでは、チラシの全戸配布や出前講座、関係機関への広報・啓発に力を入れるとともに、相談受付、支援の検討と支援経過のモニタリングを包括等と連携して行っています。

専門職後見人の数が限られる地域であり、2020

(R2) 年度からは市民後見人の養成を進めていくことが予定されています。

釜石・遠野地域成年後見センターにご相談ください

こんな事でお困りではありませんか?

- 認知症になった時 お金の管理が心配
- 暮らしのサービスが うまく使えない
- 書類の手続きに 困っている
- 障がいのある子どもの財産管理を 誰に頼ればいいのか?
- 判断能力が低下し、 預金の引き落としできない

お気軽にご相談ください。秘密は必ず守ります。

釜石・大槌地区の相談窓口
釜石市社会福祉協議会
釜石市保健福祉センター内2F
☎ 0193-27-9910

遠野地区の相談窓口(遠野サテライト)
遠野市社会福祉協議会内
☎ 0198-62-8459

◎相談方法 窓口、お電話、訪問(個人情報厳守)
◎受付時間 8:30~17:15(土日祝日、年末年始は除く)

担当者より

この先々、市町行政だけでは大変だろうと思っていたが、センターができ、制度を知る専門職がいてくださることで、安心感があります。

2市1町で連携して取り組めたこと、県内外の先輩地域とつながれたことが大きな宝です。これから計画の策定などの作業がありますが、今の連携があればできると思います。

成年後見ということばは知っていても難しいという人は多いので、身近な制度であることを必要な人に届くよう支援していきたいです。



■参考URL 連絡先

釜石市保健福祉部 地域福祉課
TEL : 0193-22-0177
URL : <http://www.city.kamaishi.iwate.jp/index.html>

- 釜石・遠野地域成年後見センター
TEL : 0193-27-9910
- 釜石・遠野地域成年後見センター(遠野サテライト)
TEL : 0198-62-8459

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	山形県山形市	区分	社協委託
キーワード	総合相談窓口の活用、法人後見と市民後見人養成の連携		

専門職を活用した事業検討と後見人支援

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	249,620人
面 積	381.585km ²
高齢化率	29.2%
地域包括支援センター	13か所
日常生活自立支援事業利用者数	186人
障害者相談支援事業所	14か所
療育手帳所持者数	1,626人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1,485人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
466人	369人	80人	12人	5人

(2019年9月1日時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	44件	37件	32件	6件
内 訳	高齢者	39件	36件	6件
	障害者	5件	1件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
45人	4人	5人	45人

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶社協の実践から見た課題をボトムアップし、センター設置へ

山形市社協では2006年に法人後見事業を開始、社協が成年後見利用に関する多くの相談を受けるなかで、相談受付から利用に至るまでの一貫した仕組みがないことや受任調整が課題として見たことから、これを踏まえて行政へ提言、2011年に市からの受託で成年後見センター開設。

▶後見支援チーム会議

月2回の行政とセンターによる「ケース会議」で振り分けを行い、月1回の専門職と社協との受任調整の「ケース方針調整会議」を開催。2018年度より市長申立案件について「後見支援チーム会議」を開催。

▶福祉まると相談窓口活用と市民後見人養成の工夫

社協の事業としてもともとある福祉まると相談窓口との連携、また、市民後見人養成時に地域福祉やまると相談等について講義の時間を設けることで、相互の役割を理解。また生活支援コーディネーター等と連携し地域に向けて制度や養成講座の広報を実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	後見人候補者 推薦
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	親族後見人支援 補助・保佐の
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2004年度～	社協として法人後見事業立ち上げの検討開始。先進地視察、研修実施。
2005年度	山形市社協内部での検討会5回実施。要綱の整備。家庭裁判所との調整。
2006年7月	法人後見事業開始。(2018年度までの延べ受任数165件) Point 1
2010年度	法人後見受任から顕在化した課題解決のため受任団体との意見交換会実施。
2011年度	意見交換会を重ねながら、先進地域の成年後見センターを視察。山形市内の各機関の現状と今後の方針について報告をまとめる。
2012年度	「山形市成年後見制度利用者支援検討会」の設置。 Point 2 (学識者、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、民事連、包括等12名)
2013年5月	山形市からの委託事業を受け「山形市成年後見センター」開設。
2016年度～	「地域に権利擁護の担い手を育成するために」市民後見人の養成を開始
2018年8月	山形市成年後見センターを中核機関として位置づける。



POINT

Point 1

山形市社協として法人後見の必要性をキャッチし、取組の検討を進めました。日自の利用者が多く、本来であれば成年後見制度への移行が求められる事案でも社協が抱え続けざるを得ない実態がある等、現状と課題分析を行い、法人後見事業をスタートさせました。

Point 2

- 成年後見制度の相談から利用までの一貫した支援体制が欠けている。
- 成年後見人等の受任者が見つかりにくく、選任まで多くの時間を要する。
- 成年後見人等を受任する各法人の組織、活動範囲が多様で総合調整するところがない。
- 成年後見制度自体の周知が不十分であり、普及活動が望まれる。
- 低所得者では申立費用の負担が大きい。

Point 3

センターはすでに中核機関の機能を有していることにより、山形市がセンターを中核機関として位置づけました。また、山形市社協で受けている「福祉まるごと相談」による窓口の一本化により、包括的な相談対応から権利擁護支援が必要な利用者がこぼれ落ちないように、連携がなされることになりました。

法人後見を受任することで明らかとなった課題とは何でしょうか？

法人後見受任は、2006年度には4件でしたが、2008年度には24件となりました。候補者の移行事案が多く、候補者の受任調整に時間がかかることが大きな課題となっていたことがわかりました。



Ⅲ. 山形市における体制の特徴について

1. 全体の業務と受任調整

現在、山形市成年後見センターでは下記の業務を行っています。

- ①制度利用に関する相談対応
- ②相談ケースへの個別対応・支援
- ③申立て手続の支援
- ④後見人の受任者調整
- ⑤後見人に対する支援
- ⑥制度の広報・普及活動
- ⑦市民後見人の養成、名簿管理、フォローアップ
- ⑧協議会等の運営に関すること

もともと、成年後見センターでは、①②の業務をとおして親族からの相談をしっかりと受け止め、制度利用についての助言や手続きの支援を丁寧に行う実践を行ってきました。

また、④の後見人の受任調整についても、力を入れてきました。受任調整は、「ケース会議」（定例、月2回）と「ケース方針調整会議」（定例、

月1回）で行っています。

「ケース会議」は高齢・障害担当の行政職員とセンター担当者による会議で、「ケース方針調整会議」に提案する内容を検討します。「ケース方針調整会議」では、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会の委員と市社協で受任機関の調整を行います。市長申立が必要と思われる事案はこの会議で検討され、受任者調整が行われるため、後見人が選任されるまでに時間がかかるという課題について、改善されました。

また、「ケース方針調整会議」で検討された候補者について、市民後見人の選任事案も含め、家庭裁判所はケース方針調整会議の内諾者を加味して後見人等を選任しており、連携を図りながら進めることができます。

この仕組みは中核機関設置後も継続しています。

2. 後見支援チーム会議

中核機関設置後に新たに整備したものが「後見支援チーム会議」です。後見制度の利用はゴールではなく、スタートであると考え、市長申立案件について、審判後も成年後見センターとして継続した支援が行えるよう、この会議を行っていくことを決めました。

後見支援チーム会議は、後見人や関係者が顔を合わせ、情報共有や支援の方向性を検討するための会議です。チームとして意思決定支援を含む支

援方針の共有等を行い、課題が出現した際には適切な支援や関係機関につなぐことができるよう、センターが調整役を担います。

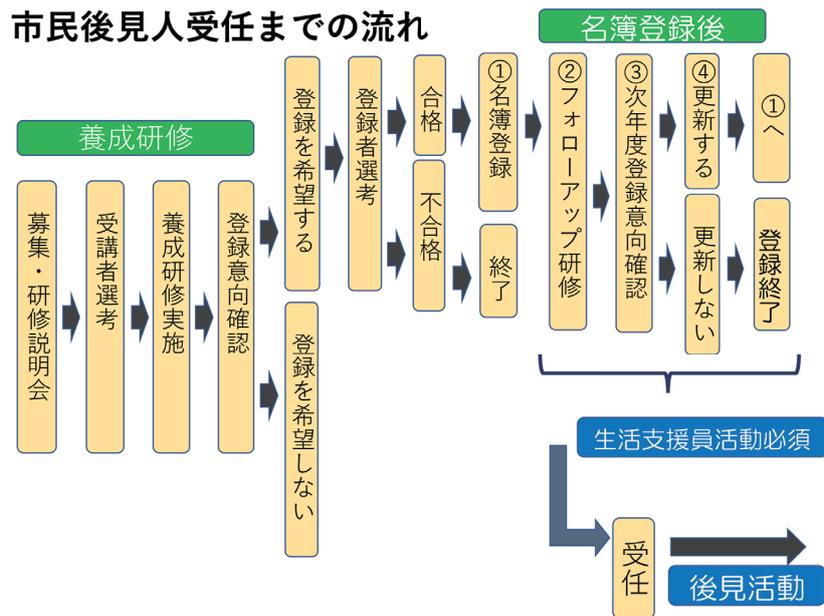
支援者側からも、支援チームとして成年後見センターへの相談がしやすくなった、状況が変化したときに再度関係者が集まって協議することができるので継続した支援につながる、と好評です。2020年度からの新たな取組として、後見支援チームに対する専門職派遣も検討中です。

3. 「地域に権利擁護の担い手を育成するために」 市民後見人を養成

山形市では「地域に権利擁護の担い手を育成するために」をスローガンとして、市民後見人の養成に2016年度より取り組んでいます。受講者は、市民後見人として登録しなくても、法人後見支援員や日自の生活支援員として活動を希望する方も

受講できるようになっています。

また、地域での普及啓発のために、地域の金融機関と協力連携を図り、金融機関の職員やOBも受講しています。



担当者より

日常生活自立支援事業（日自）に継続して取り組む中、意思決定支援のあり方、多額の財産管理など、日自だけでは対応が困難な課題がでてきました。行政と社協間のこれまでの信頼関係を活かし、行政とも連携をとりながら、本人の状態に応じた支援に繋いでいます。



参考URL 連絡先

山形市福祉推進部長寿支援課
TEL：023-641-1212

山形市社会福祉協議会 成年後見センター
TEL：023-674-0680

URL：<https://www.yamagatashishakyo.or.jp/seinen/>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	福島県いわき市	区分	単独・直営
キーワード	市民後見人の養成・活用 家庭裁判所との連携		

市民後見人選任後の具体的支援と家裁との情報共有

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	323,607人
面 積	1,232.02km ²
高齢化率	30.0%
地域包括支援センター	7か所
日常生活自立支援事業利用者数	82人
障害者相談支援事業所	26か所
療育手帳所持者数	2,531人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	2,372人

(2018 (H30) 年度末時点)
(人口、高齢化率は2019 (H31) 年3月1日時点)
(日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)

2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
410人	331人	57人	17人	5人

(2018年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	20件	26件	35件	20件
内 訳	高齢者	16件	23件	18件
	障害者	4件	3件	2件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
35人	5人	3人	1人

(2019年3月末時点)



3. 事例のポイント

▶委託を見据えた直営としての立ち上げ

いずれは委託をすることも見据えながら、まずは行政が相談受付や後見人選任後の情報共有会議の持ち方などの体制整備をするために直営として中核機関を整備。

▶市民後見人の活躍が本人メリットに

平成27年度より計画的に市が養成講座を開催。登録バンクも準備。専門職後見人との複数受任が基本。身上保護を担当する市民後見人をセンターが手厚く支援することで市民後見人の選任が促進。

▶家庭裁判所との垣根のない関係性

平成25年のセンター開設に向けた検討開始当初から、家庭裁判所がオブザーバーとして関与。気軽に相談できる関係性が継続。担当者異動後も、密な連携と良好な関係が継続。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談 窓口周知
調整	相談受付の工夫 相談受けの工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 の設置
連携	都道府県等との 協議体、合議体
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止（効果）	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2007 (H19) 年度	高齢担当部署（長寿介護課）がいわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会を設置。
2012 (H24) 年 6月	運営協議会内部に権利擁護支援に関わる実務者をメンバーとした専門機関立ち上げに係るワーキンググループを設置し、具体的検討に入る。
2013 (H25) 年 3月	後見制度活用ニーズについてのアンケート調査結果をワーキンググループで検討、専門機関の備えるべき機能等を取りまとめ、市に対して提言。 Point 1
2013 (H25) 年 4月	提言を受け庁内における検討開始。
2014 (H26) 年 9月	いわき市権利擁護・成年後見センター開設。 保健福祉課がセンターの担当部署となる。 Point 2
2017 (H29) 年 3月	既存の上記センターに中核機関機能を追加し、中核機関設置。



POINT

Point 1

いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会より、ワンストップ窓口として市民への制度の普及啓発・総合相談を行うこと、事例の発見から終結まで一貫して関わり、成年後見制度の利用支援、関係機関の調整、既存機関へのスーパーバイズを行い、適切な対応を導くことなどが提言されました。

Point 2

支援対象が高齢者、障害者であり、制度横断的な対応が求められることから、保健福祉分野を統括する保健福祉課がセンターの担当部署となりました。

中核機関となってから関わることになった立場で感じていることはありますか？

市を中心としたセンターの立ち上げ期に関わったのは、権利擁護支援についての思いと経験が豊かな担当者でした。これまでの取組が伝えられてきたこと、権利擁護実践団体からの専門職員派遣など行政内部の異動があっても、支障が出ないよう組織の体制づくりを工夫したことで、担当者の異動後も、組織として理念を共有することができ、体制を継続することができました。



Ⅲ. いわき市における体制の特徴について

1. 関係者の協力を得ながら進めた直営としての立ち上げ

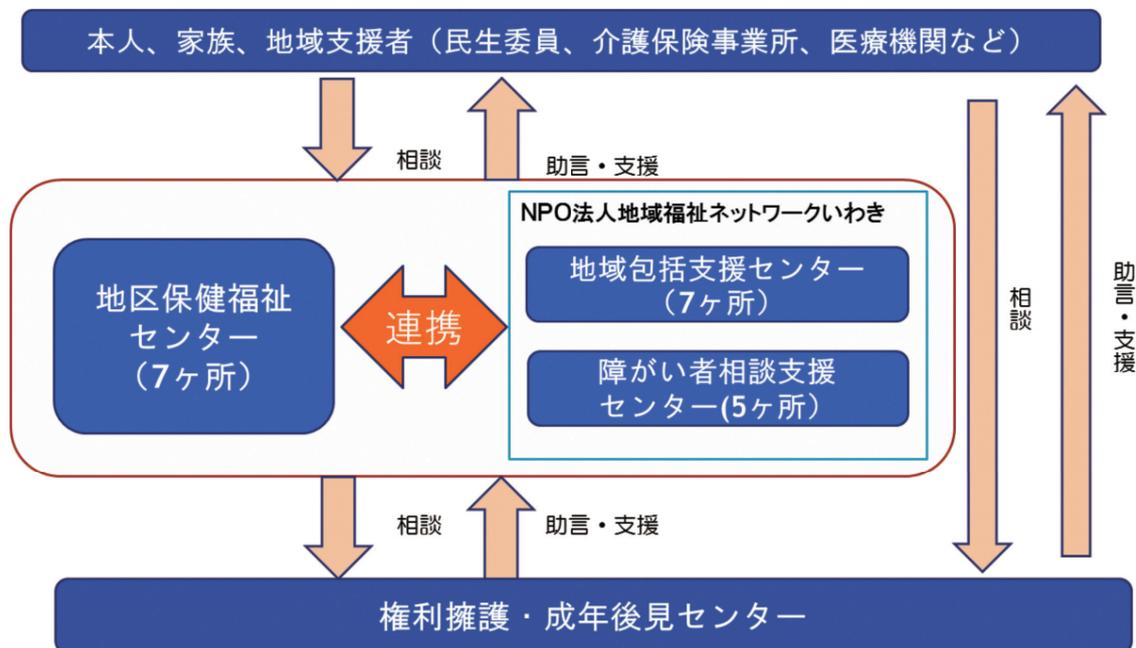
相談については、いわき市権利擁護・成年後見センター（以降、センターと略）が直接相談を受けることもあります（相談のうちの約3～4割）が、市内7か所に設置された地区保健福祉センター、地域包括支援センターが医療・介護機関、本人等からの最初の相談窓口となり、センターへつなげるケースも多くあります。

最初の相談の時点で地区保健福祉センター、地域包括支援センターの担当が制度利用に関するニーズをある程度整理してからつなげるため、センターは主に支援ニーズの高いケースの支援を担当することが可能となっており、業務の効率化につ

ながっています。

立ち上げに際しては、業務内容が専門的であるなど、人材確保が困難と見込まれる一方、権限の行使など、市が果たすべき役割も求められることから、市直営と委託のいずれの運営手法が適当かを検討した結果、権利擁護支援について専門性を有する法人から職員の派遣を受け、市直営で設置することとなりました。

現在も設置当初と同様に、職員の派遣を受けながらセンターを運営していますが、設置から5年が経過し、活動も安定してきたことから、委託による運営も検討していくこととなります。



現在、一般相談に関しては申立ての手続き支援まで対応しています。

市長申立てを検討するケースについては「成年後見制度利用支援個別検討会」を実施し、詳細な

アセスメントの上での制度利用の必要性の確認、受任調整、申立て以降の各関係機関の役割分担等をおこなっています。

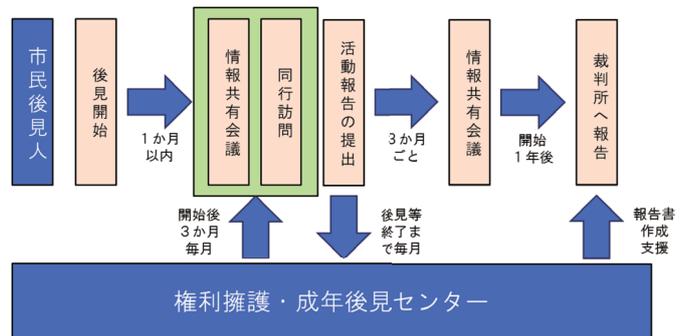
2. 市民後見人の活躍が本人のメリットに

市民後見人については2015年度より直営にて2年間を1期とした養成講座を開催し、これまで37名が受講、現在19名が市民後見人バンクに登録しています。市民後見人の受任については家庭裁判所と十分に協議して進めており、専門職との複数後見による個人受任（現在の受任7名）と、市内にある法人に所属し法人後見の支援員として活躍する場が用意されています。

市民後見人の受任ケースは市長申立てとなる事案の中で、虐待対応や債務整理などの専門的対応を要しないケースとしています。センターは市民後見人への支援として、すべてのケースについて、選任後関係者を集めて情報共

有会議を開催し、本人の状況と今後の支援方針を共有するとともに、3カ月の間は市民後見人の訪問にセンター職員が同行する形で支援します。

身上保護を担当する市民後見人が後見活動を終了するまでセンターが手厚く支援しているの、本人も成年後見制度を安心して利用できるメリットがあります。



3. 家庭裁判所との垣根のない関係性

市民後見人の選任が増加したのは、家庭裁判所へ気軽に相談できる体制をとることができていたからです。

「専門職後見人と市民後見人」という複数後見の役割分担について、「財産管理を専門職後見人、身上保護を市民後見人が担当する、市民後見人の身上保護の部分をセンターが支援する」ということを家庭裁判所に明確に伝えました。また、実際の取組に

おいて家庭裁判所としても課題を感じるころがあれば率直に意見交換をし、市が目指す市民後見人と専門職後見人の複数後見選任や後見人へのバックアップ機能をセンターが担えるよう連携がとられてきました。今後は、市民後見人養成講座や研修により、市民後見人が単独で選任されることも目指しており、市民後見人が、財産管理についても、より学べる仕組みについて検討したいと考えています。

行政・包括担当者より

行政職員は、異動直後は申立てについてのノウハウがない状態となります。しかし、権利擁護センターがあることで、手続きや書類についてすぐに確認することができています。

担当者が権利擁護に関する相談を受けたとき、一人で抱え込まずにすみ、課題に対応する相談機関に繋げ、適切な対応がなされる、ということが行政内、包括内で認識されてきました。中核機関が設定されたメリットを感じています。



家裁より

いわき市の取組みは、県内でも先駆的な事例ととらえ、積極的に連携を図ってきました。

取り組みを進めることは、裁判所だけが、あるいは市役所だけが大変になる、ということではなく、それぞれの立場で感じている課題を共有し、お互いの立場を理解して解決策を考えることで利用してよかったと思われる制度になっていくと考えます。これからは親族後見人への支援を、センターと一緒に取り組んでいくことが課題ととらえています。





市町村における中核機関等設置のために広域機関は 何ができるのか

北海道社協・成年後見制度推進バックアップセンター
中村 健治

「誰もが住み慣れた地域で安全に安心して住み続けたい」と願っています。それは、認知症や知的障がい、精神障がいを持っても同じです。もしそのような方々の判断能力が不十分になったり、自分の思いや気持ちを伝えることが難しくなった時、不利益を被らないようにするために成年後見制度などの権利擁護事業が取り組まれており、令和3年度末までに各市町村において中核機関等が設置されることになっています。北海道でも令和元年12月1日時点で、179市町村中81市町村に61カ所（内4カ所は複数市町村共同設置）の中核機関や後見支援センター等が設置されており、内59カ所（96.7%）が市町村社協へ委託されています。（道社協調べ）

中核機関を市町村が委託する場合の運営主体については、「業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社協、NPO法人、公益法人等）」を選定すると国の基本計画で示されています。また、社協がこれまで地域における権利擁護体制の構築に向けて、小地域ネットワークづくりや日常生活自立支援事業などの地域の支え合いや寄り添い型の支援、意思決定支援に取り組んできたことなどから社協への中核機関等の役割・期待が大きくなっていると思われます。

道社協では、このような現状を踏まえ、成

年後見制度における地域連携ネットワークづくりや中核機関等の設置、法人後見受任体制の整備など北海道における総合的な権利擁護体制の構築を進めるため、令和元年6月18日に『成年後見制度推進バックアップセンター』を開設しました。

センター開設から、約9か月が経ち36市町村社協及び11行政から延べ115件の相談があり、地域におけるニーズ把握の方法について、中核機関の4つの機能の具体的内容について、地域連携ネットワークの協議体や中核機関の委員会のメンバーについて、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職や専門職団体との連携方法について、法人後見受任体制整備や担い手の確保について、社協が中核機関等に取り組む意義についてなど、様々な相談が寄せられています。特に、中核機関や後見支援センター等が未設置の市町村においては、単独での設置はマンパワー的にも財源的にも厳しい、家庭裁判所や弁護士等の専門職・団体と日常的かかわりが薄くどう進めたらよいかわからないなど、広域支援が必要な相談も多く寄せられています。東京都では、成年後見制度の体制整備や利用促進に向けて、弁護士や司法書士、社会福祉士の専門職団体と連携協定を締結して、区市町村支援を行う仕組みをつくっており、広域機関に求められる役割は大きいと思われます。

北海道でも、道と道社協、札幌高裁の三者で認識共有する場で、市町村支援のイメージづくりと三者の役割分担を行い、チームとして成年後見制度の体制整備や利用促進に取り組むこととしています。

最後になりますが、市町村における中核機関等の設置では、身近な地域におけるネット

ワークづくりがポイントとなりますが、広域におけるネットワークや複数市町村による連携体制の調整や整備など、都道府県や都道府県社協の出番はそこにあると感じています。

まずは、中核機関等の設置に向けて、都道府県や都道府県社協へのアクションをお勧めします。



新たな地域資源としての市民後見人や社会福祉法人の活躍

特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター
所長 小野寺 幸司

どこの地域に暮らしていても、必要な人が成年後見制度を活用してもらう場面で、地域に後見人等を受任してもらえる社会資源があるかが重要なポイントになります。全国をみると専門職が確保できる地域よりも不足する地域の方が多いものと思います。そのような地域では、新たに後見人等の受け皿としての社会資源が必要となります。そのような場合は、一般住民がボランティア精神に基づき、被後見人等と同じ住民目線を持ちながら柔軟な後見活動を実践する市民後見人の活躍が期待されます。また、どの地域においても、社会福祉法人が福祉サービスの担い手として事

業を推進している状況にありますので、社会福祉法人による法人後見活動についても重要な社会資源となり得るものです。市民後見人や社会福祉法人による後見活動の実践においては、その養成から受任調整、受任後の後見活動支援や専門的支援などの機能が必要となります。中核機関が中心となり、それぞれの地域に応じて家庭裁判所をはじめ、司法や医療・保健・福祉等の機関と連携した成年後見の推進体制を構築していくことが大切です。そのことで、住民個々に権利擁護支援が実践され「このまちで、安心して、ずっと暮らしたい」という願いが叶うことと思います。



家庭裁判所と中核機関の関係～顔の見えるお付き合い～

福島家庭裁判所いわき支部

福島家庭裁判所いわき支部と中核機関であるいわき市との間では、それぞれの組織で後見事務を中心的に担当する職員同士（裁判所の主任書記官と市の係長）の信頼関係の構築がポイントであると考えています。相互の信頼関係構築により、様々な疑問や要望を率直に伝え合うことができるようになり、また、そこで出された疑問や要望に双方が真摯に応えることで、お互いの信頼関係も更に深まっていくという相乗効果が得られると感じています。

具体的には、市民後見人の養成、活用の場面では、裁判所は、いわき市からの要請で市民後見人養成講座の講師を引き受けたり、活動している市民後見人が裁判所に来庁した際に、苦労した点や疑問を感じていることを直

接聴いて、いわき市にそれをフィードバックするという取組を続けています。

また、裁判所といわき市との間で、親族後見人を支援する中核機関の機能の活用について意見交換をした際には、親族後見人が利用できる相談窓口を紹介していただいたり、いわき市の事業（報酬の助成事業や弁護士等の専門職による無料相談会等）の内容を教えてくださいなど、双方向での意見交換ができました。

今後は、いわき市において親族後見人を対象とした研修の実施を検討していると聞いていますので、研修開催通知の送付など裁判所も可能な限り協力していきたいと考えています。

自治体・中核機関と家庭裁判所との連携

地方自治体が中核機関や地域連携ネットワークを整備し、その機能を充実させていくにあたっては、家庭裁判所との連携がポイントになります。福祉行政においては福祉サービスの提供等により、本人やその支援者をサポートしています。このようなサポートを通じて得られたより身近で実情に即した情報が、家庭裁判所の後見開始や後見人選任等の判断に活かされることで、より適切な後見人の選任や交代につながるなど利用者がメリットを実感できる制度の運用の実現が可能となります。このような観点から、家庭裁判所と地方自治体が適切に役割を分担した上で、連携して、中核機関や地域連携ネットワークの整備に取り組むことが重要といえます。

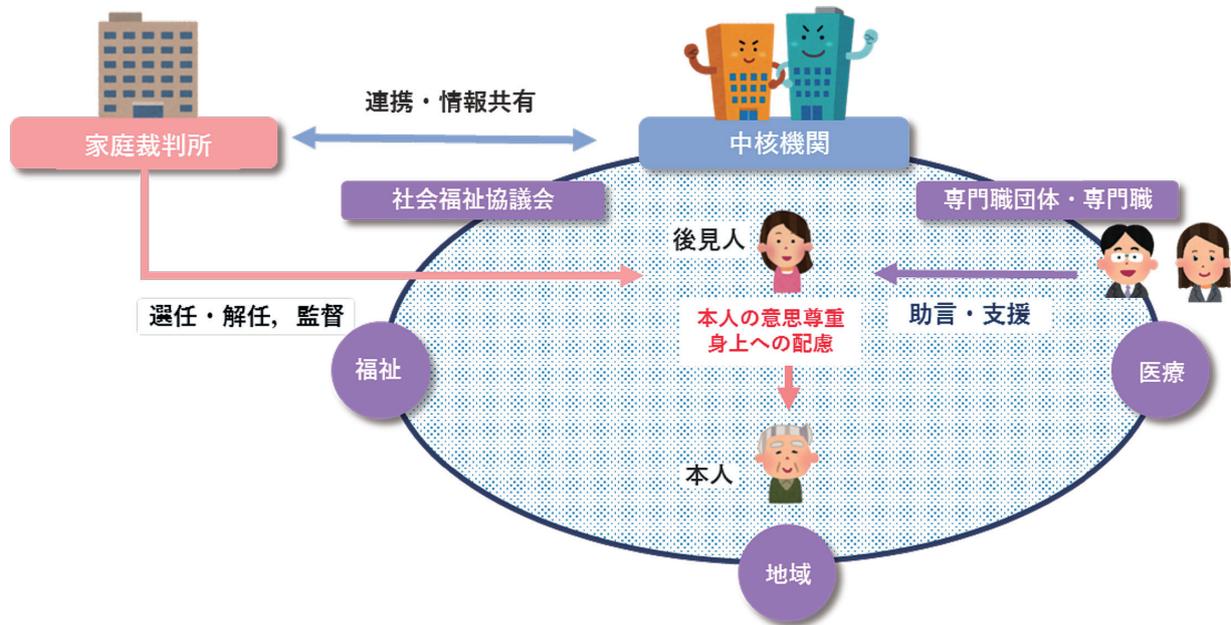
まず、中核機関や地域連携ネットワークを整備する段階においては、家庭裁判所が持っている成年後見制度の運用に関する知見や統計データなどを共有しながら取組を進めていくことがポイントとなります。また、成年後見制度利用促進機能の充実を図る段階では、後見人等候補者を家庭裁判所に推薦するにあたり、家庭裁判所との間で後見人等の選任イメージを共有しておくことがポイントとなります。さらに、後見人支援機能（モニタリング・バックアップ）の充実を図る段階では、類型の変更、後見人等の追加選任や辞任・交代などの必要性が生じた場合に、後見人等の監督を行う家庭裁判所との連携が必要となりますので、そのイメージを共有しておくこと

も重要です。

基本計画が目指す「利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善」は、中核機関や地域連携ネットワークが整備され、本人をとりまく後見人や親族、福祉関係者、自治体の職員、専門職、家庭裁判所など、様々な立場・職種の方々が本人に関わり、法律的・福祉的な観点も含めた多角的な検討や、それぞれの強みを活かした支援を行うことによって、初めて実現できるものであるといえます。全国どの地域に住んでいても、安心して成年後見制度を利用し、メリットを実感できるようにするためには、地方自治体と家庭裁判所が連携し、協力しながら体制整備に取り組む必要があります。

現在、全国の家裁判所では、地方自治体との間で、中核機関等の整備や機能充実に向けた意見交換を行ったり、地方自治体が主催する協議会に参加したりするなどの連携を行っています。また、地方自治体が実施する研修に職員を講師として派遣し、成年後見制度や家庭裁判所での運用について説明するといった協力も行われています。地方自治体の方々にとって、家庭裁判所は敷居の高い存在と感じられるかもしれませんが、家庭裁判所は、地方自治体と「顔が見える関係」を築き、地域の実情に応じた効果的な対応策と一緒に検討しながら取組を進めていきたいと考えています。ぜひお気軽に全国の家裁判所に御連絡ください。

地域連携ネットワークのイメージ



事例

事例番号	都道府県	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ
8	茨城県	取手市	成年後見サポートセンター	P.63
9	茨城県	牛久市	牛久市成年後見サポートセンター	P.67
10	栃木県	栃木市	栃木市成年後見サポートセンター	P.71
11	群馬県	渋川市	渋川市成年後見サポートセンター	P.75
12	埼玉県	志木市	志木市後見ネットワークセンター	P.79
13	千葉県	浦安市	うらやす成年後見・生活支援センター	P.83
14	東京都	江戸川区	安心生活センター	P.87
15	東京都	新宿区	新宿区成年後見センター	P.91
16	東京都	町田市	町田市成年後見センター	P.95
17	神奈川県	藤沢市	ふじさわあんしんセンター	P.99
18	神奈川県	横須賀市	横須賀市・横須賀市社会福祉協議会	P.103
19	新潟県	佐渡市	佐渡市社会福祉協議会成年後見支援センター	P.107
20	山梨県	甲府市	甲府市社会福祉協議会	P.111
21	長野県	伊那市、他	上伊那成年後見センター	P.115
22	長野県	飯田市、他	いいだ成年後見支援センター	P.119

ポイント解説一覧

	テーマ	ページ
2	活用可能な財源	P.128

コラム一覧

	テーマ	ページ
4	「チーム」による支援と後見人の役割 東京都社会福祉協議会 川井 誉久	P.123
5	意思決定支援のチームメンバーとしての本人 日本社会福祉士会 星野 美子	P.124
6	既存の会議等の活用 取手市役所 寺崎 邦秀	P.125
7	中核機関に期待したい情報の発信と収集 エール社会福祉事務所 西田 一朝	P.127

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	茨城県取手市	区分	単独・直営+委託(社協)
キーワード	市民後見人育成 連携ネットワーク構築		

「成年後見制度利用促進連携協議会」と「消費者安全確保地域協議会」を兼ねた協議会

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	107,161人
面 積	69.94km ²
高齢化率	31.1%(H27)
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	34人
障害者相談支援事業所	7か所
療育手帳所持者数	747人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	892人

(2018年度末時点・利用者数は2018年度実績)



地理院地図

2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
114人	101人	10人	2人	1人

(2020年2月末日時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (2月末日時点)
件 数	5件	14件	34件	27件
内 訳	高齢者	5件	12件	25件
	障害者	0件	2件	2件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
36人	0人	0人	0人

(2020年2月末日時点)

3. 事例のポイント

▶後見ニーズの急増

2015年4月から社会福祉法人等に委託し地域包括支援センターを4箇所増設。民生委員や専門職から介護保険の申請や権利擁護支援に関する相談件数の増加に伴い、2014年度まで0件だった市長申立件数が2015年度に3件となり、以後申立件数が年々増加傾向となっている。

▶中核機関の体制

- 中核機関は2020年4月から市と社会福祉協議会で担い、市では庁内連携（高齢福祉課と障害福祉課）を実現。
- 1つの協議会で2つの機能（「成年後見制度利用促進連携協議会」と「消費者安全確保地域協議会」）を持つことで、警察との連携を深める。
- NPO法人とりで市民後見の会が主催し、市民後見人養成講座やフォローアップ研修の開催、法人後見を受任。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 個人情報
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要					
2014 (H26) 年	社会福祉協議会が「権利擁護における仕組みづくり検討委員会」を主催し、司法・福祉・行政関係者による有識者委員会を立上げ。サポートセンターの設置について検討。					
2016 (H28) 年	社会福祉協議会に「成年後見サポートセンター」を設置。医療・福祉・司法のネットワーク構築のために「成年後見制度等利用推進連絡会」を設置・開催。行政（高齢福祉課・障害福祉課）、地域包括支援センター、介護支援専門員、成年後見サポートセンター、NPO法人とりで市民後見の会等が参画。2、3ヶ月に1回程度開催し情報交換等を実施。 Point 1					
2017 (H29) 年	成年後見サポートセンターにおいて「市民後見人養成等あり方検討会（第三者委員会）」を設置。（水戸家庭裁判所にオブザーバー参加依頼）					
2018 (H30) 年	「成年後見制度利用促進審議会条例」制定。検討会で議論した結果に基づき「市民後見人養成講座」を実施。 Point 2 （36名受講10名加入）					
2019 (H31) 年	4月成年後見制度利用促進審議会条例施行。 Point 3 審議会開催。（年6回程度）					
市長申立件数 推移	2014年 0件	2015年 3件	2016年 5件	2017年 14件	2018年 34件	2019年（2月現在） 27件



POINT

Point 1

市長申し立てが増加する中、司法・福祉・医療専門職等の連携の必要性を感じたことから成年後見制度等利用推進連絡会を設置しました。弁護士会・司法書士会・行政書士会・社会福祉士会に対して推薦を依頼。消費生活センター、病院相談員に対して趣旨説明を実施し、連絡会メンバーに加わってもらいました。

- 高齢福祉課だけでなく、障害福祉課とともに庁内で連携することにより連絡会を設置しました。
- 成年後見制度を活用すべきかどうかを実際のケースについて検討する場となり、弁護士・司法書士等専門職と検討することができるようになりました。

Point 2

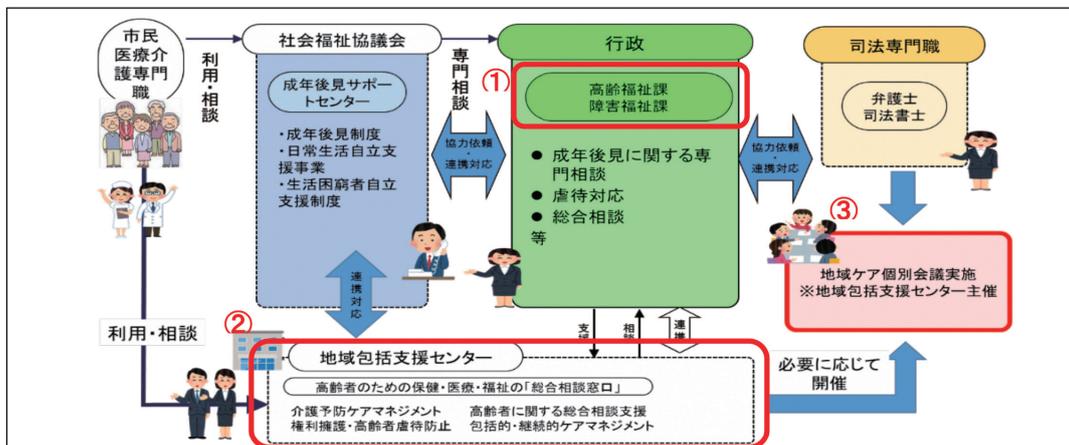
「市民後見人養成講座」の開催目的は、修了者による市民後見人の個人受任ではなく、NPO法人とりで市民後見の会の活性化及び法人後見受任の充実とし、対象者は市内在住の一般市民かつNPO法人とりで市民後見の会になるべく加入できる方としました。

Point 3

「成年後見制度利用促進審議会条例」制定を、高齢福祉課の重点業務として位置付け、市基本計画策定における法的根拠を明確化しました。また中核機関を社協に委託するにあたっての法的根拠・財源の根拠を明確化するために条例を制定しました。

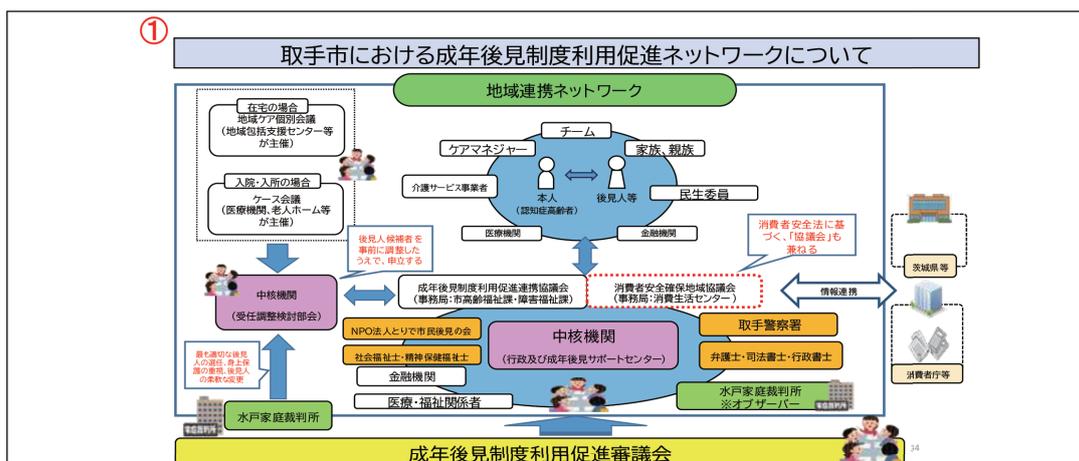
Ⅲ. 取手市における体制の特徴について

1. 成年後見制度につなげるための相談支援体制



- ① 高齢福祉課と障害福祉課により庁内連携しています。
- ② 相談は市民からよりも専門職から地域包括支援センターに相談が入ることが多いです。包括が最初から関り、ケースをスクリーニングしています。
- ③ 必要に応じて司法の専門職、市役所の高齢、障害の担当、社協が参加して、地域ケア個別会議を実施しています。ここで成年後見の必要性を検討することが取手市の特徴といえます。

2. 広報機能の充実（広く住民への周知+個別ニーズへの周知）による効果



- ① 専門多職種による地域ケア個別会議は、成年後見制度の利用が必要なケースが適切に判断される仕組みとして機能しています。
- ② 成年後見制度利用促進連携協議会（事務局：市役所）と消費者安全確保地域協議会（事務局：消費生活センター）が協働。協議会を作ることによって、消費生活センターはもとより警察との連携もより一層深めることが出来ます。

※URL https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/network/

3. 関係多機関・多職種との関わりにおける特徴

■立ち上げ・体制整備において

立ち上げの際の裁判所との連携について

当初、市町村長申立における申立書類の作り方、戸籍の見方等もわからなかったため、裁判所に向き、申立に関する相談を重ねました。そのような中で自治体と裁判所間のつながりができ、市民後見人養成あり方検討会のオブザーバー参加を機に審議会等へもオブザーバー参加してもらうことができました。

■支援機能において

多様な後見の担い手の育成支援（社会福祉協議会とNPOの法人後見）

当初は後見の多くは社協に依頼していましたが、受任件数の増加が、社協の相談支援の負担となりました。後に「NPO法人とりで市民後見の会」との連携、市民後見人の育成（NPOへの登録）

が強化されました。登録者には議員や専門職も含まれており、また市からNPOに対して一部助成を行っていることについても家裁から認識されているため、法人後見において市民後見人養成研修終了者に活躍いただける環境が整いました。

■協議体の設置について

「消費者安全確保地域協議会」と「成年後見制度利用促進連携協議会」を兼ねた協議会

「消費者安全確保地域協議会」の設置については、社援局からの通知※が来てから初めて調べ始めましたが、それを自身の地域で活かせると思えるアンテナをもっていたことが重要でした。取手市では、元々消費生活センターとは成年後見制度利用推進連絡会への参加をお願いしたときからのつながりがあったことがアンテナにかかった要因となりました。

担当者より

相談窓口には「成年後見」の相談はほとんど来ません。その相談ケースの課題について、成年後見で担えることがあるかもしれないという視点を持つことが必要といえます。また、成年後見につながることによって、ご本人・家族への手続き等の負担はもとより、支援する側の負担の軽減にもつながるケースも考えられるので、課題によっては、その解決の方法論のひとつとしての「成年後見」を押さえておくことが肝要と思われます。



■参考URL 連絡先

取手市 福祉部 高齢福祉課
0297-74-2141
kourei@city.toride.ibaraki.jp

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	茨城県牛久市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	センターと別部門での中核機関、計画策定、受任調整、一次相談窓口への研修		

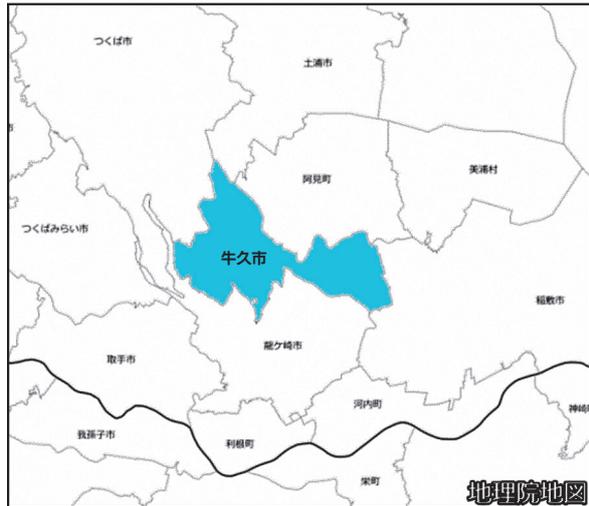
計画・中核機関整備を契機にコーディネート機能を充実

I. 概要

1. 自治体概要

人口	85,076人
面積	58.92km ²
高齢化率	28.06%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	28人
障害者相談支援事業所	8か所
療育手帳所持者数	535人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	531人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
81人	67人	9人	4人	1人

（2018（H30）年12月末時点）

②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	1件	0件	4件	
内訳	高齢者	0件	0件	3件
	障害者	1件	0件	1件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
37人	2人	1人	11人

（2018（H30）年度末時点）

3. 事例のポイント

▶地域福祉計画の別冊として

成年後見制度利用促進計画を策定

地域福祉計画中間見直しの時期がきたので、成年後見制度利用促進計画を合わせて整備することを市が決定し、地域福祉計画の別冊として成年後見制度利用促進計画を策定。

▶一次相談事業所向け研修を展開

「一次相談事業所」として包括、障害者相談支援事業所、社協の成年後見サポートセンター等を位置づけ。適切な相談対応、相談ケースの制度利用の必要性判断のため、一次相談事業所に対する研修を展開。

▶成年後見人等候補者調整会議を開催

制度利用が必要と判断され、候補者が不在の場合、「成年後見人等候補者調整会議」にて適切な候補者の推薦を実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アシメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携 受任調整会議
市町村長申立	推薦 後見人候補者
市民後見人養成	法人後見 親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 の設置
連携	都道府県等との 連携 協議体、合議体
連携	当事者団体との 連携 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2011 (H23) 年	市社協が成年後見サポートセンターを整備 (市補助事業)。
2012 (H24) 年	成年後見サポートセンターにて市民後見人の養成を開始。
2018 (H30) 年	成年後見制度利用促進計画の策定・中核機関の整備に向けた検討を開始。 Point 1
2019 (H31) 年	地域福祉計画の別冊として、成年後見制度利用促進計画を策定。 茨城県内初の中核機関を整備。 Point 2



POINT

Point 1

国の「基本計画」や「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」等の情報をもとに、成年後見サポートセンターを有する社協と行政で、牛久市における今後の展開について、協議していました。

2018 (H30) 年度、社会福祉課が中心となり地域福祉計画の中間見直しの際に、高齢福祉課の協力の元、地域福祉計画の別冊として、成年後見制度利用促進計画を整備することになりました。



Point 2

中核機関委託事業計画では、特に中核機関の役割として、専門職による専門的助言等の支援の確保、協議会の事務局など、地域連携ネットワークの「コーディネート機能」を担う側面が打ち出されました。

中核機関設置前、成年後見サポートセンターではどんな取組を行っていましたか？

牛久市社協では、市の補助事業として牛久市成年後見サポートセンターを立ち上げ、成年後見制度に関する福祉関係者や金融機関等への広報・啓発や、相談対応、市民後見人の養成とフォローアップ、法人後見事業の実施等を行ってきました。

中核機関は、コーディネート機能を担う別部門として市から委託を受けました。同じ社協内にありますが、成年後見サポートセンターは、一次相談窓口や法人後見等実務を担う活動を行っています。



Ⅲ. 牛久市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

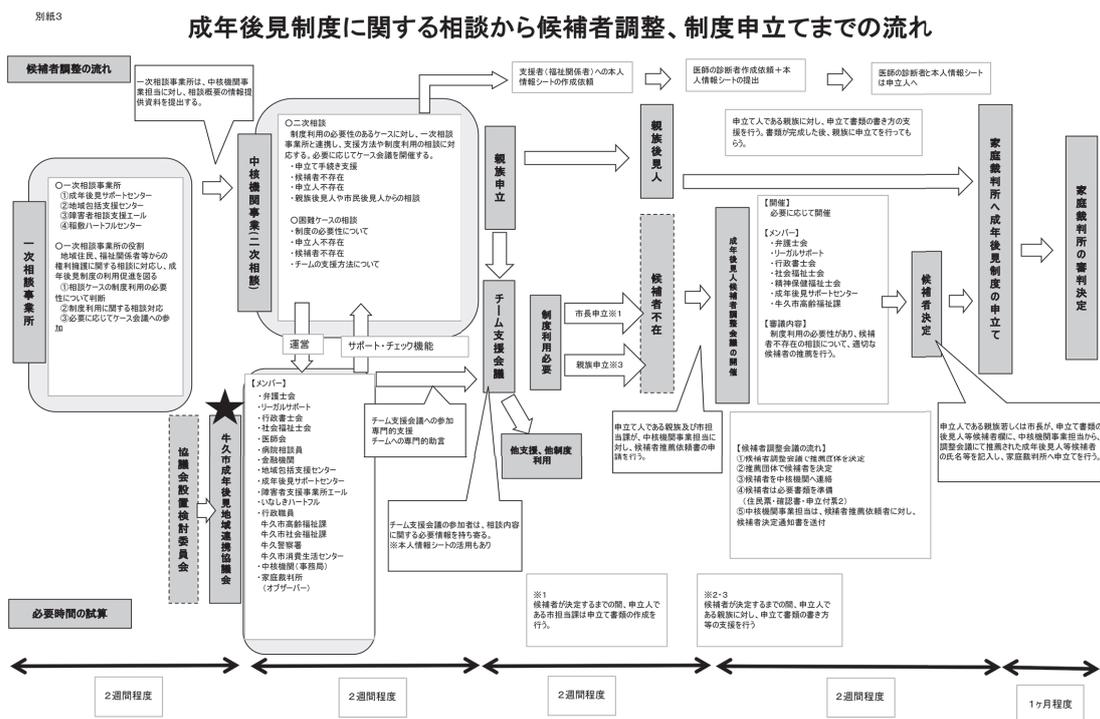
社協への委託により中核機関の整備を行いました。担当者は、市社協の職員2名（うち1名が社会福祉士）です。

「平成31年度成年後見制度利用促進に伴う中核機関委託事業計画」に基づく業務内容は以下のとおりです。

- (1)地域連携ネットワークの構築事業
- (2)広報事業
- (3)相談事業

- (4)成年後見制度利用促進事業
- (5)後見人支援事業
- (6)不正防止効果の取り組みに向けた事業（箱物の新設ではなく、事業として委託）

なお、牛久市社協内にあるものの、中核機関と別部門で実施している成年後見サポートセンターは、相談支援業務（一次相談）、法人後見業務・法人後見監督業務、日常生活自立支援事業、支援員の養成等を担い、中核機関と連携しています。



2. 一次相談事業所と中核機関（二次相談）の連携

牛久市における中核機関の体制整備の特徴として、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、成年後見サポートセンター等、身近な地域にある相談窓口を、「一次相談事業所」として位置づけていることがあげられます。

一次相談窓口の役割として、地域住民、福祉関係者等からの権利擁護に関する相談に対応し、制度利用の必要性を判断し、必要な場合に、チーム支援会議へ参加すること等が挙げられています。

中核機関は二次相談を担い、制度利用の必要性

のあるケース、困難ケース等について、支援方法や制度利用の相談に対応しています。

一次相談事業所と中核機関の連携に向け、中核機関では一次相談事業所向けの2日間の研修カリキュラムを実施しました。研修内容は、成年後見

一次相談事業所向け研修カリキュラム

1日目

科目	目的	内容	時間
①成年後見制度利用促進計画と中核機関	国や市が策定した成年後見制度利用促進計画の内容、中核機関の必要性やその役割について認識し、成年後見制度を取り巻く社会状況の変化を理解する	・成年後見制度の概況 ・成年後見制度利用促進計画 ・地域連携ネットワーク ・中核機関の役割 等	20分
②中核機関と一次相談事業所の連携と期待される役割	中核機関と一次相談事業所の連携の必要性について認識し、一次相談事業所として期待される役割を理解する	・中核機関の概要 ・一次相談事業所の概要 ・一次相談事業所の役割 ・中核機関との連携	70分
③成年後見制度の概要 vol.1	成年後見制度の概要を正しく理解するため、制度の仕組み、法定後見制度、任意後見制度、後見人の役割、申立手続きの流れについて学ぶ	・権利擁護の必要性 ・制度の仕組み ・法定後見制度	30分

制度の概要、成年後見制度利用促進と中核機関のほか、本人情報シート、事例を通じた実務理解等が含まれています。2019（H31）年度は20事業所より59名が参加しました。

2日目

科目	目的	内容	時間
④成年後見制度の概要 vol.2	成年後見制度の概要を正しく理解するため、制度の仕組み、法定後見制度、任意後見制度、後見人の役割、申立手続きの流れについて学ぶ	・任意後見制度 ・申立手続きの流れ ・後見人の役割 等	40分
⑤本人情報シート	制度申立てに必要な診断書を医師に依頼する際、医師への情報提供として新たに活用されることになった本人情報シートの書き方などを学ぶ	・導入経緯 ・作成者 ・活用方法	20分
⑥成年後見につなげた事例	市長申立てを中心に成年後見制度に繋がった事例を紹介し、市長申立てや成年後見制度の利用について理解する	・市長申立ての事例（認知症事例） ・障害者事例	30分

3. 成年後見人等候補者調整会議を開催

中核機関が整備されてから、成年後見制度の利用が必要と判断されたケースで候補者が不在の場合、「成年後見人等候補者調整会議」にて適切な候補者の推薦を行う仕組みを新たに整えました。調整の流れは、まず会議で推薦団体を決定し、推

薦団体が候補者を決定・中核機関に連絡するというものです。

候補者調整会議では、専門職団体、行政、社協等がメンバーとなっています。開催回数は定期開催が年4回、その他随時開催しています。

担当者より

国の計画で整備する年度も定められており、実施しなければいけない取組です。いずれ行うのであれば、地域の権利擁護支援のため、前向きに取り組んだほうがよいと思われます。

制度を必要としている人の相談・ニーズをしっかりと拾い上げられるような体制整備に取り組んでいきたいと考えています。



■参考URL 連絡先

牛久市保健福祉部高齢福祉課
TEL：029-873-2111

牛久市社会福祉協議会 地域福祉担当（中核機関）
TEL：029-871-1295

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	栃木県栃木市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	都道府県・家裁との関係、市民後見人の養成		

行政と社協の連携・協力による中核機関の取組

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	160,743人
面 積	331.50km ²
高齢化率	30.4%
地域包括支援センター	11か所
日常生活自立支援事業利用者数	79人
障害者相談支援事業所	19か所
療育手帳所持者数	1,413人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	907人

(2018年度末時点)
(療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳取得者数は2017年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
190人	156人	20人	10人	4人

(2018年11月1日時点)

② 市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	6件	7件	6件	0件
内 訳	高齢者	4件	6件	3件
	障害者	2件	1件	3件

③ 市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
40人	0人	0人	26人

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶ 行政と社協の協働による中核機関

中核機関の整備の際、国基本計画でいう「協議会」に当たる「成年後見制度推進委員会」の設置要綱に市と社協の「協力」を明記し、相互に協力していく体制を整備。

▶ 県や家庭裁判所との連携

県内初の協議会（成年後見制度推進委員会）ということもあり、県も家庭裁判所も協力的。県としても栃木市のケースをモデルとして県内に波及させる考え。

▶ 市民後見人に対するフォローアップと活躍支援

市民後見人の養成、登録、フォローアップを行っているが、今後は社協が行う法人後見の支援員として経験を積み、法人後見から市民後見人へのリレーによる受任モデルを模索している。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2015 (H27) 年	成年後見サポートセンターの設立に向け、市と社協との調整・協議、専門職団体との協議。 市民後見人養成講座開催の準備。 Point 1
2016 (H28) 年	「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を実施。成年後見サポートセンターの設置（市社協へ委託）。 社協における法人後見体制の構築。 各種団体への出前講座の開催、成年後見漫談・シンポジウムの開催。
2017 (H29) 年	成年後見推進委員会を開催（以後、定期的に開催）。 成年後見サポートセンター主催の司法書士相談会を開催（以後、定期的に開催）。 成年後見漫才の開催、成年後見制度についての冊子を作成。 市民後見人養成講座（入門編）を開催。 Point 2
2018 (H30) 年	市民後見人養成講座（入門編・基礎編）を開催。 県担当課長会議、宇都宮家裁等への活動発表。
2019 (R1) 年	「栃木市成年後見制度利用促進計画」策定中。 Point 3 市民後見人養成講座フォローアップ研修を開催。



POINT

Point 1

先進的な自治体を参考にして、成年後見制度の相談センターの取組を進めようという思いから動き始めました。社協も市民後見の取組を検討しているところでした。

Point 2

市民後見人養成講座については、2017（H29）年度から実施、2019（R1）年度からは市民後見人養成講座フォローアップ研修を実施しています。研修内容もバージョンアップを図っています。

Point 3

2020（R2）年度から2024（R6）年度の5年間を計画期間とする「栃木市成年後見制度利用促進計画」を2020（R2）年3月に策定しました。

社協として法人後見を事業化したのはなぜですか？

市からセンター立ち上げの話を受けた当初、市は相談窓口の設置や市民後見人養成を主な事業として想定していました。

しかし、社協では、市民から相談を受けるにあたって、「実際に自分たちが後見をやっているのに相談を受けられるのか」という疑問があり、法人後見を社協の自主事業として実施しようということになりました。



Ⅲ. 栃木市における体制の特徴について

1. 地域連携ネットワークの構築

2016（H28）年10月より「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」（国のモデル事業）を実施しています。

相談支援機関ネットワークとして、栃木市成年後見サポートセンターを当該事業の実施主体となる「栃木市福祉総合相談支援センター（※1）」に位置付けました。これにより、同センター内で情報共有を図り、相談支援機関のネットワーク体制を活用して成年後見制度の利用が必要な市民を早期に発見し、適切に制度利用につなげることであります。

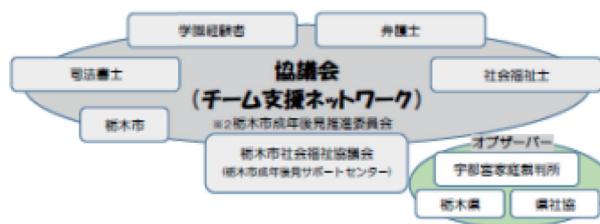
また、「栃木市成年後見推進委員会」（※2）を地域連携ネットワークの「協議会」として定め、本人の状態に応じた後見活動が行えるよう、学識経験者や専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）や家裁等とのネットワーク体制により、「チーム支援」を行います。

推進委員会の設置要綱において、行政と社協が連携・協力して事務局を運営すると位置付けました。中核機関は、行政と社協の協働のほうが運営しやすく、家裁も関わりやすくなるという効果がありました。

相談支援機関ネットワーク



チーム支援ネットワーク(協議会)



出典：「成年後見制度利用促進計画」（案）より

栃木市の成年後見推進委員会のような取組は県内初ということもあり、県や家裁も推進委員会のオブザーバーになっています。

栃木県内においては、中核機関の設置や市町村計画の策定がなかなか進まない状況にあることを踏まえ、県は、圏域ごとに意見交換や広域設置の

検討をするなど、積極的に動いています。県としても、栃木市と相互に協力して取組を進めることでノウハウ等を蓄積し、県内の他の地域における体制整備の取組に活かしていくことを想定しています。

2. 市民後見人の養成とフォローアップ、活動支援

市民後見人の養成については、2017（H29）年の入門研修から始まり、2019（R1）年度はフォローアップ研修を行っていますが、市民後見人の受任はまだありません。

社協の法人後見で支援員として経験を積み、そのまま、市民後見人にリレーする形を考えています。社協による法人後見の受任件数も非常に増えており、法人後見から市民後見人へのリレー方式を想定し、市民後見人の養成は必須と考えています。また、社協の法人後見だけではなく、各専門

職団体の持っているケースもリレーでできるようになることを想定しています。

現在、15名の市民後見人登録者がいますが、登録をしてもすぐに受任できるわけではないため、登録者のモチベーションを下げず、研鑽を深めるためのフォローアップ研修を年4回実施しています。なお、市民後見人の推薦や受任等に関しては、フォローアップ研修内の同行実習、法人後見の支援員としての実務を評価し、評価結果を数値化して判断してはどうかという検討をしています。

担当者より

成年後見制度は、専門的な要素が多いので、専門職の知恵を借りることが必要になりますが、研修会では、「法律の専門職とどうやったら、つながりが持てますか」といった質問が出ます。当市の場合、委員会や司法書士の専門相談などで、ほぼ毎月会うことができますので、そこからつながりがつくれます。自らアクションを起こしていくことが必要だと思います。

地域の専門職や民間企業など、地域の様々な関係者・関係機関と関係を持っていくことが重要であると考えられます。

成年後見制度については、今までは専門職が担っていたこともあり、話がしにくいという印象がありました。社協が相談対応や法人後見をするようになってからは、専門職も含め、関係機関と連携しやすくなり、制度につなげやすくなったと感じています。



■参考URL 連絡先

栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア課
TEL：0282-21-2239

●栃木市成年後見サポートセンター
TEL：0282-22-4501

<http://www.tochigishi-shakyo.or.jp/chiiki/seinen.html>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	群馬県渋川市	区分	単独・直営
キーワード	成年後見制度利用促進条例 直営 地域共生型地域包括ケアシステム		

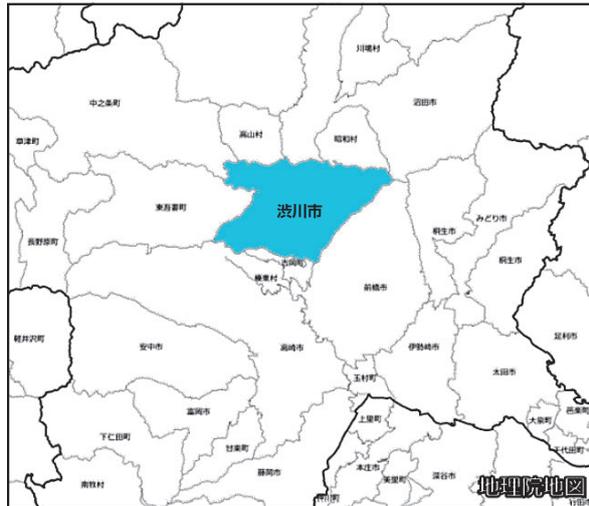
地域共生型地域包括ケアシステム構築に向けた条例制定

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	77,477人
面 積	240.3km ²
高齢化率	33.7%
地域包括支援センター	8か所
日常生活自立支援事業利用者数	86人
障害者相談支援事業所	8か所
療育手帳所持者数	680人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	515人

(2018 (H30) 年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は同年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
261人	212人	33人	13人	3人

(2018 (H30) 年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)	
件 数	4件	6件	6件	1件	
内 訳	高齢者	3件	5件	5件	1件
	障害者	1件	1件	1件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
0人	0人	0人	0人

(2018 (H30) 年度末時点)

3. 事例のポイント

▶「小さく生んで大きく育てる」中核機関

2019 (R元) 年9月、渋川市による直営の「渋川市成年後見サポートセンター」を開設（市庁舎・高齢者安心課内）。主な業務内容としては、広報・普及啓発、相談、申立支援を実施。

▶利用促進条例を制定、直営の中核機関を置くこと等を明記

「渋川市成年後見制度の利用を促進するための条例」（2019 (R元) 年10月施行）において、地域連携ネットワークの中核的な役割を担う機関を高齢者安心課に置くことを明記。

▶成年後見制度活用検討ガイドの作成に向けた検討

適切な制度の申立や支援者の負担軽減につなげるため、「渋川市成年後見制度活用検討ガイド」の作成に向けて検討中。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	窓ロ周知 広報・相談、
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
連携	任意後見制度 モニタリング・ バックアップ
連携	個人情報の 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2019 (H31) 年 4月	「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進するため、市の組織機構の見直しを行い、地域包括ケア課、高齢者安心課を設置。
同年5月	専門職団体（日本司法書士会連合会）の呼びかけにより、渋川市で成年後見制度利用促進に関する意見交換会を開催。 Point 1
同年9月1日	高齢者安心課内に「渋川市成年後見制度サポートセンター」を開設。
同年10月1日	「渋川市成年後見制度の利用を促進するための条例」施行。渋川市成年後見制度サポートセンターを中核機関として位置付け。 Point 2
2020 (R2) 年 2月	渋川市成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）を策定予定。



POINT

Point 1

意見交換会は、日本司法書士会連合会の主催により開催され、県内の市町村や社協、専門職のほか、家庭裁判所、厚生労働省、先駆的な取組を行っている自治体（全国で初めて利用促進条例を制定した埼玉県志木市）なども参加して行われました。

渋川市では、もともと成年後見制度利用促進基本計画の策定について検討を進めていましたが、こうした意見交換会の開催により、条例を制定し、権利擁護支援の推進を市の責務として明示しつつ取組を進めていくべきであるとの機運が盛り上がり、利用促進条例の制定や中核機関となる渋川市成年後見制度サポートセンター（以下「サポートセンター」といいます。）の設置につながりました。

Point 2

利用促進条例には、「市の責務」「関係者の努力」「計画の策定及び審議会の設置」「中核機関の設置」等について盛り込まれています。この条例の制定により、庁内の分野を超えた連携も進めることができました。全ての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるための地域共生社会の実現に向けた、地域共生型地域包括ケアシステムの構築の一層の推進を図ろうと考えています。

今までも、地域包括支援センターなど、権利擁護の相談をうける窓口は存在していたかと思いますが、成年後見制度サポートセンターの開設により、変化したことがありますか？

サポートセンター開設前は、成年後見制度に関する相談は、月に1～2件程度でしたが、今は月10件程度の相談が入っています。それだけ、市民が公的な相談窓口を必要としていたのだと感じています。



Ⅲ. 群馬県渋川市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制・事業内容等 ～小さく生んで大きく育てる～

中核機関であるサポートセンターは、渋川市の直営であり、直接の担当は、高齢者安心課となっています。人員体制としては、同課の課長がサポートセンター所長を兼務しており、その他に同課の職員3名がサポートセンターの職員を兼務しています。

主な事業内容は、以下のとおりです。

①相談支援

本人や親族・関係機関（病院・福祉施設・障害者施設等）から成年後見制度に関する相談を受け付けます。

②申立支援

成年後見制度の利用が必要な方に、申立手続の説明や支援を行います。

③広報・普及・啓発

成年後見制度に関する広報活動や講習会等の開催を通して、市民や関係機関の職員に幅広く広報・普及啓発活動を行います。

なお、サポートセンターの開設後には、多くの人にその存在を知ってもらうため、サポートセン

ター開設チラシを作成し、公民館、地域包括支援センター、社会福祉協議会、在宅医療介護連携支援センター、障害福祉なんでも相談室、金融機関等に配布しました。チラシ配布の効果があり、相談件数が伸びています。市民がより制度につながりやすい環境が整ってきているものと実感しています。

各種事業については、必要に応じて、庁内の権利擁護の関連部局等との連携を図りながら実施しています。高齢者安心課には地域包括支援センターも置かれており、専門的な知識・経験を有する職員も在籍しているため、相談対応に当たって必要な助言を受けるなどしています。また、障害関係の部局との連携強化も図っています。

今後については、国基本計画において中核機関や地域連携ネットワークの機能とされている事項を踏まえ、段階的に、以下のような取組を行っていくことができないか検討しています。

- 専門職団体の協力を得て、専門相談を実施
- 市民後見人の育成
- 法人後見実施機関の支援

渋川市成年後見制度等 活用検討ガイド

このガイドは、本人を支える福祉事業関係者などが、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用の必要性を感じた場合などに、どのように検討を進めればよいかを整理したものです。



不明な点は、次の連絡先へご相談ください。

【成年後見制度の利用について】

渋川市成年後見サポートセンター

(市役所本庁舎 1 階高齢者安心課内)

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

☎ 0279-25-7196

【日常生活自立支援事業の利用について】

社会福祉法人 渋川市社会福祉協議会

(子持支所内)

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

☎ 0279-24-6611

渋川市・渋川市社会福祉協議会

渋川市成年後見制度等活用検討ガイド

担当者より

現在、支援者向けの成年後見制度活用検討ガイドを作成中です。このガイドには、制度検討フローチャートやガイドライン、制度に係る調査票を収録予定です。このようなガイド作成やサポートセンターの開設により、権利擁護を必要としている人に関わっている支援者の連携が進み、負担軽減が期待できると考えています。



■参考URL 連絡先

渋川市成年後見サポートセンター

TEL : 0279-25-7196

<http://www.city.shibukawa.lg.jp/kenkou/fukushi/chiiki/p006859.html>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	志木市	区分	単独・直営＋一部委託
キーワード	専門職との連携、家庭裁判所との連携、親族後見人支援、個人情報の取扱		

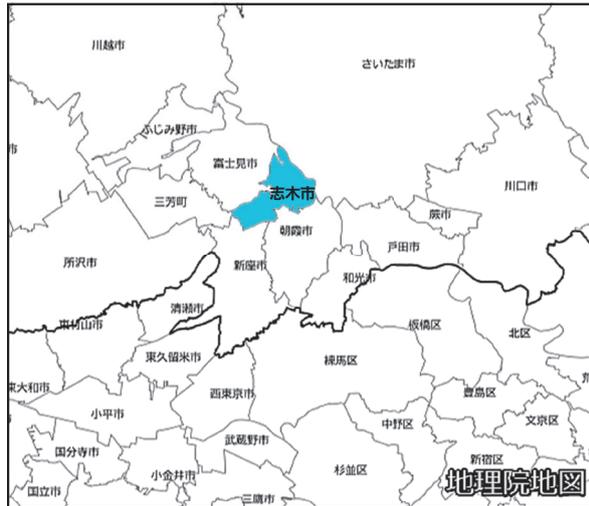
直営＋一部委託による法律職、家裁との連携強化

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	76,365人
面 積	9.05km ²
高齢化率	24.25%
地域包括支援センター	5か所
日常生活自立支援事業利用者数	136人
障害者相談支援事業所	7か所
療育手帳所持者数	436人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	625人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
93人	76人	11人	6人	3人

(2018 (H30) 年12月末時点)

② 市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	2件	3件	3件	0件
内 訳	高齢者	0件	3件	0件
	障害者	2件	0件	0件

③ 市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
233人	6人	10人	10人

(養成数：2018 (H30) 年度末時点。
法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (H31) 年4月時点。)

3. 事例のポイント

▶ 専門的助言の確保を重視した中核機関の体制整備

直営の志木市後見支援ネットワークセンターを役所内に整備。一次相談窓口を受けている地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所からの要請で、法律等専門職を派遣。

▶ 住民基本情報システムへの登録による後見人支援

住民基本情報システムへ、同意のある後見人情報を登録。後見人支援を適切に実施。

▶ センターの周知文書を家庭裁判所から

郵送による後見人支援

後見人を支援している志木市後見支援ネットワークセンターの周知文を家裁へ提出し、文書郵送の際に同封してもらう。この周知により、親族後見人からの相談が増加。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携 受任調整会議
市町村長申立	推薦 後見人候補者
市民後見人養成	法人後見 相談・支援 親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 任意後見制度 モニタリング・ バックアップ
連携	取り扱い 意思決定支援 協議体、合議体 の設置 都道府県等との 当事者団体との 連携
不正防止(効果)	家裁との連携 専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2012 (H24) 年	成年後見支援センターを志木市社会福祉協議会に委託。市民後見人養成。
2013 (H25) 年	市内初となる市民後見人が受任。(以降7件受任)
2017 (H29) 年 4月	志木市成年後見制度の利用を促進するための条例を制定。 Point 1
2018 (H30) 年 4月	志木市成年後見制度利用促進基本計画策定。委託を見直し、直営で志木市後見ネットワークセンターを市庁舎内に設置。 Point 2
2020 (R元) 年 4月	第2次志木市成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画内に一体化して策定。地域共生社会との連動を強化。(12月中旬時点で、パブリックコメント終了) Point 3



POINT

Point 1

権利擁護の取り組みを推進することは市の役割であると考えている市長の力強い指揮のもと、平成29年4月に全国初の「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定しました。条例では、市の責務の強化（3条）、計画策定（6条）、審議会の設置（9条）、地域連携ネットワークの構築及び成年後見等実施期間の設立に関する支援等（7条）を定めています。

Point 2

条例に基づき審議회를設置し、計画策定について審議しました。審議会は、学識経験者2名、地域組織の方1名、障がい者支援団体の方1名、法律職2名の計6名で構成、地域組織の方は、町内会の連合会役員の方ですが、市民後見人でもあるため、有意義な協議をすることができました。

審議会には、長寿応援課、障害福祉を担当している福祉課、子ども家庭課の2課も審議会に出席、家庭裁判所もオブザーバーとして加わりました。全世代型の権利擁護の中核機関を模索していたため、子ども家庭課も出席しています。計4回開催しました。

Point 3

第1期計画は、成年後見制度利用促進計画を単体計画として策定しましたが、第2期計画は、地域福祉計画内に章立てを設ける形で一体化して策定しました。このことにより、地域共生社会に向けた取り組みとの連動強化を予定しています。

成年後見制度利用促進の取り組みにより、市役所の関係部署に権利擁護の横ぐしをさし、実践を積み上げてきました。この横ぐしを、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備へと展開していきます。

条例制定の上で、苦労した点を教えてください。

「地域連携ネットワーク」という言葉を盛り込むことが、自治体の条例としては初めてのことでした。利用促進法だけでなく、国の基本計画の内容を何度も説明し、法務担当の理解を得ました。審議会として動向をつかむため、国の専門家会議の傍聴を研修として実施する等の工夫を行いました。



Ⅲ. 志木市の中核機関の特徴について

1. 専門的助言の確保を重視した体制整備

志木市は、直営に加え、様々な専門性のある団体への委託という「直営プラス一部委託」で中核機関を整備しています。

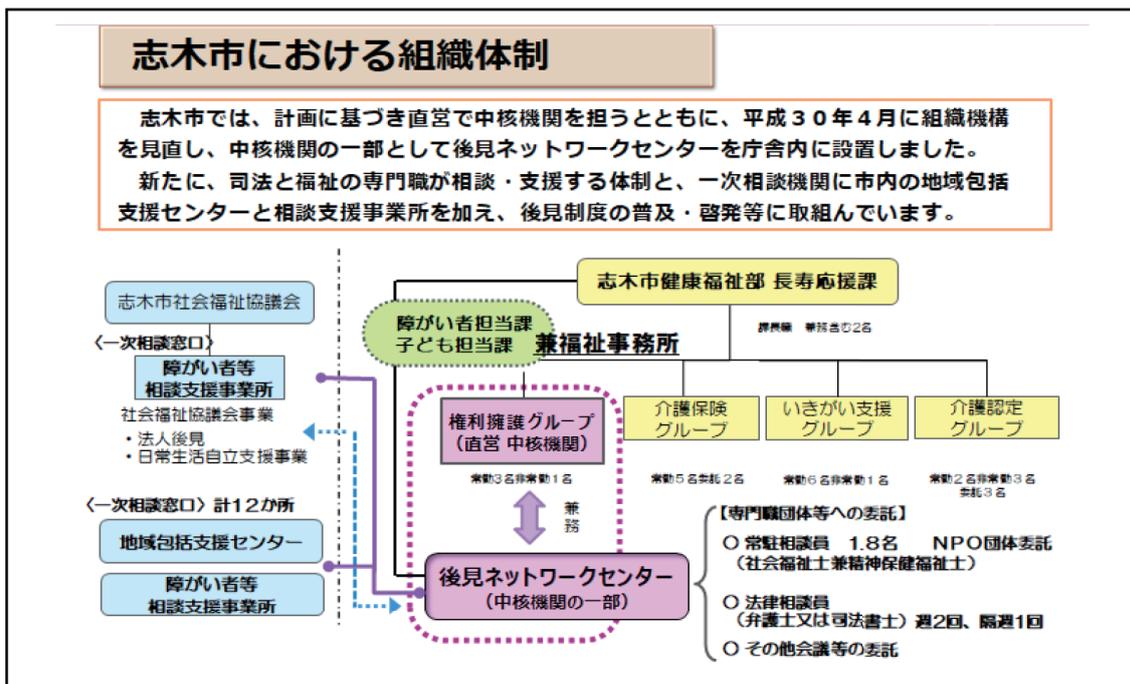
直営部分は、長寿応援課と志木市後見ネットワークセンター（以降、ネットワークセンター）で構成されます。全体のコーディネートを行うのは、直営部分の役割です。令和元年7月からは、一次相談窓口として地域包括支援センターと障がい者等相談支援事業所の計12か所が担い、ネットワークセンターは、一次相談窓口からの要請をうけてチームへの助言を行う法律等の専門職派遣や家庭裁判所との調整などを行っています。

専門性のある団体への委託は、志木市にあるNPO法人志木市精神保健福祉をすすめる会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会と

委託契約を結び、専門的な助言が必要な事案が出た場合などに助言者の派遣依頼を積極的に受けています。このことにより、権利擁護の課題が重度化する前に早期対応することができるようになりました。

利用調整会議では、主に市長申立て事案について、想定される後見事務から市民後見、法人後見、専門職後見かを決定し、候補者の推薦を受けた結果によって、担当福祉事務所等から申立てをしています。

このような専門的な支援体制を評価されたためか、市民後見人については、令和元年6月にこれまで全てに置かれていた監督人が置かれず、県内初となる市民後見人が選任されました。



2. 住民基本台帳システムへの登録による後見人支援

後見人支援を考えていく上では、後見人を把握していくことが大切であると考え、志木市は、役所内の住民基本情報に、後見人等情報を登録できるシステムを構築しました。

具体的には、役所の窓口で後見人等から登記事項証明書の提示があった場合などに相談窓口での同意を得て、後見人情報をシステム登録するというものです。この登録をすると、市役所の他の事務手続きの場合でも、市の窓口担当者に後見人が

選任されていることが分かるようになります。

後見人等が役所に手続きに来て、成年後見制度を知らない職員が窓口にいる場合、制度の説明から始めなければならず、手続き終了まで長時間待たされるということが、かつてはよくありました。既存システムを見直し、成年後見制度にも活用できるよう構築することによって、待たせてしまうなどの後見人の負担軽減にも活かすことができました。

3. 家庭裁判所による周知文書郵送による後見人支援

さいたま家裁にセンターについての周知をしてもらっています。「志木市後見ネットワークセンターで、後見人支援をしていること」提出する報告書の書き方への支援等を含み、「介護・福祉についての相談支援が受けられること」「場所、連絡先」が書かれた文書をさいたま家裁に提出し、志木市の被後見人等の後見をしている方々へ、特に親族後見人に対し家裁が文書を郵送する際に、同封してもらいました。

その結果、少しずつ後見人支援を行っているセンターの存在が周知され、親族後見人からの相談が入るようになりました。

後見制度利用者の皆さまへ

志木市長寿広後課長
志木市福祉課長

志木市後見ネットワークセンター利用のご案内

日頃より、本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、志木市では平成30年4月から志木市役所庁舎内1階に「志木市後見ネットワークセンター」での相談窓口を開設していますのでご案内いたします。
後見ネットワークセンターでは、財産管理や福祉サービスの契約、利用に関する相談、アドバイスも行いますので、ご利用いただきますようご案内いたします。

記

- 相談受付**
月曜日から金曜日の午前9時～午後5時（福祉専門職が常駐で対応）
火曜日と金曜日、第1、第3月曜日の午後1時～午後5時
（法律専門職による相談）
※ただし、祝祭日、年末年始等により、相談日を変更する場合があります。
事前にお問い合わせください。（事前にご相談された方が優先となります。）
- 相談料等**
無料と秘密は守られます。
- 相談方法**
同封の「後見ネットワークセンター相談受付票」の太枠の部分と、分かる範囲でご記入の上、相談にお越しください。「後見等開始の審判書」をお持ちの場合は、コピーと一緒にご持参ください。
- 予約・問合せ先**
後見ネットワークセンター
電話 048-456-6021（ダイヤルイン）
メール kokon@city.shiki.lg.jp
FAX 048-471-7092

担当者より

高齢化の進展を考えると、早く成年後見制度が利用できるようにしていかなければ…という意識がありました。委託で丸投げ状態ではうまくいかないと考え、庁内で横断的に取り組み、成年後見制度だけに限らない権利擁護の仕組みに進化させていくことを考えています。

必ず取り組むことになる課題ですから、できる時をとらえて、全国で一緒にがんばりましょう！



■参考URL 令和2年4月1日以降連絡先

志木市共生社会推進課 共生社会推進グループ
TEL：048-473-1111
<https://www.city.shiki.lg.jp>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	千葉県浦安市	区分	単独・委託
キーワード	市民後見人養成 受任調整会議 地域共生を志向した支援体制		

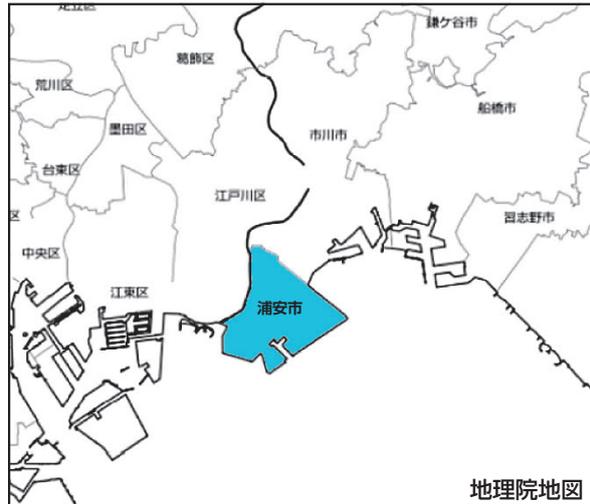
市民後見人養成後の支援と専門職連携による受任調整

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	170,041人
面 積	16.98km ²
高齢化率	17.54%
地域包括支援センター	5か所
日常生活自立支援事業利用者数	42人 ^(※1)
障害者相談支援事業所	14か所
療育手帳所持者数	819人 ^(※2)
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1,137人 ^(※2)

(※1：2019年12月末現在 ※2：2019年10月1日現在)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
126人	83人	33人	10人	1人

(2019年10月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)	
件 数	6件	7件	4件	6件	
内 訳	高齢者	6件	4件	4件	5件
	障害者	0件	3件	0件	1件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
38人	3人	6人	4人

(2019年10月末時点)

3. 事例のポイント

▶市民後見人の多様な活動を支援

法人後見の「後見支援員」としての活動や、紙芝居を使った出前講座など広報活動を行う「成年後見サポーターズ」など多様な活動を支援している。

▶専門職・家裁と連携した受任調整等

専門職相談や「権利擁護サポート会議」によって後見ニーズを見極め、「後見支援委員会」によって候補者の検討が行われている。検討結果を「受任調整結果報告書」にまとめ、家裁と情報共有している。

▶地域共生社会を目指した支援体制

現時点で高齢化率は低い市であるが、将来に向けて先行的・計画的に体制を整備している。司令塔機能を担う市は、地域共生社会づくりを目指して関係各課の「横のつながり」も意識した支援体制の整備に力を入れている。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
法人後見	後見人候補者 推薦
活用	親族申立の 相談・支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援
連携	協議体、合議体 の設置
連携	都道府県等との 当事者団体との 連携
不正防止(効果)	家裁との連携 連携 専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2006 (H18) 年	浦安市社協「法人後見要綱制定」、「成年後見運営審査会」設置。 千葉県弁護士会京葉支部高齢者との定期勉強会実施。 弁護士による「成年後見制度・相続・遺言の相談会」開始。 Point 1
2008 (H20) 年	浦安市社協「うらやす成年後見・生活支援センター」開設。
2009 (H21) 年	浦安市社協 法人後見受任開始。
2014 (H26) 年	市民後見人養成研修開始 (第1期)。
2016 (H28) 年 6月	「権利擁護サポート会議」開始。 Point 2 「後見支援委員会」設置。 司法書士による「成年後見制度・相続・遺言の相談会」開始。
2017 (H29) 年	市民後見人が選任される。
2018 (H30) 年	「うらやす成年後見サポーターズ」組織化、「後見人のつどい」開催。
2019 (H31) 年	浦安市社協中核機関受託「うらやす成年後見支援センター」に改称。 Point 3



POINT

Point 1

弁護士との定期的な勉強会や相談会を積み重ね、その後、司法書士による相談会を開始したことなどが専門職との連携を深める基盤になっています。

Point 2

社協の法人後見実務で培ったノウハウを基盤にして市民後見人養成後のバックアップや「権利擁護サポート会議」、「後見支援委員会」の設置につながっています。「権利擁護サポート会議」は、関係機関・専門職とアセスメントや支援の検討を定期的に行い、連携・ネットワークを強化しています。

Point 3

「うらやす成年後見サポーターズ」の組織化によって市民後見人養成研修後の活躍の場が広がっています。

中核機関を整備することで、行政の関係各課や家裁との連携が深まっています。

「後見支援委員会」や「権利擁護サポート会議」を設置したきっかけは？

市民後見人の養成後、選任の機会を待っている状況の中で、市民後見人が選任されるためには、専門性に裏付けされた判断根拠を家裁に示すことが必要と考えました。そこで、専門職から助言を受けられる受任調整のための「後見支援委員会」設置を決めました。その後、受任調整する際には、相談受付後の支援の方向性を検討する場が必要となったため「権利擁護サポート会議」を設置しました。



Ⅲ. 浦安市における体制の特徴について

1. 市民後見人の多様な活動支援と中核機関の体制整備

平成26年から開始した市民後見人養成研修は、第1期は実務研修やフォローアップ研修を含めると4年間の養成期間で実施しました。現在、第3期の講座を実施中です。市民後見人の養成を計画的に行いつつ、養成研修修了者に対しては、市民後見人として後見活動を行うだけでなく、多様な活動ができるよう支援しています。

法人での後見受任から着手したことで、センターが後見実務を習得でき、市民後見人のバックアップにも生かされています。

市民後見人養成研修修了者は、法人後見支援員として活動する選択肢もあります。また、後見実務は担わない場合でも、地域への出前講座を自主的に行うなど「成年後見サポーターズ」の活動があります。

「成年後見サポーターズ」は、平成30年度から

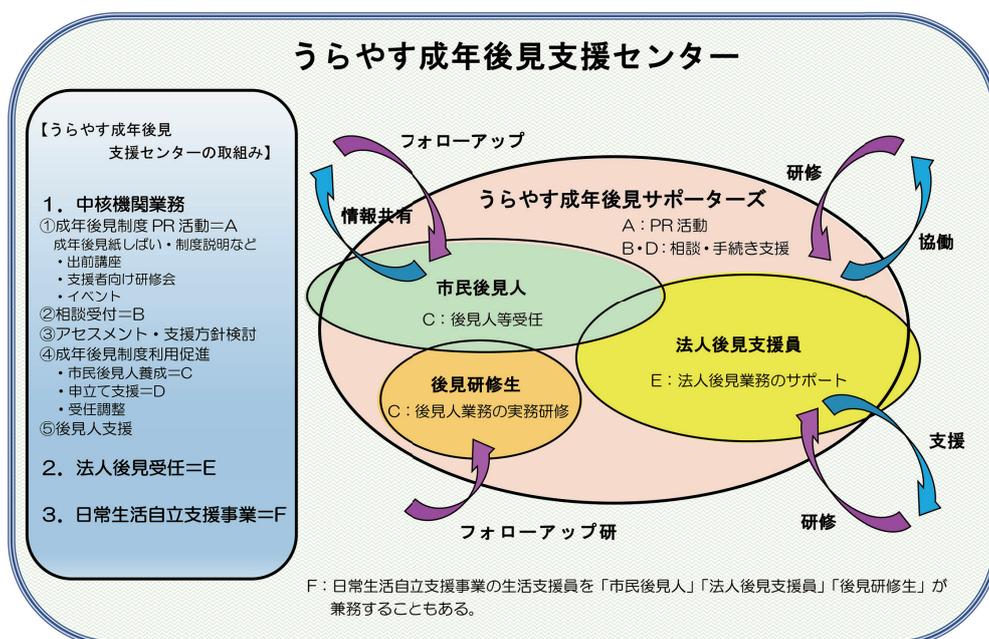
活動を始め、「成年後見紙しばい」を作成し、地域のサークルや自治会の集まり、老人クラブの活動などで月に1～2回程度の出前講座を行っています。

令和元年度に委託で中核機関の整備を行い、現在、受託先の市社協には常勤職員（社会福祉士等）3名と非常勤職員2名を配置しています。

中核機関の主な業務として、広報啓発、相談受付、アセスメント・支援方針の検討、申立てに必要な支援、市民後見人の養成・支援、後見人候補者の受任調整、後見人支援などを行っています。

相談受付では、市民からの相談は月2回の専門職相談（弁護士・司法書士）と後見相談（社会福祉士）を予約制・無料で行っています。また、地域包括支援センターなど関係機関からの相談も、2次相談窓口として対応しています。

◆◇ うらやす成年後見支援センターの取組みと活動イメージ ◇



2. 専門職・家裁と連携した受任調整、後見人支援

平成18年から始めた千葉県弁護士会京葉支部の弁護士との定期的な勉強会を重ねながら、平成28年6月には司法書士も加わって専門職との連携が形になっていきました。現在、専門職相談として、弁護士相談（毎月第2火曜日）と司法書士相談（毎月第3水曜日）を実施しています。

また、市民後見人が選任されるためには、専門性に裏付けられた判断根拠を家庭裁判所に示すことが必要と考えて「権利擁護サポート会議」と「後見支援委員会」を設置しました。

「権利擁護サポート会議」は、地域包括支援センターや関係課の担当者、弁護士等の専門職が出席して、現状把握やニーズ・課題などアセスメン

トや支援方針の検討を行います。

「後見支援委員会」では、弁護士、司法書士、社会福祉士、市社会福祉課長、社協事業課長によって構成され、後見人等候補者の受任調整などを行っています。

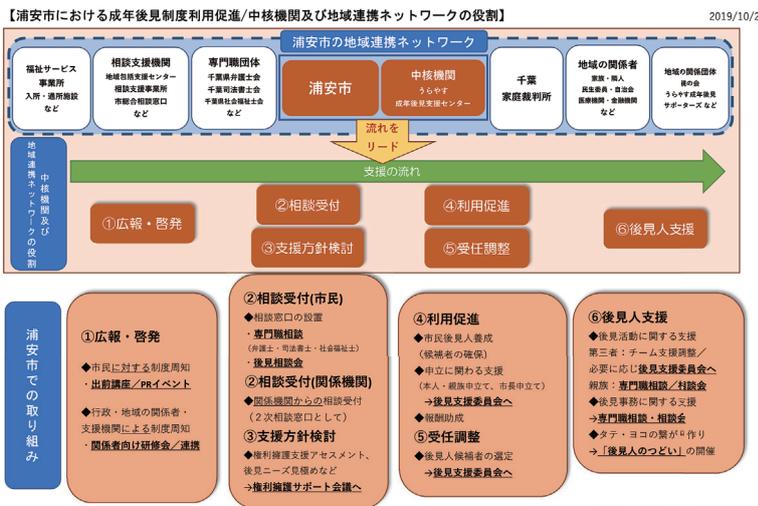
候補者の属性を決定した後は、専門職の場合は、各専門職団体に推薦依頼を行っています。

委員会での検討内容やその結果をまとめたものは、「受任結果報告書」として家裁に申立ての際の書類に添付することになっています。家裁との意見交換も随時行っていて、市民後見人の選任にあたっては、事前に調整をしています。

また、後見人支援として、必要に応じて、受任

後の引き継ぎ会議などにセンターが出席したり、継続的に関与することもあります。

業務の多くは委託していますが、市役所内部においても総合相談支援室というセクションを設けて、「福祉の断らない相談」を行うなど地域共生社会づくりを目指して関係各課の「横のつながり」も意識した支援体制の整備に力を入れています。



担当者より

今までの権利擁護の取組の中で、何か一つ、強みやできることがあれば、そこから手を付けていく。一つのことからどう広げるかという視点のほうが大それたと思います。仕事は増えますが、権利擁護の業務は、苦勞している関係機関の方々から後で感謝されることがよくあります。



■参考URL 連絡先

浦安市 福祉部 社会福祉課
TEL：047-351-1111 (15105)
URL：http://www.city.urayasu.lg.jp/

●浦安市社会福祉協議会
うらやす成年後見センター
TEL：047-355-5315
URL：http://urayasushi-shakyo.jp/seinen-seikatsushien

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	東京都江戸川区	区分	単独・社協委託
キーワード	相談対応の工夫、アセスメント・支援の検討、不正防止（効果）		

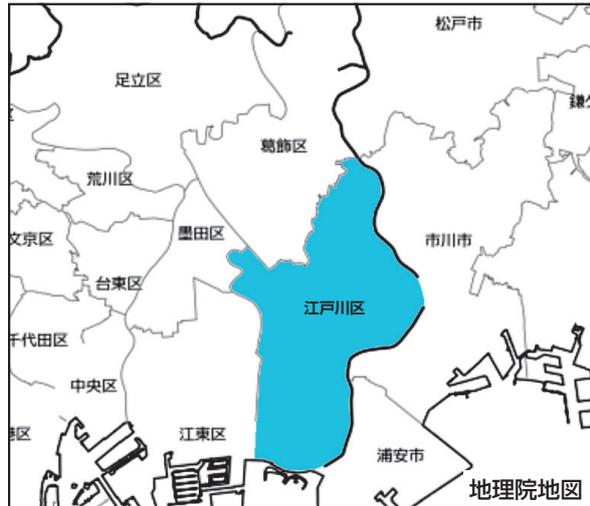
地域拠点の活用と成年後見支援会議

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	697,801人
面 積	49.09km ²
高齢化率	21.0%
地域包括支援センター	27か所
日常生活自立支援事業利用者数	67人
療育手帳所持者数	5,027人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	6,316人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
869人	710人	118人	30人	11人

（2018年12月末時点）

②区長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年
件 数	65件	87件	77件	69件
内 訳	高齢者	56件	74件	65件
	障害者	9件	13件	12件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
68人	31人	9人	36人

（2019年度末時点）

3. 事例のポイント

▶安心生活センター（社協）を中核機関に

2018（H30）年度、介護保険事業計画等において、成年後見制度推進機関（都の事業により整備されてきた機関）であった社協の安心生活センターを地域連携ネットワークの整備・運営の中核機関と位置付け。

▶首長申立と受任調整のための協議シート

2019（H31）年度より、毎月1回「成年後見支援会議」を実施し、首長申立協議（受任者調整、支援方針立案支援等）を実施。その際使用する「成年後見支援会議協議シート」を開発。

▶相談機能の強化

2019（H31）年度より、成年被後見人等、後見人等、区民や関係者を対象とした「後見人何でも相談ダイヤル」を開発。困難案件については「成年後見支援会議」に報告し、不正防止にもつながる丁寧な対応を実施。

既存機能の活用

計画の策定

取組

定住自立圏域

事例の制定

窓口周知

広報・相談、

アセスメント・

相談受付の工夫

支援検討

他制度との連携

調整

市町村長申立

受任調整会議

市民後見人養成

推薦

法人後見

親族申立の

活用

補助・保佐の

親族後見人支援

任意後見制度

バックアップ・

モニタリング・

取り扱い

個人情報

意思決定支援

連携

都道府県等との

協議体、合議体

連携

当事者団体との

家裁との連携

不正防止（効果）

連携

専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2007 (H19) 年 4月	江戸川区社会福祉協議会に「安心生活センター」設置。 法人後見5件受任開始。
2016 (H28) 年	地域共生社会の拠点となる「なごみの家」設置開始。 * 現在、江戸川区内に9カ所設置。総合相談機能。
2018 (H30) 年度	「江戸川区熟年しあわせ計画及び第7期介護保険事業計画」、「第5期障害福祉計画」において、安心生活センターを中核機関（委託）として位置付け。 * 相談機能、後見人支援機能等の強化、利用促進に努めていく旨を明記
2019 (R1) 年度	毎月1回「成年後見支援会議」実施。 * 区長申立協議（受任者調整、支援方針立案支援を含む）
2019 (R1) 年度	「後見人何でも相談ダイヤル」開設。 * 困難案件は「成年後見支援会議」へつなぐ。



POINT

Point 1

都内でも首長申立件数ではトップクラスの自治体で、安心生活センターが中核機関と位置付けられる前までは、首長申立の事務はすべて社協で行っていました。しかし、国基本計画にもとづき、行政が担う役割を明確化。行政が直接相談を受ける等よりスムーズな対応を可能としました。

Point 2

「後見人何でも相談ダイヤル」は、成年被後見人等や後見人等（親族も）だけではなく、一般の区民や関係者も対象としており、文字通り「何でも」相談できる窓口です。ここで受ける相談が受任調整にも活かされ、また、不正の予防にも効果がでてくると考えて、丁寧に取り組んでいます。

Point 3

江戸川区は、人材や予算が潤沢にあるわけではない自治体ですが、既存の機能（「なごみの家」、民生委員の高齢者個別訪問等）を活用し、子どもも含めた全世代型の権利擁護支援を目指します。判断能力のある独居の高齢者に向けて「おひとり様支援事業」にも取り組んでいます。

社協が中核機関の委託を受けたときに、行政との関係をどのように整理しましたか？

中核機関として立ち上がったときに、これまで実施していた首長申立の事務を行政に移しました。しかし、社協のこれまでのノウハウを活かしていくために、お互いの得意分野を整理し協働していく体制をとっています。行政と社協どちらも窓口となりますが、家裁との連絡調整は安心生活センターに一本化しています。



Ⅲ. 江戸川区における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

江戸川区では2018（H30）年度、「江戸川区熟年しあわせ計画」及び「第7期介護保険事業計画」、「第5期障害者福祉計画」に包含する形で、2007（H19）年から委託してきた社協の安心生活センター（以降、センターという）を中核機関と位置付けました。これまで法人後見の受任等を行っていたセンターですが、国基本計画に基づき、さらに、相談機能の強化、後見人支援の強化が明記されました。

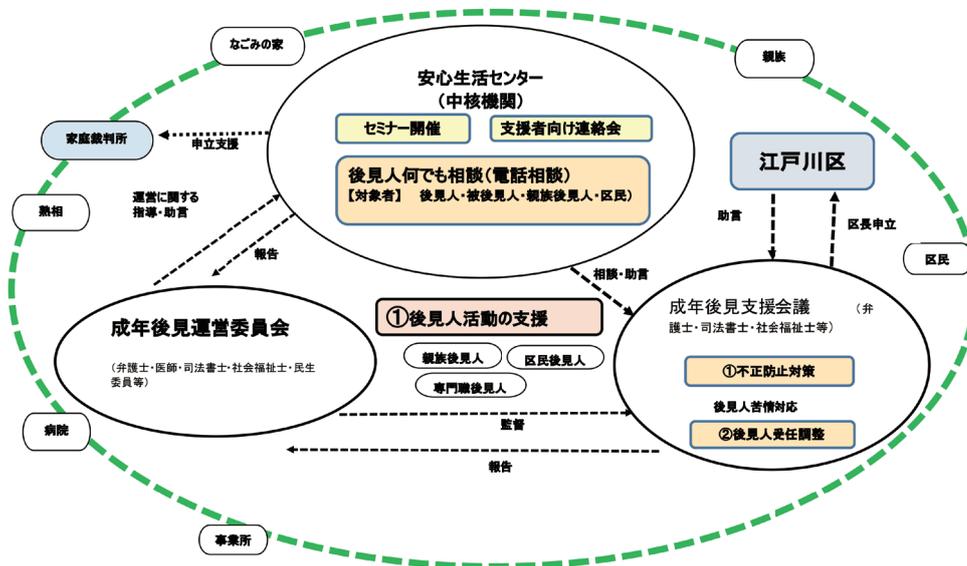
現在の職員体制は合計13名（常勤8名、非常勤5名・社会福祉士、精神保健福祉士等）です。

江戸川区では2016（H28）年に「なごみの家」

の設置が始まりました。「なごみの家」は、区内を15の生活圏域に区分け（おおよそ2つの中学校区）し、連合町会エリアに合わせて現在9カ所設置されています。国の地域包括ケアシステム、介護、医療、子どもの支援を地域で完結する共生社会の考え方を採用し、「なんでも相談」、「子どもから熟年者まで誰でも集える交流の場」、「地域のネットワークづくり」の機能をもっています。

大きな権利擁護という意味で高齢者から子どもまでの情報をキャッチし、権利擁護支援の必要性があるときには、中核機関である安心生活センターと連携することを目指しています。

江戸川区の中核機関における権利擁護支援の地域連携ネットワーク



2. 成年後見支援会議

2009年に「安心生活センター」が立ち上がったときから区長申立事業を社協に委託しており、成年後見支援会議の前身となる事例検討・受任調整を行う会議を継続して実施してきました。2018年

度から成年後見支援会議を試行し、2019年度から月1回の定例会議として本格実施しています。

成年後見支援会議は、区の福祉推進課職員、社協職員、各所管課（介護保険、障害者福祉、生活

援護、健康サポートセンター）職員、弁護士、司法書士、社会福祉士で構成され、毎回10事案前後について協議しています。

この会議では、首長申立の受任調整だけでなく、「何でも相談ダイヤル」からあがってくる支援困難事案についても取り扱っており、会議の構成メンバーから適切な支援に向けた助言をもらうなどしています。また、この会議では、後見人選任後の課題解決のために家庭裁判所に申し入れをすべきと判断されるような案件に関する検討も行っています。

成年後見支援会議協議シート（区長申立用）			
主管課	担当		
関係部署	<input type="checkbox"/> 福祉推進課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 障害者福祉課 <input type="checkbox"/> 生活支援一課 <input type="checkbox"/> 生活支援二課 <input type="checkbox"/> 生活支援三課 <input type="checkbox"/> 健康部（健康サポートセンター）		
ふりがな 氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)
心身の状況	<input type="checkbox"/> 認知症 介護度(<input type="checkbox"/> 支援Ⅰ介護) <input type="checkbox"/> 知的障害(度) <input type="checkbox"/> 精神障害(級) 診断書(<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 依頼中) 作成日 年 月 日 類型 <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助		本人状況
	住居 住民票上の住所 現在の居所		
親族関係	名前	続柄	親族関係図
	親族の関わり		
経済状況	収入	月額	円 その他収入
	生活保護費	月額	円
相談経路	支出	月額	円 (内訳)
	財産	預貯金	円 その他財産
相談内容	相談経路		初期相談日
	ご本人の意向		

3. 後見人何でも相談ダイヤル

もともと安心生活センターは、苦情解決相談事業を受託していたため、職員は、都社協が実施する苦情対応の研修を受講していて、相談者の話を適切にしっかり聞くスキルを当初から有していました。

2019年度から安心生活センターで「後見人何でも相談ダイヤル」専用回線を設置し、職員が必ず電話を受けられる体制をとっています。

後見人についての相談窓口であることを明示し

たことで、被後見人等本人からの相談も入ってきます。例えば、本人からの電話でも、すぐに「家裁に相談してください」ということではなく、まずはしっかり聞いて意見として受け止めることで、本人が納得することがあります。また、さらに検討が必要という事案については、成年後見支援会議にあげていくことができるようになりました。

後見人選任後の相談を適切に受け止める過程があることで、受任調整の過程でも本人のメリットを考えたしっかりとした協議ができるようになりました。

担当者より

江戸川区、区社協が、都、都社協とも一緒に協議しながら、既存の計画や現状を変えていくことが強みになり、制度を利用する区民目線から必要にせまられて取組を進めていきました。

江戸川区も社協も、このセンターを大事に思い、事業を広げることを必要だと共有することで、必要な職員の確保につながってきました。しかし、ここからは仕組みを考えていくための知恵を出す時代だと思えます。



■参考URL 連絡先

江戸川区福祉部福祉推進課
TEL : 03-5662-0086

●江戸川区社会福祉協議会 安心生活センター
TEL : 03-5662-5557

URL : <http://www.edogawa-shakyo.jp/fukushi.html>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	新宿区	区分	単独・委託
キーワード	社協の法人による任意後見事業、情報提供希望者登録制度		

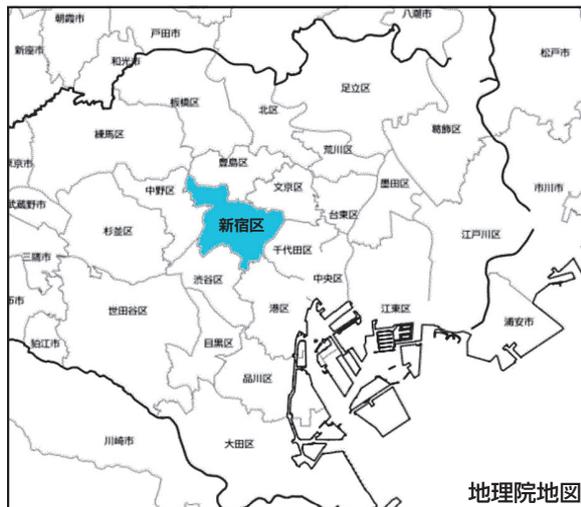
社協の強みを活かした任意後見を含む法人後見の実施

I. 概要

1. 自治体概要

人口	346,425人
面積	18.22km ²
高齢化率	19.5%
地域包括支援センター	10か所
日常生活自立支援事業利用者数	112人
障害者相談支援事業所	21か所
療育手帳所持者数	1,669人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,013人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
632人	479人	109人	31人	13人

(2018 (H30) 年12月末時点)

② 市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	67件	58件	53件	17件
内訳	高齢者	62件	57件	51件
	障害者	5件	1件	2件

③ 市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
72人	13人	3人	63人

(養成数：2018 (H30) 年度末時点。
法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (H31) 年4月時点。)

3. 事例のポイント

▶ 社協の強みを活かした任意後見を含む

法人後見の実施

平成28年度から2年間の検討を経て、社会福祉協議会が法人後見に取り組む意義を整理。平成30年度より任意後見を含む法人後見を実施。

▶ 情報提供希望者登録制度による情報発信

相談や講座・研修後のアンケートにて希望を募り、成年後見センターだより等の情報を配信。

▶ 適切な区長申立ての実施

区直営の基幹型地域包括支援センターのほか、区内9ヶ所に委託の地域包括支援センターを運営しており、虐待対応を含む権利擁護業務を実施。区は、社協等からの区長申立ての提案をしっかりと受け止められる体制を整備。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
連携	任意後見制度 モニタリング・ バックアップ
連携	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2005 (H17) 年～	東京都が養成する社会貢献型後見人（市民後見人）の養成研修に区民を2名～3名程度を推薦。
2007 (H19) 年	区が権利擁護事業を委託し、新宿区成年後見センター開設。 Point 1
2017 (H22) 年	市民後見人が選任され、社協が法人として監督人業務を始める。
2014 (H26) 年～	新宿区独自の市民後見人養成研修開始。
2016 (H28) 年	区の要請もあり、専門委員会で社会福祉協議会による法人後見の検討開始。 Point 2
2018 (H30) 年度～	新宿区社会福祉協議会による法人後見を開始。 Point 3
2021 (R3) 年 4月予定	高齢者保健福祉計画等に、新宿区成年後見制度利用促進基本計画を包含する予定で、現在検討中。



POINT

Point 1

平成19年度以前は、区が権利擁護に関する業務を行っていました。区より「地域福祉を担当する社会福祉協議会だからこそ、権利擁護に関する業務を担当してほしい」と依頼され、「社協だからこそ、他ではできない権利擁護をやっていこう」と新宿区成年後見センターを開設しました。

Point 2

平成28年度、法人後見について検討を開始しました。もともと「社協ならではの権利擁護」がコンセプトだったこと、新宿区は後見に関する専門職の数が多い地域であることから、センター創設当時は法人後見への取り組みの必要性を感じていませんでした。しかしこの年、区から要請があったこと、社協としても以前より実施していた市民後見人の法人監督人業務をとおして法人後見に取り組む意義を感じていたことから、検討を始めました。

Point 3

2年かけた検討の結果、①「福祉の視点×地域とのつながり」を生かした支援、②公共性が高く、安心して利用してもらえるという社協ならではの支援ができるということで、法定後見だけでなく、任意後見を含む法人後見事業を開始することになりました。

法人後見についての検討を重ねた専門委員会では、専門職からも「任意後見は関わる期間が長く、専門職が個人で受けるのに困難を感じる。ぜひ社協で取り組んでほしい」と賛同を得ました。

任意後見事業への需要が見えない中で、迷ったことがありますか？

任意後見の法人後見についての検討の際、「依頼が多く、数が増えすぎてできなくなるのではないか？」という意見もありました。最終的に、「やりながら考える」「必要とされているから取り掛かろう」と、法人後見実施事業を開始しました。



Ⅲ. 新宿区成年後見センターの特徴について

1. 社協が法人として任意後見事業に取り組む意義

高齢者に限らず、単身世帯が多いのが、新宿区の地域特性です。平成19年度には、孤立死対策として、区の高齢福祉所管課が「ぬくもりだより」を発行、社協の地域ボランティアも「ぬくもりだより」の配布を希望する75歳以上高齢者に直接手渡しするという、区と社協の協働の見守りシステムが作られました。

平成28年度から2年にわたって行った専門委員会では、先行自治体の任意後見の法人後見事業、身元保証の事業についての情報収集、視察を行い、専門職も交えて以下の2点を整理しました。

①「福祉の視点×地域のつながり」を生かした支援を行える

地域の見守りを生かし、任意後見契約後、判断能力が不十分になったことを発見でき、適切な時期に監督人選任の申立てを実施し、発効できる

②社会福祉協議会は公共性が高く、安心して成年後見制度を利用してもらえる

平成30年度から法人後見実施事業に着手し、法定後見6件受任、任意後見6件を契約中です。

(令和元年12月末現在)

2. 任意後見の法人後見の体制

任意後見事業では、任意後見契約とあわせて「見守り訪問（1か月に1回訪問して状況を把握、1回1000円程度）」をセットで契約することを必須として、判断能力の低下を見逃さず支援することとしています。このほか、オプションで、「日常的金銭支払い支援（判断能力はあるが、身体上の理由で金銭管理の支援が必要な場合に支援を受ける）」を契約することもできます。

また、亡くなったときに財産の相続問題が起きないように、公正証書遺言の作成を必須でお願いします。公正証書遺言の作成には、社協は一切内容に関与しないこととし、専門職を紹介しています。

任意後見発効後の報酬については、流動資産額に応じて月額1万円から5万5千円の設定です。契約締結に当たっては、弁護士、司法書士、社会福祉士、区担当者から構成される受任検討委員会において受任に関する意見・助言を受けます。

平成30年度は、年6回の任意後見事業説明会を実施、計196名の区民の参加があり、現在、6件

の任意後見契約となりました。全件が80代後半の本人からの相談で契約となりました。事業開始当時は、利用者は独居の高齢者でしたが、最近の傾向として、同居する配偶者や子に疾患や障害があり、世帯の生活面や財産管理面を主として担っている人との契約もあります。世帯全体の将来への備えとして、利用を考えたとのことでした。

説明会参加者数に比べて契約者数が少ないようにみえますが、元気なうちから見守り訪問を受ける必要はないと考える人がいたり、毎回説明会に参加してじっくり考えている人がいたり、参加者が真剣に検討していることが伝わってきます。説明会参加後に、専門家に相談できる予約制の相談会を実施し、すでに困りごとを抱えて任意後見の利用を考えている参加者にも、対応できるようにしています。

★新宿区の成年後見センターだよりのURL
http://www.shinjuku-shakyo.jp/files/open/magazines/5de499f8coionybreae_pdf.pdf

3. 情報提供希望者登録制度

任意後見事業の最初の説明会には、定員いっぱい60人の参加がありました。このように、説明会のお知らせが成年後見制度に関心のある区民に届いているのは、センターが「情報提供希望者登録制度」で情報提供しているからです。

センターでは、専門相談の利用や成年後見制度の入門講座、関連するテーマ別講座を実施していますが、その際配布するアンケートに、「情報提供希望者の登録を希望するかどうか」、選択して

もらっています。年間200人から300人の情報提供希望者への登録があり、3年に一度、登録を継続するかどうか確認する文書を郵送、登録者情報を更新しています。

この情報提供希望者へ、成年後見センターだよりや、センター主催の講座のお知らせ等を送り、鮮度の高い情報を届けています。

4. 適切な区長申立てを可能とする実施体制

新宿区では、年間50件から60件の区長申立てを実施しています。区の高齢支援課は、地区担当制となっており、虐待対応等困難事例への対応と並行して、区長申立ての事務も担っています。委託型の地域包括支援センター以外に、区直営の基幹型地域包括支援センターがあるため、区職員が現場の権利擁護の事情を理解しており、社協が「区長申立てが必要だと思う」と区に相談した事案について、連携して進めています。

区長申立ての事案については区がマッチングをしています。

現在、区の成年後見制度利用促進計画については、令和3年4月からの高齢者保健福祉計画等に包含する予定です。

この計画において、新宿区成年後見センターを中核機関として位置づけることを検討しています。

区担当者より

成年後見センターは、社協らしさが生かせる取り組みであり、社協らしさが区民に示せる取り組みだと思えます。

区として胸を張って「実施しています！がんばっています」といえる取り組みになっていると感じています。



■参考URL 連絡先

新宿区福祉部地域福祉課

TEL：03-5373-3517

新宿区社会福祉協議会

新宿区成年後見センター

TEL：03-5273-4522

URL：http://www.shinjuku-shakyo.jp/business/centernogoannai/

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	東京都町田市	区分	単独・直営+社協委託
キーワード	専門職団体との連携、親族後見人支援、受任調整会議		

専門職を活用した事業検討と親族後見人支援

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	428,706人
面 積	71.55km ²
高齢化率	26.7%
地域包括支援センター	12か所
日常生活自立支援事業利用者数	113人
障害者相談支援事業所	25か所
療育手帳所持者数	3,355人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	4,399人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
1,114人	820人	211人	62人	21人

(2018年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	17件	23件	22件	12件
内 訳	高齢者	14件	19件	12件
	障害者	3件	4件	2件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
51人	31人	0人	30人

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶中核機関の機能を分け現状から課題を探る

社協に委託してきた既存の「福祉サポートまちだ」について、1 広報機能、2 相談機能、3 利用促進機能、4 後見人支援機能に分け課題を明確化、短期・中期・長期的な目標に向けた事業を具体的に整理し、取り組みを実施。

▶市と社協の協力体制

中核機関への機能拡充に向けた検討は、市と社協が同じ方向を向いて柔軟に意を見交換。また、上記の課題を検討するための委員会を設置し、専門家等の委員も協力。既存の会議体の見直しも実施。

▶親族後見人支援の工夫

親族から成年後見制度の利用相談を受けた場合に、申立て支援、親族後見人の支援まで、切れ目のないサポートを行う取組みを開始。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 個人情報
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2009年4月	福祉サポートまちだ設置。
2018年度より	専門職団体からの声かけを受け、中核機関への機能拡充に向けた検討開始。
2018年4月～	福祉サポートまちだ事業充実検討委員会設置（全5回）。
2019年7月～	事業充実検討委員会で示された課題を整理し、具体的な検討のため、福祉サポートまちだ事業充実具体化委員会設置（全4回）。
2020年度	中核機関をパンフレット等で市内PR予定。 上記ふたつの委員会での検討内容を踏まえ、制度利用検討・候補者マッチングのための委員会（権利擁護支援検討委員会）設置予定。



POINT

Point 1

町田市は、全国的にも成年後見制度の活用へ向けた取り組みが先駆的な市の一つでした。その流れを社協が受け継ぎ実践していくなかで、行政との役割分担の整理などの課題がありました。2018年に専門職団体から協議の申し入れがあり、取り組みが一気に進みました。

Point 2

町田市と社協の協議の場に、専門職や相談窓口の職員が入り、現状の事業の洗い出しを行い、できていること、これから取り組むことが検討委員会で協議され、具体的に何をするかを2年かけて検討しました。その検討結果を踏まえ、2020年度からは、これまでは行政のみで検討していた市長申立が想定される事例も含めて、新たな支援検討委員会が動き出す予定です。

Point 3

以前より親族後見人の連絡会を開催していましたが、親族後見人が集まらず、周知が難しいという課題がありました。また、申立支援を実施した親族のその後や、親族後見人の困りごとが十分に把握できていませんでした。

そこで、来所された親族にアンケートを行うこととし、ニーズを探り、継続的な支援のあり方を検討できるようにしました。

既存の会議体を変えるための取り組みができたのはどうしてでしょうか？

利用促進機能において、関係機関等から制度利用の相談があった際に、これまでは市社協内で担当者が協議して支援の方向性を判断していましたが、それが本当に適切なのか非常に悩ましいケースが少なくありませんでした。広い視野をもった福祉や法律の専門家が参加したケース会議を実施できる必要性を痛感し、行政ともそのことを共有できたからです。



Ⅲ. 町田市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

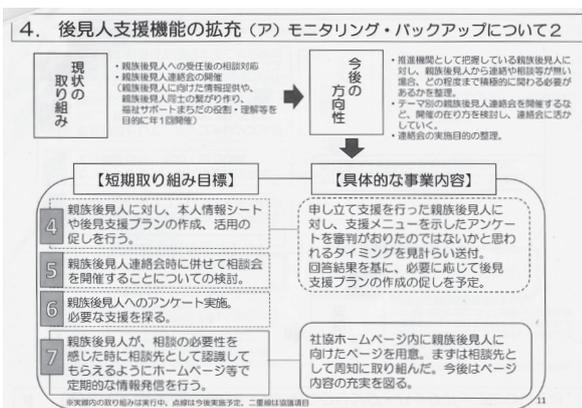
福祉サポートまちだは、設立して10年が経過し、現在の職員体制は合計6名（正職員3名、嘱託職員3名）で、町田市の委託費のほか、市社協の独自予算も入れて財源を確保しています。日常生活自立支援事業に関しては、別途、専門員を4名配置しています。

本人の支援に関わる関係機関からだけでなく、別居している親族からの相談が属性として最も多いことが特徴です。これから中核機関としての機能を果たすために、さらなる充実が必要となったこと、また、町田市の後見人等を受任している専門職団体から「協議の場を設けてほしい」という申し入れを受け、2018年に「事業充実検討委員会」を立ち上げました。①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能のそれぞれの

拡充、これによる不正防止効果について検討し、その際には、現状を認識し、課題を設定して、実施時期を明確にした具体的なチャート図をつくり、委員会で協議を進めました。そのような協議を経て、2020年度からは、権利擁護に関する支援方針の検討や、後見人候補者のマッチングや後見事務のモニタリング・バックアップを一体的に行う新たな協議の場として「権利擁護支援検討委員会」がスタートする予定です。

なお、このような協議・検討を通じて、担当職員においても以下のような気づきがありました。

- 日々多くの相談を受けていると、ともすれば支援方針の判断が事務的になってしまう危険性がある。制度利用の必要性の判断には、支援者側の視点が大きく影響していたかもしれない
- 本人の支援に関わる関係者が時間をかけて丁寧に本人と向き合い、本人の意思や希望を尊重した支援方針に基づいて支援することが本来求められている
- 中核機関の職員として、本人と親族や福祉・医療等の支援者との仲介役となって、本人目線の支援活動を実現できるよう心がけたい



※添付の図は、チャート図の一例で、親族後見人の支援についてあらわしたものです。

2. 親族後見人支援の工夫

町田市では、親族から成年後見制度の利用相談を受けると、申立支援、親族後見人の支援まで、切れ目のないサポートを行う取組みを始めており、親族後見人の連絡会を開催するなどしていました。しかし、親族後見人が集まらず、周知が難しい、

申立支援を実施した親族のその後が分からない、親族後見人がどのようなことで困っているか分からないといった課題を抱えていました。

そこで、福祉サポートまちだでは、親族が相談等で来所された際に、アンケートの協力依頼を行

い、制度の利用意思の確認や、以下のような申立支援・親族後見人支援に関するセンターへの要望の有無等を確認することとしました。

- ①申立て書類作成時に、電話、メール、面談による進捗状況の確認や相談に対応してほしい。
- ②家庭裁判所への提出書類（申立て時・就任後）について確認をしてほしい。
- ③福祉関係機関（支援センター、ケアマネ等）との話し合いの場の調整をしてほしい。
- ④親族後見人として就任後に相談にのってほしい。
- ⑤親族後見人として就任後の福祉関係機関（支援センター、ケアマネ等）との顔合わせの場

の調整をしてほしい。

- ⑥定期的な情報発信をしてほしい。

さらに、こうした初回のアンケートに引き続き、年に数回、親族（後見人）に状況確認等のアンケートを実施し、定期的なアプローチを続けることで、具体的な支援につなげていくこととしました。

また、町田市では、親族後見人を含めた後見人等に引継ぎカンファレンスを実施しており、後見人等に就任した際に、後見人等の役割や、今までの状況・経過、今後の支援方針等を共有するため、支援関係者と後見人等の打ち合わせの場をコーディネートする取組を行っています。

3. 市民後見人養成と成年後見サポーター

町田市では、市民後見人の育成とあわせて、成年後見制度に関する正しい知識を持っている市民を地域に増やし、制度の啓発や周知の裾野を広げるため、成年後見サポーターというボランティアの仕組みを作りました。現在、約40名の市民が登録・活動しています。成年後見サポーターには、出張講座や親族後見人連絡会、パンフレットの発送等で協力してもらっており、地域に福祉サポー

トまちだという相談機関があることの周知にもつながっています。

また、市民後見人の育成との関係では、市民後見人の養成講座の応募者が減少傾向にあることや、後見人等の責任の観点から市民後見人となることに慎重な姿勢の市民も多いこと等を踏まえ、2019年度からは、『市民後見人養成コース』、『成年後見サポーターコース』、『聴講コース』の3つのコースを用意することとしました。

後見人等として直接的に支援に携わる市民だけではなく、我が事として成年後見制度を学び、成年後見サポーターとして取組を支える市民や、こうした経験を経て将来的には担い手としても活躍することができるような市民を、丁寧に、かつ、大切に育成していくことを目指しています。

担当者より

行政と中核機関がしっかり両輪として働くことが大切で、どちらかだけでは上手く進まないと思います。行政としても、今までやったことのないことをやろうとしており、柔軟性を大切に、社協からの提案・アイデアも踏まえて進められています。

中核機関等の取組以前にも、約10年という取組の蓄積はありましたが、他県を視察したり、他の地域で良いと思った取組を積極的に取り入れていくことで、できることから少しずつ整備・改善していています。それが積み重なっていけば、いずれ目指すべきところに行きつくと考えています。



■参考URL 連絡先

町田市地域福祉部福祉総務課
TEL: 042-724-2537

福祉サポートセンターまちだ
(町田市社会福祉協議会)
TEL: 042-720-9461

URL: <https://www.machida-shakyo.or.jp/shakyo/support.html>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	神奈川県藤沢市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	意思決定支援、市民後見人養成・支援、ターゲット別広報、チーム支援		

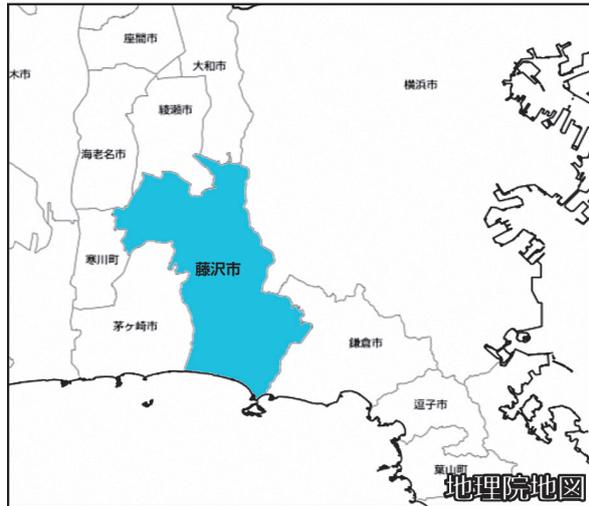
意思決定支援を重視したチーム支援と市民後見人養成

I. 概要

1. 自治体概要

人口	434,405人
面積	69.56km ²
高齢化率	24.32%
地域包括支援センター	16か所
日常生活自立支援事業利用者数	121人
障害者相談支援事業所	6か所
療育手帳所持者数	3,143人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,744人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
81人	67人	9人	4人	1人

（2018（H30）年12月末時点）

②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	20件	21件	38件	6件
内訳	高齢者	13件	12件	25件
	障害者	7件	9件	13件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
11人	7人	3人	7人

（2018（H30）年度末時点）

3. 事例のポイント

▶意思決定支援を中心に据えた市民後見人養成・支援

「意思決定における支援場面において意思の確認やそのための方法について最大限に配慮することのできる市民後見人の養成」を展開、本人を中心に据えた支援を徹底。

▶ターゲットを絞った広報・啓発

ターゲットを絞り、広報や研修等の啓発活動を展開。障がい当事者・家族を対象に市民講座を開催したところ定員を大幅に超える申込があり、複数回の開催に変更。

▶チーム支援のモデル事業実施

成年後見制度を必要とする困難ケースに、専門職等中核機関の「検討会」が関与しチーム支援を行うモデル事業を実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
他制度との連携	受任調整会議
市町村長申立	後見人候補者 推薦
市民後見人養成	親族申立の 相談・支援
法人後見	親族後見人支援
活用	モニタリング・ バックアップ
補助・保佐の	任意後見制度
個人情報の	意思決定支援
連携	協議体、合議体 の設置
連携	都道府県等との 連携
連携	当事者団体との 連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2012 (H24) 年	藤沢市社協「ふじさわあんしんセンター」を整備（市委託事業）。 Point 1
2013 (H25) 年	法人後見事業を開始。
2015 (H27) 年	市民後見人養成講座を神奈川県社協と連携して開始。 Point 2
2018 (H30) 年	地域福祉計画に位置付け、成年後見制度利用促進計画を整備。 Point 3 成年後見制度利用促進に関する検討会を開催（4回）。
2019 (H31) 年	藤沢市社協ふじさわあんしんセンターを中核機関として整備。 成年後見制度利用促進検討会にて、権利擁護相談への積極的な参画とチームづくり支援のモデル実施を行う。



POINT

Point 1

藤沢市社協が藤沢市より「成年後見相談センター」設置の相談を受け、市の各担当課と社協で検討を重ねました。

市社協で日常生活自立支援事業を担う「あんしんセンター」の名称が市民に浸透していたことから、名称を引き継ぎ、「ふじさわあんしんセンター」を開設しました。

市の成年後見関係団体等に呼びかけ、組織化された「ネットワーク連絡会」は、2012 (H24) 年より開始されています。

Point 2

市民後見人の養成は、養成課程で市民後見人として受任できる人材のみが受講・修了する仕組みです。令和元年度現在研修修了者が11名、登録が7名、受任はのべ7件となっています。

市民後見人登録者の中で、社協と雇用契約を結び、法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の支援員として活躍している人もいます。

Point 3

成年後見制度利用促進基本計画は地域福祉計画に包含し、計画策定によって中核機関を整備しました。成年後見制度利用促進に関する検討会には、専門職、当事者団体、医師、福祉関係団体等が参加し、藤沢市での中核機関や地域連携ネットワークのありかたについて、協議しました。

検討会で示された「目指すべき方向性」はどのようなものでしょうか？

藤沢市における中核機関（権利擁護相談センター）の目指すべき方向性として、以下のような方向性があげられました。

- 総合的な権利擁護相談機関
- 本人への意思決定支援を含めた機能を持つこと
- 本人を中心としたチームをつくる牽引役としての機能を持つこと
- 制度利用の手前の段階から相談支援のフィールドに入り、ステップを踏みながら本人の意思決定支援を重視した「チーム」での支援を可能にしていくこと



Ⅲ. 藤沢市における体制の特徴について

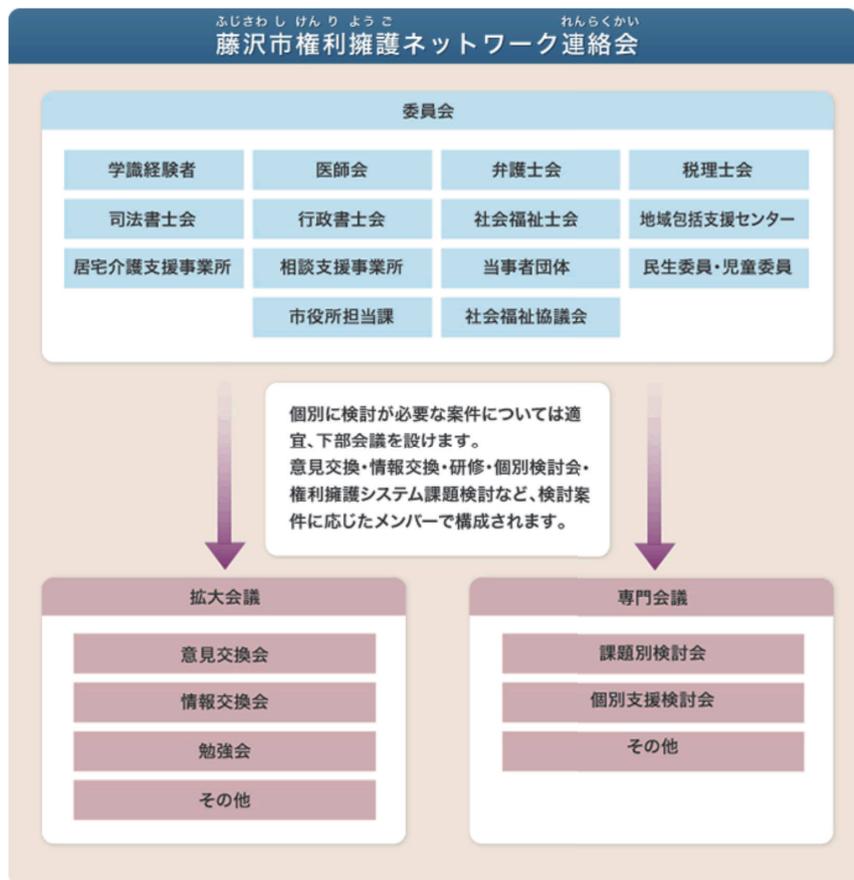
1. 協議会は「藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会」

社協への委託により中核機関の整備を行いました。

社協あんしんセンターでは日常生活自立支援事業、市民後見人養成・受任後の活動支援、法人後見事業等を実施しており、この度中核機関として新たな取り組み（2. 3. 4. で詳述）に着手しています。

藤沢市社協の「ふじさわあんしんセンター」の担当者は、市社協の管理職1名、職員4名（社会福祉士）、嘱託職員4名（うち非常勤3名）、登録型の支援員6名です。

2012（H24）年より市が主催で開催してきた「藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会」が協議会として、位置付けられました。「ネットワーク連絡会」は、右図のように「委員会」と、個別に検討が必要な事案について協議する「拡大会議」「専門会議」で構成されています。委員会は、当事者団体、専

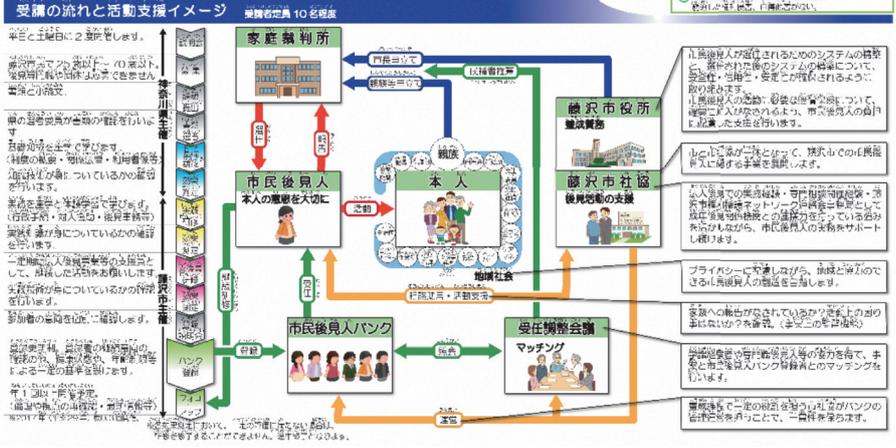


門職、民生・児童委員、福祉関係機関、社協、市役所各担当課約20名より構成されています。「成年後見制度利用促進に関する検討会」は、ネットワーク連絡会の「専門会議」の一部に位置付けられています。

2. 意思決定支援を中心に据えた市民後見人養成・支援

藤沢市における市民後見人とは、「意思決定における支援場面において意思の確認やそのための方法について最大限に配慮することのできる市民

後見人」と整理されています。養成課程においても、活動支援の場面においても、本人を中心に据えたきめ細やかな支援が徹底されています。



3. ターゲットを絞った広報・啓発

広報・啓発活動の一環として、ふじさわあんしんセンターでは、ターゲットを絞った広報活動を行っています。制度の利用を必要とする「本人向けパンフレット」は、事例を用いて、「このようにときに後見人が支援します。」とわかりやすく

示せるよう工夫して開発されました。また、障がい当事者・家族を対象に市民講座を企画・開催したところ、定員を大幅に超える申込があり、複数回の開催に変更しました。

4. チーム支援のモデル事業実施

ふじさわあんしんセンターでは、2019 (R1) 年度、本人を中心とした、支援関係者や地域の友人、親族等とのチームづくり支援のモデル事業を展開しています。

同時に、本人に権利擁護支援が必要な状況にあり、身近な関係者だけでは対応方針の検討が難しいようなケースについては、中核機関の専門職等検討会が関与し、本人・チームへの専門的助言の場を設定する（専門職に依頼し、チームカンファレンスに同席する等）支援を行うモデル事業の実施を行っています。

担当者より

本人への意思の確認を行いながら、チームで支援する取り組みを、モデル事業を通じて取り組んでいます。

中核機関の整備を通じて、利用できる支援の選択肢が増え、困難ケースの解決方法をともに考えていける仕組みを作ることができました。市民にとっても、支援者にとっても有益な仕組みだと考えています。

■参考URL 連絡先

藤沢市役所地域包括ケアシステム推進室
TEL : 0466-50-3523

藤沢市社会福祉協議会 ふじさわあんしんセンター
TEL : 0466-55-3055
<http://www.fujisawa-shakyo.jp/anshin/>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40%未満	30~35%未満	25~30%未満	20~25%未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	神奈川県横須賀市	区分	単独・直営+委託(社協)
キーワード	市民後見人育成 連携ネットワーク構築		

16年続く情報交換会から生まれた市民後見人との協働

I. 概要

1. 自治体概要

人口	402,260人
面積	100.82km ²
高齢化率	31.37%
地域包括支援センター	12か所
日常生活自立支援事業利用者数	52人
障害者相談支援事業所	4か所
療育手帳所持者数	3,215人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	4,173人

(2018年度末時点・利用者数は2018年度実績)



地理院地図

2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
109人	89人	11件	7件	2件

(2018年12月末時点)

②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年(8月末時点)
件数	11件	14件	22件	13件
内訳	高齢者	9件	11件	17件
	障害者	2件	3件	5件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
40人	34人	0人	0人

(2019年3月末時点)

3. 事例のポイント

▶16年続く情報交換会

専門職や関係機関の手弁当による「成年後見制度情報交換会」が16年前に発足。年5回、これまで計80回開催し、関係機関による地域連携ネットワークを構築、情報交換・連携を図ってきた。市民後見事業の必要性の検討もこの会議が始まり。

▶市民と専門職の複数受任

市民後見は、弁護士や司法書士等の専門職との複数受任からスタートし、その後専門職の関与が必要なくなった場合は途中辞任し市民後見人が単独受任。

▶2020年中核機関立ち上げ予定

2020年4月に仮称「よこすか成年後見センター」を立ち上げの予定。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 個人情報
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要			
2003年	成年後見制度が開始され、関係機関の中で情報交換や連携が必要となったため「成年後見制度情報交換会」を立上げ。 Point 1			
2007～2008年	横須賀市が市民後見人養成事業を直接実施（2年間）。			
2009年～	横須賀市社会福祉協議会「あんしんセンター」に一部委託。 Point 2 (市民後見人養成事業を委託)。 平成21年5月に第一期生が受任（追加受任）。 Point 3			
2015年～	市長申立件数推移			
	2015年 16件	2016年 11件	2017年 14件	2018年 22件
2019年2月	横須賀市地域福祉計画に市町村計画を位置付けた。 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3010/keikaku.html			
2020年4月	仮称【よこすか成年後見センター】立上げ予定。			



POINT

Point 1

要綱などはなく、専門職団体に所属する専門職（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会）、家庭裁判所、一時相談窓口の包括、役所内の相談対応（高齢福祉課、障害福祉課、保健福祉課）、社協などが手弁当で参加。現状も報酬はありません。

Point 2

横須賀市の市民後見人養成事業は全国初めてでした。最初は市の方で市民後見人養成の枠組みなど、ある程度事務的な部分を整えたうえで、社会福祉協議会にバトンタッチしました。

Point 3

市民後見人養成の修了者1期生は、すでに専門職（弁護士・司法書士）がついている既存の事例に、追加受任して受けています。

全国に先駆けて、市民後見人養成に着手したのはなぜですか？

10年以上前の成年後見制度情報交換会において「今後少子高齢化が進展する中、専門職だけでは後見人が不足するだろう」と話し合ったことが、養成のきっかけになりました。今は、市民が市民を支えることの意味を重視して取組を進めています。



Ⅲ. 横須賀市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

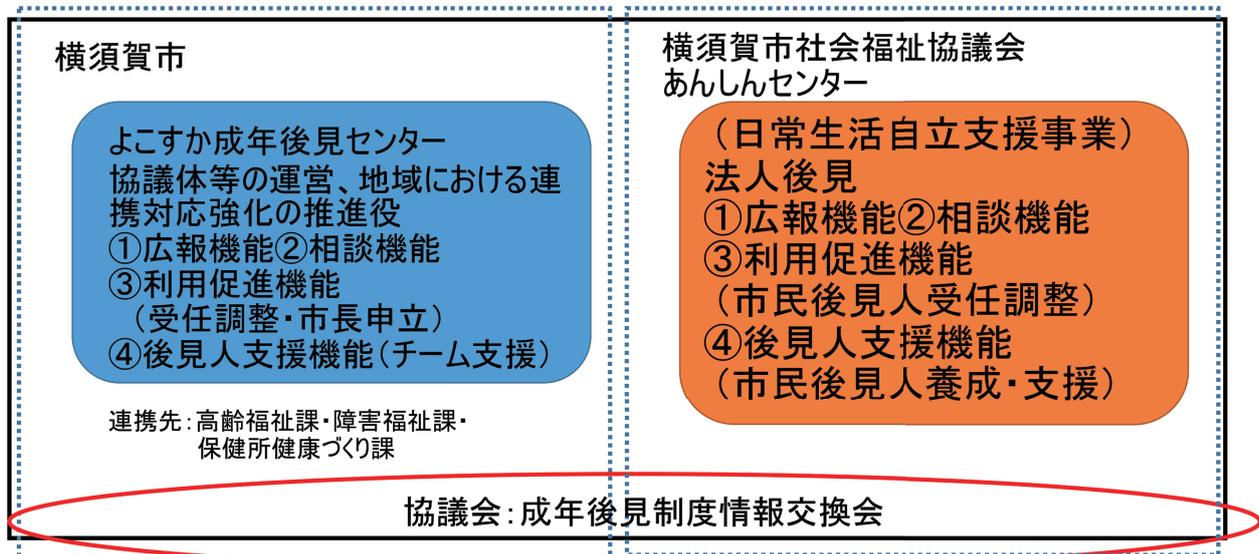
直営プラス一部委託 で中核機関の整備を予定しています。社協には、現在の市民後見の事業（養成・活動支援）を委託予定です。直営の部分については、「地域共生社会に向けた包括的支援体制の整備」とに向けて、来年度庁内部局を再編して立ち上げる「地域福祉課」の中に、中核機関の位置づけを予定しています。

市も社協も、「現況で社協が4つの機能全てを担うのは難しい」という共通認識をもっています。

また、申立にあたっては戸籍調査等の 素早い情報収集 をしなければならないこともあるため、行政が相談機能を担う ことが適切という判断となりました。機能分散をして中核機関を整備している他の行政の取組状況も参考にして、体制整備を検討しました。

今までの実績があり、家庭裁判所のオブザーバー参加のある 成年後見制度情報交換会を、協議会として位置づける ことを予定しています。

(仮称)よこすか成年後見センターを中心とした中核機関



※横須賀市の中核機関（案）より

2. 市民後見の特徴

原則として 専門職との複数後見 を念頭においでいますが、選任のバラエティがあります。他の自治体では法人後見をしている社協の支援員から始まって、そこから市民後見人になっていくパターンが多くみられますが、横須賀の場合は弁護士や司法書士とタッグを組んで、そこで教を請いながら力をつけて、独立していくというスタイルをとっています。そのため、事案に合わせてバリエーションを持てるというのがメリットといえます。

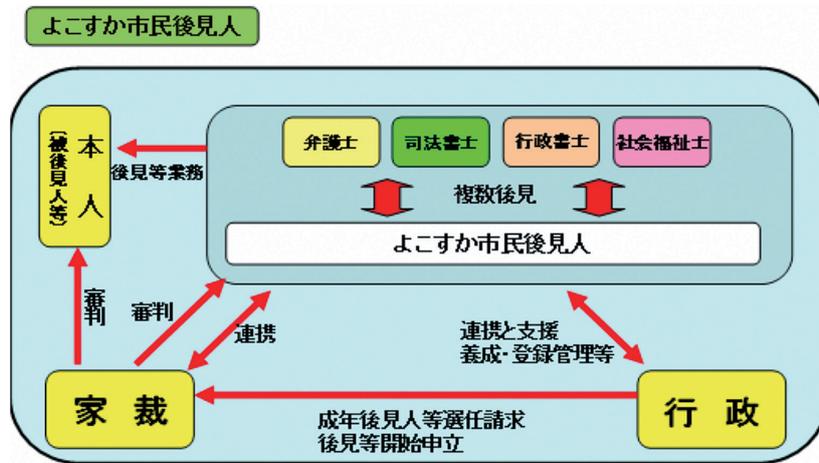
また、最初から複数で選任されるため、専門職と市民と一緒に走る時期 があります。このことにより、難しいところは専門職にやってもらうけ

れども、制度の利用当初から市民後見人が本人と関わり、本人がエンパワメントされて元気になるところが見える ことも特徴と言えます。

市の方でも後見人をお願いする道筋がある程度つけたところで事案をわたしています。「こういう場合は〇〇」という交通整理、事前の調整 をかなり行っています。市民に後見人になってもらうためにはそのような整理が必要となります。

このように 行政が丁寧に仕組みを作り、支援を担ってきているからこそ、直営＋一部委託、4機能の分散が可能となっています。このことにより様々なノウハウが行政の中に蓄積されています。

横須賀市の市民後見の枠組み



担当者より

本当に困っておられる方を「たらいまわし」にしない仕組みづくりが必要だと思っていました。この取組によって、困っておられる方を支援し、制度につなげることができるようになる仕組みを作ることができました。小さく生んで大きく育てていきたいと考えています。



参考URL 連絡先

神奈川県横須賀市 福祉部 地域福祉課
046-822-9613
soudan-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	新潟県佐渡市	区分	単独・社協委託
キーワード	市民後見人育成 連携ネットワーク構築 広報機能の充実		

市民後見人を支えるネットワーク構築

I. 概要

1. 自治体概要

人 口	54,656人
面 積	855.66km ²
高齢化率	41.2%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	48人
障害者相談支援事業所	5か所
療育手帳所持者数	594人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	549人

(2018年度末時点・利用者は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
181人	147人	30人	4人	0人

(2018年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	5件	4件	7件	7件
内 訳	高齢者	3件	4件	4件
	障害者	2件	0件	3件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
46人	16人	2人	1人

(2019年3月末時点)

3. 事例のポイント

▶プロジェクトチームの立上げ

成年後見の今後に危機感を抱いていた専門職や行政が第三者後見人の拡充のためのプロジェクトチーム（PT）を立上げ。後の中核機関となる成年後見センターの設立の第一歩となる。

▶市民後見人支援のネットワーク

PT立上げ時から市民後見は単独受任を目指した。市民後見人がのびのびと温かな良い支援ができるように、後見センターが市民後見人を養成・サポートする「市民後見人キラキラネットワーク」を整備。

▶2019年に中核機関として位置付け

「成年後見センター」の機能を踏まえ、2019年に中核機関として位置付け（国実施の同9年7月時点の取組状況調査においてその旨回答）。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止（効果）	連携 専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2011年	第三者後見人の拡充に向けて、市内の専門職、行政、福祉関係者等による成年後見プロジェクトチーム（PT）を立上げ。
2012年4月	成年後見センター設立。 Point 1
2012年6月	成年後見のニーズや担い手に関する「第三者後見人の状況調査」を実施。 Point 2
2013年～	市民後見人の養成開始（初年度修了生8名）。
2014年	新潟県内初の市民後見人の単独受任。
2019年	成年後見センターを中核機関として位置付け。 Point 3

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」 P.69参照。



POINT

Point 1

成年後見プロジェクトチーム（PT）は、法テラス佐渡法律事務所所属の弁護士を中心に、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、行政担当課（社会福祉課、高齢福祉課）、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会、家庭裁判所（オブザーバー参加）がメンバーとして参加する形で発足しました。

Point 2

「第三者後見人の状況調査」の結果、今後50人の利用ニーズがあるのに対し、専門職の受入れ可能人数は29人であることが判明し、専門職による受任だけでは足りないこと、第三者後見人の拡充のための体制整備が急務であることが、具体的な数値により把握できました。

Point 3

「成年後見センター」を中核機関と位置付けてはいませんでしたが、既に中核機関の機能を備えていたため、市が中核機関と判断し、国の2019年7月時点の取組状況調査において中核機関整備済みと回答しました。

プロジェクトチームを立上げたのはなぜですか？

身寄りがない、認知症かもしれない利用者が増えてきた（ケアマネジャー）、申立準備はできて後見人候補者がいない（地域包括支援センター職員）、後見人の受任依頼が増えている（専門職後見人）等、後見の需要が増加する一方で、後見人の成り手が不足していることを現場レベルで感じ始めていたからです。



Ⅲ. 佐渡市における体制の特徴について

1. 市民後見人の養成・活動支援する専門職による協力体制「佐渡モデル」

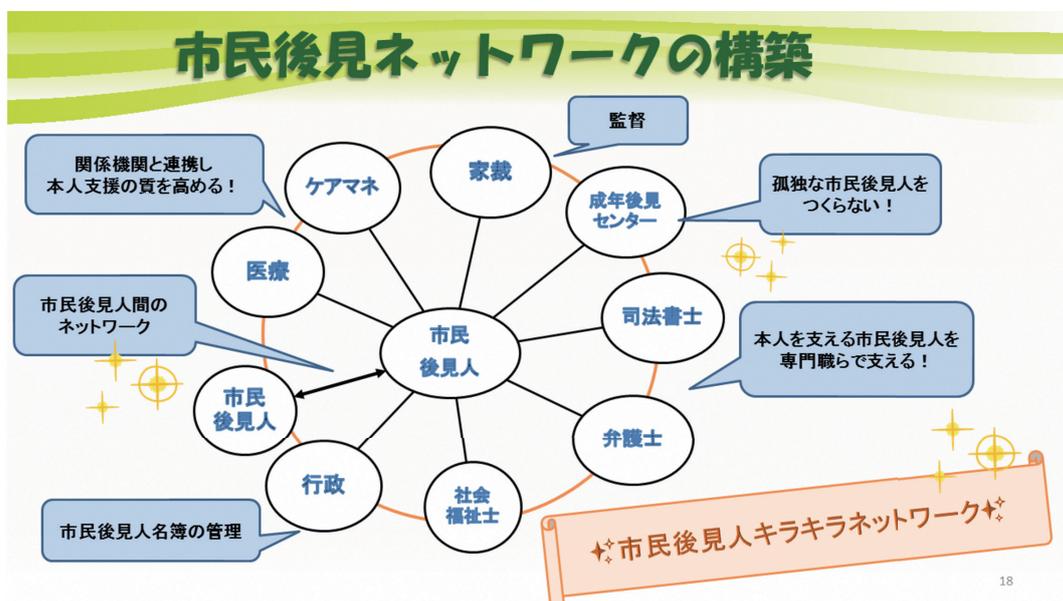
2013年（平成25年）より市民後見人の養成を開始。以来、毎年10人前後が修了しており、現在市民後見人名簿登録者は45名となりました。1人で一貫して支援できる市民後見人の養成に向けた体制づくり、カリキュラムづくりを目指し、専門職の協力を得て運営しています。

養成講座は年間10回（合計10日間）で、研修内容は、過去の受講生の理解状況等を踏まえ、毎年バージョンアップしています。修了後も毎年4回のフォローアップ研修を実施し、事例発表や意思決定支援の方法・ツールの紹介や相続・死後事務など、後見業務に反映できるようなテーマを取り上げています。

さらに、市民後見人の活動支援には特に力を入れています。市民後見人にのびのびと温かな良い支援をしてもらうためには、市民後見人が感じる不安や緊張、ストレス、プレッシャー等を払拭することが必要と考え、専門職や関係機関が市民後見人を支援する「市民後見人キラキラネットワー

ク」を構築しました。ネットワークが機能することにより、関係機関が連携して市民後見人を支援し、その結果、市民後見人による本人支援の質を高めることにもつながっています。ネットワークには、市民後見人名簿を管理する行政、監督を担う家裁、専門的相談等を行う専門職等の多様な主体が参加しています。このように支える人にも支える人が存在することが重要であり、このネットワークが強くとくになることが市民後見人の良い支援につながると考えています。また、後見活動の経験や感想などを共有するための市民後見人間のネットワークも作っています。こうした関係機関等が協力して市民後見人を養成し、サポートする仕組みは、「佐渡モデル」として評価されています。

成年後見センターが一番大事にしているのは、孤独な市民後見人をつくらないことです。そのため、センターでは、「市民後見人のキラキラネットワーク」の更なる強化を進めています。



2. 広報機能の充実（広く住民への周知+個別ニーズへの周知活動）による効果

地域で成年後見を拡充していくためには、広報が重要と考えました。まず、広く地域住民への周知のための方策として成年後見シンポジウムを開催しました。そのプログラムの一環として、社協職員や専門職等が演者となり、寸劇を行いました。シンポジウムや寸劇は、地元の佐渡テレビで特別番組として繰り返し放映されたため、市民が「市民後見」という言葉を多数回聞く機会となりました。各専門職については、日ごろ立場の違いなどから意見が対立することもあります。こうした取組を通じて、地域において成年後見の適切な利用を進めていくというゴールを共通の認識としていくことができました。同時に、会議以外の場面におけるコミュニケーションが生まれたことによって、横の連携や、相互に信頼して仕事を作っていくという関係性を構築することができました。

また、佐渡市では、個別の周知活動にも力を入れており、介護保険事業所や相談支援事業所、地域団体や地域の茶の間等を訪問し、成年後見等について説明を行っています。

個別の周知は、現場において地域住民が成年後見をどう捉えているか等の生の声を聞ける良い機会であり、職員の支援の質にも関わってきます。実際に施設等で成年後見制度について説明すると、「血の通った制度なのか」等、厳しい声をもらうことがあります。愛する子どもが成年後見を利用する際の親としてのリアルで貴重な声に直接触れることができます。

本人がメリットを感じられるためにも、地域に出向き周知活動を進めていくことにより得られる気づきを、後見業務に向き合うときに大事にしなければならぬと考えています。

担当者より

成年後見が必要な人が地域にこれだけたくさんいる。都市部でも島でも山の中でもどこでも。その潜在的ニーズに気づき、関係者と手を組んでいこうと思う気持ちが実を結んだと思っています。



地域の高校アニメ部によるキャラクター

PTにおいて、広報の際にはアニメやマスコットがあれば関心を引くので広まるのではないかという意見が出され、地域の高校のアニメ部にキャラクターの作成を依頼しました。高校生にも成年後見をイメージしてもらうこととなり、世代の違うところへの周知につながりました。



■参考URL 連絡先

新潟県佐渡市 社会福祉課
0259-63-5113
h-syahuku@city.sado.niigata.jp

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率 (65歳以上人口割合)					

自治体名	山梨県甲府市	区分	単独・委託 (社協)
キーワード	条例の制定、計画策定、協議会、市と社協の連携、日自との連携		

市と社協の連携による地域連携ネットワークづくり

I. 概要

1. 自治体概要

人 口	189,200人
面 積	212.47km ²
高齢化率	29.0%
地域包括支援センター	9か所
日常生活自立支援事業利用者数	56人
障害者相談支援事業所	26か所
療育手帳所持者数	1,485人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	2,099人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018 (H30) 年度実績)



地理院地図

2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
518人	426人	71人	13人	8人

(2018 (H30) 年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	8件	10件	3件	5件
内 訳	高齢者	7件	8件	3件
	障害者	1件	2件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
25人	0人	2人	13人

(2018 (H30) 年度末時点)

3. 事例のポイント

▶計画策定による取組方針の明確化

2019 (H31) 年3月に「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、市の中核機関が担うべき機能、今後の施策等を明確化。

▶柔軟性をもった協議会運営

地域連携ネットワークにおける「協議会」では会長を置かず、参加団体を固定せず、委員の選任も都度行う等、柔軟性を持たせた運営を行う。行政の管理職が進行、委員が対等な立場で、その時々地域課題を実質的に協議している。

▶複数の制度利用を想定した相談対応

相談時、成年後見制度、日自等、関連する制度の利用も想定して相談対応・ケース検討を実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談 窓口周知
調整	相談受付の工夫
他制度との連携	受任調整会議
市町村長申立	推薦 後見人候補者
市民後見人養成	親族申立の 相談・支援
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	親族後見人支援 補助・保佐の
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2016 (H28) 年	甲府市成年後見制度の普及促進に関する実施方針を策定 Point 1
2017 (H29) 年	甲府市社協が市民後見人の養成を開始。
2018 (H30) 年	甲府市成年後見制度利用促進審議会条例施行。 甲府市社協が「福祉後見サポートセンターこうふ」を設置。 Point 2
2019 (H31) 年	甲府市成年後見制度利用促進基本計画を策定。 Point 3 甲府市成年後見制度中核機関を設置。



POINT

Point 1

成年後見制度利用支援事業の利用者が増加したことを契機に、甲府市は2016 (H28) 年に「甲府市成年後見制度の普及啓発に関する実施方針」を策定、市民後見人の養成や甲府市社会福祉協議会が法人後見を受任できる体制整備を行いました。

Point 2

甲府市社協では「福祉後見サポートセンターこうふ」を設置し、市民後見人の養成・活動支援に加え、市と協働で、制度の広報や法定後見、任意後見の相談等活動体制を強化しました。

Point 3

2014 (H26) 年度より山梨県が山梨県立大学に委託して、全県対象に実施している「やまなし市民後見人養成講座」の修了者を対象に、甲府市では、2017 (H29) 年度より「甲府市市民後見人養成研修」を実施しています。

研修修了者は「甲府市市民後見人活動バンク」に登録し、社協の日常生活自立支援事業や法人後見における支援員等として活動しています。

Ⅲ. 甲府市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

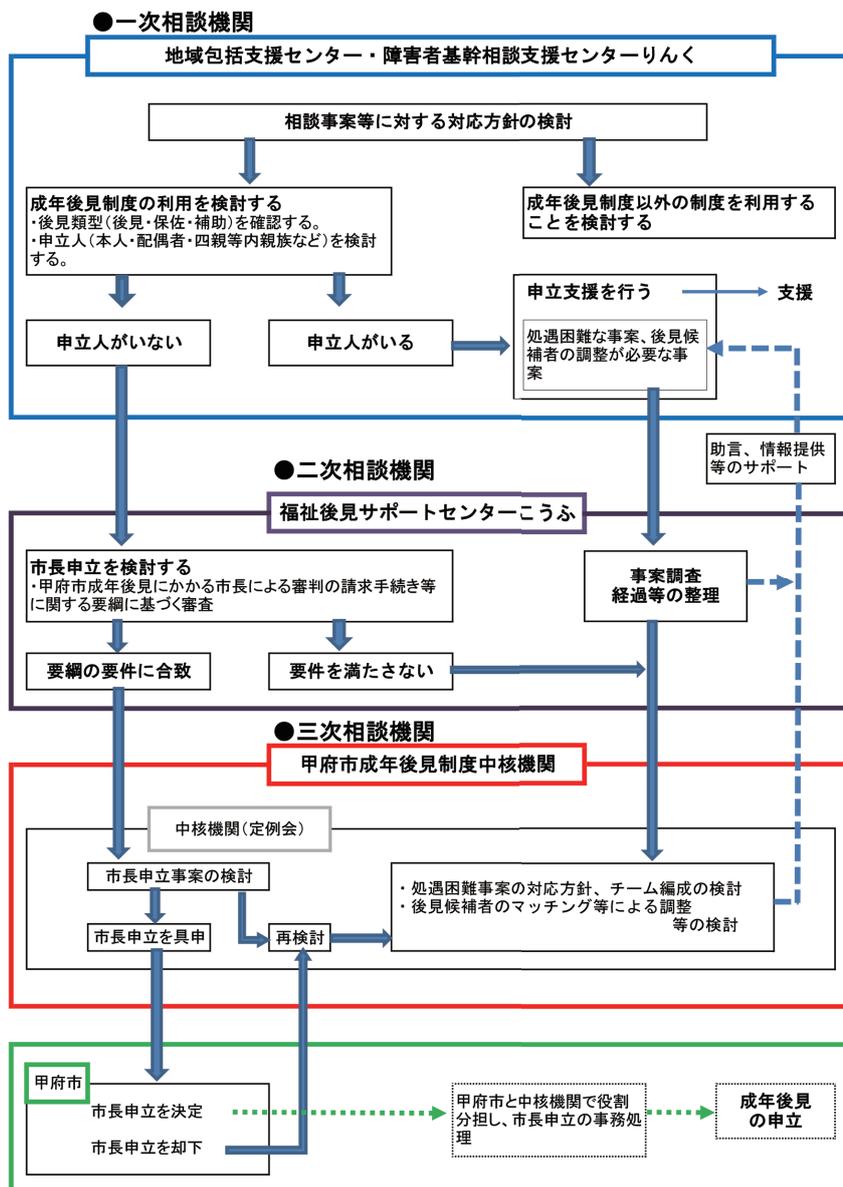
社協への委託で中核機関の整備を行いました。担当者は、市兼務の職員を含めて社協職員3名（うち2名社会福祉士）です。

概ね毎月1回程度、「定例会」を開催、専門職団体等が参加し、後見制度の利用の前段階での検討や、困難ケースの支援方針等の検討を行い、日常生活自立支援事業など他制度の利用も含め、本

人にとってより良い支援について、協議を充実させる取組を行っています。ケースにより、包括などの支援関係者からの状況説明や意見の聴取をしています。

協議会や定例会の開催前に、市と社協間で事前打合せを緊密に行い、それぞれの担う役割を明確にして協議を行っています。

甲府市 成年後見制度 利用の流れ



政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	長野県伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	区分	広域（直営+委託）
キーワード	2段階の相談窓口体制、市町村・広域の機能分担と連携		

8市町村の広域整備における中核機関の分担と連携

I. 概要

1. 自治体概要（8市町村の合計）

人 口	183,768人
面 積	1348.44km ²
高齢化率	30.7%
地域包括支援センター	8か所
日常生活自立支援事業利用者数	106人
障害者相談支援事業所	106か所
療育手帳所持者数	1726人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1828人

(2018年度末時点)
(日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績、伊那市を除く）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
341人	278人	52人	11人	

(2018（H30）年10月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)	
件 数	21件	23件	20件	6件	
内 訳	高齢者	16件	16件	13件	6件
	障害者	5件	7件	7件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
34人	6人	4人	0人

(2018（H30）年度末時点)

3. 事例のポイント

▶市町村中核機関（直営）+

広域中核機関（伊那市社協）という二段階整備

広域整備の上伊那成年後見センターとは別に、「市町村中核機関」として自治体の担当課を位置づけ、専門相談や市民後見人の育成等広域実施が有効な取組をセンターが担う。

▶2層の「地域連携ネットワーク」

市町村単位のネットワーク（市町村協議会、検討・専門判断会議、チーム会議）と、上伊那圏域全体の地域連携ネットワーク（上伊那全体協議会）を整備。ネットワーク間で連携をとりつつ、領域にあった役割、検討を実施。

▶市町村中核機関担当者の研修

市町村中核機関の担当者に対し、その市町村で実際に起こった具体的な事例を基に、実務研修を定期開催。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止（効果）	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

上伊那成年後見センターの設立経緯については、「地域における成年後見制度利用促進に向けた

体制整備のための手引き」P47-48をご参照ください。

Ⅲ. 上伊那県域における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

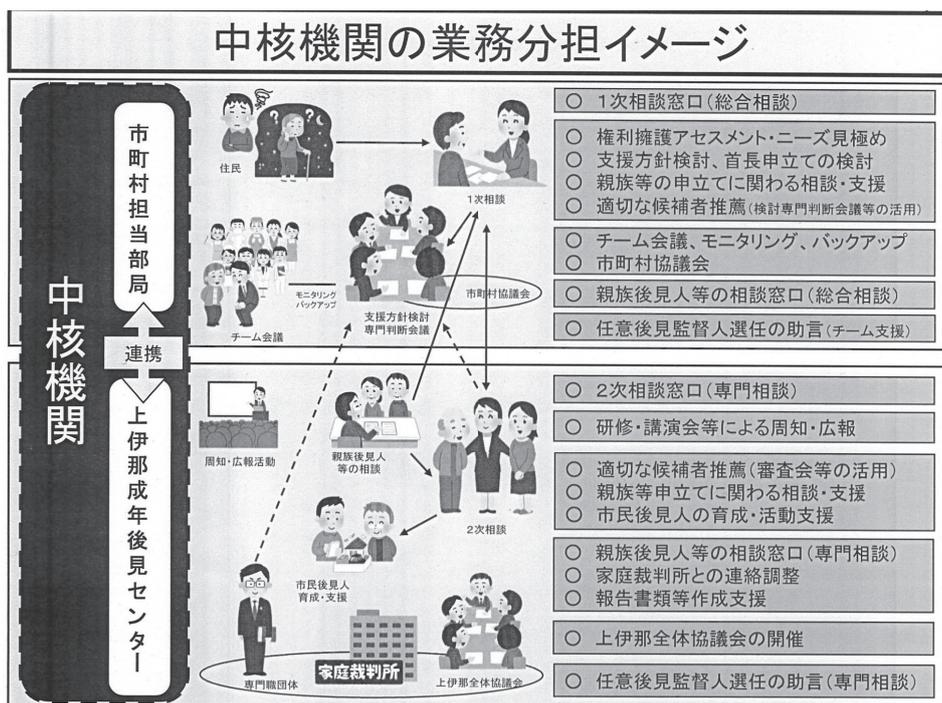
「市町村中核機関」として自治体の担当課を位置づけるとともに、専門相談や市民後見人等広域実施が有効な取組を上伊那成年後見センターが担っています。

市町村担当部局では、1次相談窓口（総合相談）として、本人や親族、関係者からの相談対応、権利擁護アセスメント、ニーズ見極め、チームの支援等を行っています。

上伊那成年後見センターでは、2次相談窓口

（専門相談）として、1次相談窓口等からつながってきた専門相談への対応、研修・講演会等による周知・広報、審査会等による適切な候補者推薦、家裁との連絡調整、市民後見人の育成・活動支援等を行っています。

このような2層体制を作ることで、住民が身近な相談窓口相談しやすくなることとともに、1次相談窓口職員に当事者意識が生まれ、スキルアップにつながっています。



2. 二層（市町村・上伊那圏域）の地域連携ネットワーク

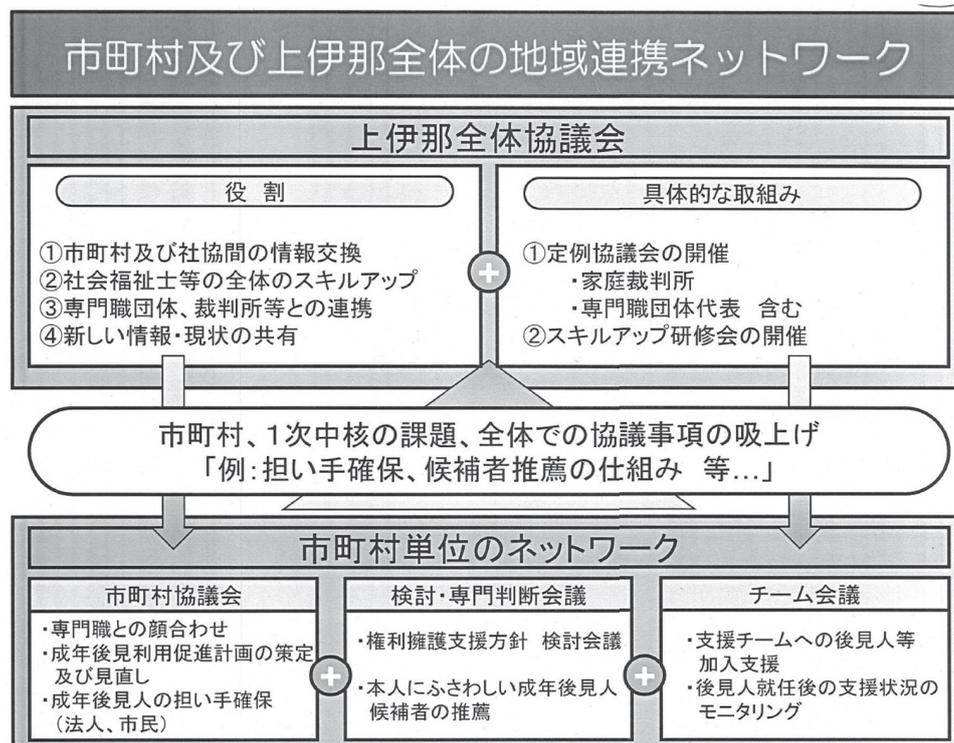
新たな中核機関の体制整備を機に、上伊那圏域では、8市町村単位のネットワークとして「市町村協議会」、上伊那全体の地域連携ネットワークとして「上伊那全体協議会」の、二層によるネットワークを整備しました。

当初は、「上伊那全体協議会」のみの設置を想定していましたが、1次窓口である市町村単位で「検討・専門判断会議」を開催する際には、専門職との連携が必要不可欠であり、上伊那地域では、市町村ごとに成年後見利用促進計画を策定することから、市町村単位の協議会を設置しました。

市町村単位では、「市町村協議会」、「検討・専

門判断会議」、「チーム会議」を実施し、上伊那地域の「上伊那全体協議会」では、市町村及び社協間の情報交換、社会福祉士等職員のスキルアップ、専門職団体・裁判所との連携、情報共有等を行っています。

市町村・広域二層のネットワーク間で連携をとりつつ、領域にあった役割、検討を実施していますが、このように市町村単位でも検討する場を設けることで、専門職との連携が取りやすくなり、ケースへの対応力の向上や迅速な対応が可能になると考えます。



3. スキルアップ研修会の実施

上伊那成年後見センターでは、市町村中核機関の担当者を対象に、実務に関する「中核機関スキルアップ研修」を定期的に開催しています。

研修では、相談対応スキルアップのために実際に市町村中核機関で関わったアセスメント・ニーズ判断に迷った事例検討や、各市町村における成年後見制度利用促進計画策定の状況報告、成年後見制度に関するやニーズ調査の報告など、市町村の取組報告、情報交換を行っています。

「中核機関スキルアップ研修」は、具体的な実

務に直接つながる内容であると同時に、各市町村における相談・チーム支援、市町村協議会の運営などを話し合い、市町村の取組を参考にし合える場となっています。

8市町村で取組みの進捗に差がありますが、先行している市町村の状況を参考にしながら進めることができ、令和元年度では、「市町村協議会」の開催が1ヶ所から2ヶ所へ、「成年後見制度利用促進計画」の策定が3ヶ所から4ヶ所へ増加しました。



中核機関スキルアップ研修の様子

担当者より

中核機関は、各市町村に整備しました。少しずつでも進めて行けるのではないかと思います。

何か困ったことがあるとき広域の中核機関である社協に聞くことができること、他の自治体とざっくばらんに協議できる場があるのが良いと思っています。



■参考URL 連絡先

伊那市 保健福祉部 福祉相談課	TEL：0265-78-4111
駒ヶ根市 地域保健課	TEL：0265-81-6695
辰野町 保健福祉課	TEL：0266-41-1111
箕輪町 福祉課	TEL：0265-70-6622
飯島町 健康福祉課	TEL：0265-86-3111
南箕輪町 健康福祉課	TEL：0265-72-2105
中川村 保健福祉課	TEL：0265-88-3001
宮田村 福祉課	TEL：0265-85-4128

伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター
TEL：0265-96-8008

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、下條村、喬木村、豊丘村、大鹿村	区分	広域・委託
キーワード	定住自立圏広域連携、広報・啓発、小規模町村支援		

1市3町10村による定住自立圏活用による社協への広域委託

I. 概要

1. 自治体概要（※1市3町10村の合計値）

人 口	158,883人
面 積	1928.91km ²
高齢化率	33.43%
地域包括支援センター	17か所 (※以下飯田市の値)
日常生活自立支援事業利用者数	50人
障害者相談支援事業所	28か所
療育手帳所持者数	872人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	674人

(2018年度末時点、町村は2019年10月1日時点)
(日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
不明	—	—	—	—

(2018年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	2件	1件	3件	1件
内 訳	高齢者	2件	1件	2件
	障害者	0件	0件	1件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
0人	0人	0人	—

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶南信州定住自立圏形成協定に、

「成年後見支援センターの設置」を追加

飯田市と下伊那郡の1市3町10村による定住自立圏形成協定の追加協定として「成年後見センターの設置」について締結。

※「定住自立圏域」については「ポイント解説 P198を参照ください。

▶中核機関のアウトリーチによる小規模町村支援

圏域に人口1,000名以下の村が複数ある中、中核機関が町村にアウトリーチして広報・啓発や相談対応を実施。

▶日自等、関係施策担当者との連携

初期相談においては、日常生活自立支援事業（以下「日自」といいます。）の担当者と中核機関職員がともに出向き、必要な制度利用を相談する等連携。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
連携	任意後見制度 モニタリング・ バックアップ
連携	個人情報の 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2011 (H23) 年	飯田市が「成年後見制度利用促進検討会」を開催（4回） Point 1
2012 (H24) 年	広域連合会議で成年後見センターの設置を定住自立圏形成協定に追加することを提案し、了承される。
2013 (H25) 年	1市3町10村で「南信州定住自立圏形成協定」の修正協定を締結。 Point 2 (4月) 飯田市と飯田市社協の間で委託契約を締結。 (7月) 「いいだ成年後見支援センター」を開設。
2018 (H30) 年	「いいだ成年後見支援センター」が中核機関となる。



POINT



Point 1

成年後見制度利用促進検討会では、市町村、専門職、関係機関等が参加、以下についてまとめられました。

- 成年後見支援センターの必要性
 - センター機能としては、相談対応だけでなく法人後見の受任ができることが必要
 - センター運営主体は、飯田市社協を第一候補とする
 - 社協は様々な介護・サービスを実施しているため、法人後見受任の際の利益相反を回避する方法についても検討する
- ※特に、社協が特別養護老人ホーム等を運営していることから、利益相反回避のための検討を行っています。



Point 2

成年後見支援センターの設置において、設置初年度の委託料は18,000千円が予算措置されました。

また、各市町村の負担割合は、「人口割」としています。

広域連携による成年後見センターが立ち上がったきっかけは何ですか？

長野県は広域で市町村数が多く、人口規模の小さい市町村も多いことから、行政も社協も、広域連携による取り組みが多く行われています。

成年後見についても、長野県社協が市町村を集めて情報交換会を開催したこと等を契機として、2011年（H23）年より長野県内で続々と広域連携による成年後見センター等が立ち上がりました。

飯田市・下伊那郡でも、専門職等による「南信州後見支援ネット」からの成年後見支援センター設置の提言を受け、「成年後見制度利用促進検討会」を開催することとなりました。



Ⅲ. 飯田市・下伊那郡における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

飯田市社協に委託されていたいいだ成年後見支援センターが中核機関に指定されました。担当者は、市社協の課長（兼務）1名、後見係3名（専任・社会福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事）、非常勤職員1名です。

センター設立当初から数年間、飯田市の職員が

成年後見支援センターに出向することにより、行政との連携をスムーズに行うことのできる関係を築くことができました。

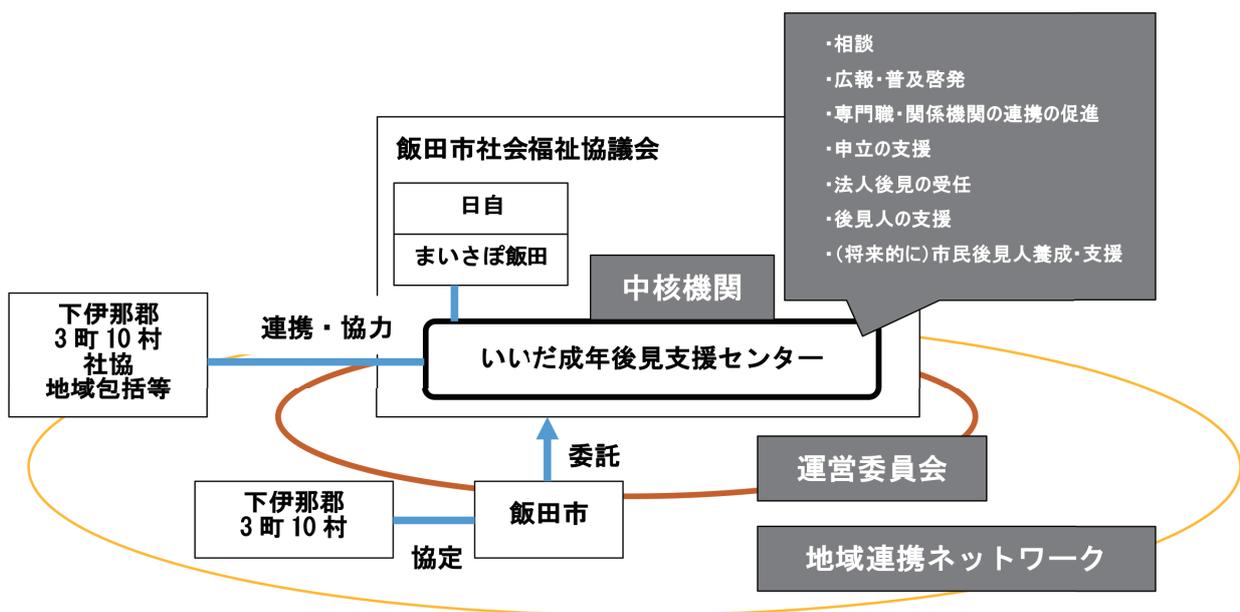
センターの運営は、2ヶ月に1回開催される運営委員会にて協議しています。

2. 「地域連携ネットワーク」の可視化

いいだ成年後見支援センターが中核機関となる際、これまでゆるやかに連携していた民生委員、医療機関、金融機関、高齢者・障害者施設等を運営する福祉サービス事業者等にも声をかけ、こうした関係者・関係機関も含めて名簿を作成し、「地域連携ネットワーク」と名付けました。これ

により、センターの連携先やネットワークの目的が可視化されました。「地域連携ネットワーク」では、地域の住民の方の権利擁護支援に向けて日頃から連携を図っているほか、年1回、成年後見、意思決定支援等に関する研修会を行っています。

いいだ成年後見支援センター 体制図



3. 日常生活自立支援事業等、関係施策担当者との連携

飯田市社協は、いいだ成年後見支援センターを受託するとともに、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業（日自）の基幹的社協でもあります。権利擁護に関する初期相談においては、日自の担当者と中核機関職員がともに出向き、必要な制度利用等に関して相談にのる、必要な場合

には日自から成年後見制度への移行の検討を行う等の連携を行っています。

また、生活困窮者の支援制度として生活全般にかかる困りごとの窓口である生活就労支援センター（まいさば飯田）を飯田市社協が受託しており、様々な生活相談との連携がスムーズに図られる体制となっています。

4. 中核機関のアウトリーチによる小規模な町村支援

いいだ成年後見支援センターでは、図のようなパンフレットを作成し、各地域の地域包括支援センターや役場を相談窓口として案内しています。

した対応を実施しています。

一方、下伊那郡の3町10村では、人口が1000名以下の小さな規模の村が複数あり、専門性が必要な権利擁護の相談体制を整備することが難しい場合もあります。

いいだ成年後見支援センターでは、年2回は町村を訪問し、相談や聞き取りを行っています。また、各自治体で研修会、講演会を行うなど、町村にアウトリーチ

7 成年後見制度に関する相談窓口	
飯田市 にお住まいの 高齢者	飯田市役所、地域包括支援センター TEL.0265-22-4511 (内線)
・飯田市長寿支援課長寿支援係 (窓口: 上郷)	TEL.0265-56-1595
・いいらぬ地域包括支援センター (窓口: 飯田、東郷、北郷、南郷、西郷、上郷)	TEL.0265-28-2361
・いいらぬ地域包括支援センター (窓口: 西郷)	TEL.0265-53-9411
・いいらぬ地域包括支援センター (窓口: 西郷、北郷、南郷、西郷、上郷)	TEL.0265-27-6052
・南郷地域包括支援センター (窓口: 南郷)	TEL.0260-34-1056
飯田市 にお住まいの 障害者	飯田市福祉課障害福祉係 TEL.0265-22-4511 (内線)
下伊那郡 にお住まいの方	各町村役場
・高森町役場健康福祉課	TEL.0265-36-6800 (内線)
・高森町役場健康福祉課	TEL.0265-35-3111 (内線)
・阿南町役場民生課	TEL.0260-22-4050 (内線)
・阿南町役場民生課	TEL.0265-43-2220 (内線)
・平谷町役場民生課	TEL.0265-48-2211 (内線)
・穂野町役場民生課	TEL.0265-49-2111 (内線)
・平谷町役場民生課	TEL.0260-27-1231 (内線)
・高木町役場民生課	TEL.0260-28-2311 (内線)
・高木町役場民生課	TEL.0260-32-2001 (内線)
・高木町役場民生課	TEL.0260-26-2111 (内線)
・高木町役場健康福祉課	TEL.0265-33-2001 (内線)
・豊丘町役場健康福祉課	TEL.0265-35-9060 (内線)
・文原町役場健康福祉課	TEL.0265-39-2001 (内線)
障害者の方の相談	飯伊保健福祉センター TEL.0265-24-3182
任意後見契約について	飯田公証交換 TEL.0265-23-6502
日常生活自立支援事業について	飯田市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL.0265-53-3187
成年後見制度の申立先	飯田市家庭裁判所飯田支部 TEL.0265-22-0187

成年後見制度の利用や申立についてのご相談	
いいだ成年後見支援センター	F 399-0031 飯田東部健康福祉3丁目7番地 飯田東部ビル2階 TEL.0265-53-3187 FAX.0265-56-5505

成年後見制度	
成年後見制度の利用	P 1
法定後見制度と任意後見制度	P 3
法定後見制度申立手続きの流れ	P 5
任意後見制度申立手続きの流れ	P 7
成年後見人等の仕事について	P 9
後見制度支援信託について	P 10
成年後見制度に関する相談窓口	P 11

担当者より

成年後見制度を必要とする方が、相談につながり、制度を利用したことで生活が安定し、心配ごとがなくなる様子を見ると、このような支援体制があって良かったと思います。

この制度を求めている方は、地域の中に確実にいらっしゃいます。圏域での一体的な実施により、支援につながらない方が少しでも少なくなれば良いと思います。

広域で取り組むことで、業務を少ないコストで効率的に行えている部分があると感じています。



■参考URL 連絡先

飯田市役所健康福祉部長寿支援課
TEL : 0265-22-4511
●いいだ成年後見支援センター
TEL : 0265-53-3187



「チーム」による支援と後見人の役割

東京都社会福祉協議会 地域福祉部
部長 川井 誉久

国の基本計画では、「チーム」による対応のあり方について、「権利擁護支援を必要とする本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み」としています。

また、『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』では、「チームは、後見等開始前においては、地域の中で権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たす」と説明します。

こうしたチームによる支援が、本人の抱える多様な課題を多角的な側面から適切に解決し、安心できる幸せな日常生活を支える基礎的な力になることが期待されます。地域連携ネットワークや協議会、そして中核機関も、このチームによる取組を支え、エンパワメントすることを通じて、はじめてその役割を果たすことができるといえます。

ところで、福祉分野では、従来からケアマネジャーやケースワーカー等が中心となり、ケースカンファレンスや支援調整会議といった形でケースごとの支援チームが形成される

ことが珍しくありません。そして、そうした会議体やチーム運営にあたっては、本人を中心とした支援のあり方を指向し、本人参加による支援計画の検討・作成に取り組むことが重視されつつあります。

その際にネックになりがちなのが、本人の身近で信頼できるキーパーソンが不在な場合です。多くのチームのメンバーが、キーパーソンが見当たらないことにより、支援方針が定めがたく、会議が迷走し、統制のとれた一貫した支援が実行できず、次第にチームの求心力が失われていくという苦い経験を持っています。もちろん、それぞれの専門職や関係者には、常に本人の意思決定の支援に努め、自己決定を尊重した実践が期待されますが、支援者である以上、完全に本人の立場に成り代わることはできず、またそれは適切ともいえません。

そこで、法的にも実質的にも本人の立場に立って権利を行使し、本人の利益の追求、確保に責任を果たす後見人がチームに加わることは、本人の心身や生活状況のきめ細かな把握につながることはもちろん、チームの当事者性を高める上でも大きな意味があるといえます。それはいわば、後見人の参加による“パーソンセンタードチーム”の実現とでもいうべき実践です。

また、チームに参加する後見人が専門職である場合には、チームが指向するソーシャルワークの機能を一層高めたり、ソーシャルワークと法律等の他分野の専門性を本人本位の視点から融合させる効果も貴重です。



意思決定支援のチームメンバーとしての本人

日本社会福祉士会
星野 美子

意思決定支援という支援を受ける対象が本人であることは皆が共有しているのですが、その本人が客体ではなく主体であると視点を切り替えると、気づかされることがあります。

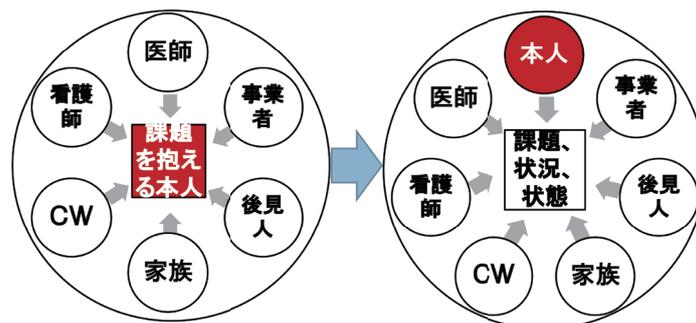
左の図は周辺の支援者だけがチームを構成しており、本人のためによかれと思って支援をしているのですが、本人がその場においても本人の気持ちに寄り添えず結果として本人不在、支援者本位になってしまうことを表しています。どうしてそのようなことになってしまうかといえば、本人が参加していても「課題を抱える本人」つまり、「課題=本人」と見てしまっていて、本人に変化を促すことで課題を解決しようとしてしまっている可能性があります。つまり、課題の捉え方が支援者主体となっていることが多いといえます。

右の図では、チームの一員、チームメンバ

ーとして本人を捉え、位置付けを見直し、支援者とともに同じテーブルにつき、課題を本人から切り離し、課題だけではなく状況や状態も中心において、ともにそれについて話し合っていきます。そうすることによって、本人は課題に対して意向をもち、どうしたいか、どうしたくないかを考え、表現する人として存在することになります。

チームとは、ただ単に本人に関する支援者が集まることだけでは構築できません。本人とともに共通の目的に向かって共同作業を行う集団がチームであり、初めからチームが出来ているわけではないのです。本人も一緒に意見を出し合い、時にはぶつかり、認め合い、協力してやり遂げる過程を通してチームとして成長していくのです。

＜参考＞意思決定支援におけるチームメンバーとしての本人
支援を受ける対象(客体)から意思決定の主体としての捉え直し



出典:ソーシャルワークの理論と実践の基盤、公益社団法人東京社会福祉士会、2019年、へるす出版
88頁 図3-4 協働体制の変化(福山和女)より一部改変引用

出典:公益社団法人日本社会福祉士会主催「地域における意思決定支援の実践に向けて」



既存の会議等の活用

取手市役所 高齢福祉課
寺崎 邦秀

1. はじめに

私は、平成25年度に茨城県取手市役所に「社会福祉士」として入庁してからの7年間、高齢福祉課に所属しています。高齢福祉課での業務内容は、多岐にわたっていますが、介護認定の申請に始まり、困難ケースの対応に地域包括支援センターや介護支援専門員と一緒に現場での対応、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターに関する包括的支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策の総合的な推進、生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業等の業務を担っています。

どちらかということ、成年後見制度の利用促進においては、他の事業に取り組むことで多くの専門職とかかわることで権利擁護支援が必要となっていることが多々あることを実感しています。

2. 取組みの背景

元々、権利擁護に関する相談については、介護支援専門員（ケアマネジャー）から相談を受けていました。当時は成年後見制度の申立に積極的では無かったため、認知症等により判断能力が低下する方や身寄りのいない独居高齢者の増加を背景に、福祉関係者から市役所への相談が徐々に増えるにつれ、行政だけでは対応が困難なケースも増えてきました。

このような状況の中、平成27年度から市長申立を進めてきましたが、当初は司法関係者等とのネットワークも無かったため申立書の「後見人等候補者」欄は、空欄で出していたのが実情で、後見人の選定は家庭裁判所に選任を一任していました。

ただ、後に分かったのですが、家庭裁判所に一任すると、被後見人にふさわしい後見人候補者を家庭裁判所が1から検討することになり、成年後見制度の申立をしてから実際に後見人が選任されるまでの間にかなりの時間を要する場合もあることが分かり、被後見人の生活は日々変化する可能性があり、選任されるまでの間に死亡されたケースもありました。このようなケースがあったからこそ、後見人候補者を事前に決めて家庭裁判所に申立をする必要性を強く感じました。

3. 地域ケア個別会議の活用

平成27年度から社会福祉法人等に委託し地域包括支援センターを市内4箇所に増設したことで、医療・福祉の専門職である主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等がより地域に根ざした活動を展開することで、地域住民、民生委員、ケアマネジャー等の地域の関係者から各地域包括支援センターに対して、権利擁護にする相談が多く寄せられるようになりました。それに伴い認知症等により判断

能力が低下した高齢者の家賃未納や税金未納による督促状への対応や債務整理等の法的な専門知識を必要とするケースへの対応も増加してきました。医療・福祉の専門知識を持っている地域包括支援センターが対応する内容が年々複雑化もしている傾向もありました。

そこで、平成28年度から社会福祉協議会が連携していた弁護士に電話等で相談したのがきっかけで、地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議に参加していただきました。

その後、弁護士だけでなく司法書士、行政書士、社会福祉士の司法・福祉専門職団体にも声を掛けて、ネットワークの構築のさらなる充実を行い、平成28年度から年間4回程度司法・福祉・医療専門職を交えた連携会議を行うことができ、市長申立時に後見候補者を具体的に明記したうえで申立することも可能になりました。このようなネットワークの構築が出来たのは、各専門職団体の積極的な協力があつたからこそだと思っています。

平成28年の成年後見制度利用促進法の施行を踏まえ、各市町村においても地域連携ネットワークの構築や市町村計画の策定をしなければならなかったため、その一歩となる土台作りが出来たと思います。

4. 消費者安全法による消費者安全確保地域協議会との協働

平成30年度に取手市成年後見制度利用促進審議会条例を制定し、令和元年度から6回の審議会を開催し、令和2年度からの中核機関の設置（行政と社会福祉協議会による協働設置）と成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

個別のケースに対応するため消費生活センターとの連携が密であったため、本審議会のメンバーに消費生活センター長を入れました。令和元年5月下旬に厚生労働省社会・援護局地域福祉課から「消費者安全確保地域協議会の手引きの周知について」という事務連絡が通知されたことがきっかけで、消費者安全法による「地域協議会」の意義やメリットを勘案し、成年後見制度利用促進に関する協議会と消費者安全法による「地域協議会」を兼ねて設置できないか検討しました。両協議会の意義や参画者が類似していることから、審議会で議論を重ねるうちに、令和2年度から両者の協議会を兼ねて組織化することとなりました。行政や地域包括支援センターは警察とは高齢者虐待等の対応やケース対応等による連携も図れていましたが、さらなる横のつながりが可能となることから警察関係者も本協議会に参画していただくこととし、さらなる地域のネットワークの充実を図ることとなります。

5. まとめ

以上のように本市では、地域ケア個別会議や権利擁護支援に関する会議の意義やメリットを勘案し、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会と成年後見制度等利用促進連携協議会を兼ねて組織化することとしました。成年後見制度の利用を促進するためには、行政が中心となって息の長い取組みが求められるため、既存の会議で行っているメリットを考え、できることから始めるのが良いのではと思っています。



中核機関に期待したい情報の発信と収集

エール社会福祉事務所

西田 一朝

ヒアリング調査を担当させていただき、要支援者が必要な支援にたどり着くまでの流れ、とりわけ入口のあり様を考えてみた。

基本的には、他人に生活や財産を託すことは、容易に決められない。ましてコンビニエンスストアで、たくさん陳列された商品から、メロンパンを選ぶように、支援者や後見人等を選択することは難しい。そういった視点をもって、地域のネットワークを構築し、具体的な取り組みを考えてほしい。

また、通常は、判断能力の不十分な人が、相談すべき機関に、自ら相談することは難しい。むしろ安心できる社会の実現のためには期待するべきではないであろう。このような観点で言えば、至極当然な環境整備となるが、セーフティネットの実現のために、地域や福祉医療関係者がつなぎ役にならないといけない。

したがって、地域や福祉医療関係者が成年後見制度や権利擁護を正しく理解することが不可欠なのである。さらに言えば、後見人が選ばれた後も、チームとなって地域や福祉医療関係者による支援が必要である。われわれは、後見人が選ばれた後のこともイメージしながら、成年後見制度の必要性を吟味して、制度につなげていくことを忘れてはいけない。

そのため、地域や福祉医療関係者への情報発信を工夫していくことが肝要である。要支

援者への支援と同様に、地域や福祉医療関係者から情報を収集し、定期的な見直しをかけていってほしい。

他方、並行して、自ら将来の備えをしていくこと、任意後見制度や補助の周知も欠かすことはできない。情報が溢れる社会にあって、信頼できる情報が欲しいというのは、当たり前のことである。

行政や中核機関、社協には、そのために先頭にたっていただきたい。これらの機関に携わる皆様が、もし自分の判断能力が不十分になったときに、自分が相談したいと思える権利擁護や成年後見制度の窓口や地域ネットワークをつくってほしい。

今回のヒアリング、ワーキンググループを通じて、多くの気づきがあった。このヒント集、これまでの手引きは、ぜひ一読する価値がある。全国に中核機関が設置されることで、権利擁護や成年後見制度が適切なタイミングで検討される、そのような機会を誰もが得られる地域社会になってほしいと考える。

活用可能な財源

成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備を推進していくこととしています。

また、令和元年5月に設定した基本計画に係るKPIにおいては、令和3年度末までに中核機関（権利擁護センター等を含む）を全1,741市区町村に整備すること等を目標として掲げています。

上記を踏まえ、国において自治体に対する中核機関の整備・運営に対する各種の財政措置が設けられています。

（中核機関の立ち上げに係る国庫補助）

中核機関の立ち上げに当たっては、まずは、地域の実情に応じた中核機関の具体的なイメージを明確化することが必要です。

このため、令和元年度から、中核機関の立ち上げに向けて地域の専門職や関係機関等と検討するための会議費や、中核機関等の先進地を視察するための旅費等に対する国庫補助事業が設けられています。国で実施する市区町村職員や中核機関等職員（予定を含む）向けの研修に参加するための旅費についても、この国庫補助事業の活用が可能です。

このほか、都道府県向けの国庫補助事業と

して、広域的な観点から体制整備を支援する体制整備アドバイザー事業や、中核機関、市町村職員に対する研修、中核機関等向けの専門的な相談窓口の設置に係る経費に対する国庫補助事業も設けられています。

（中核機関の運営費に係る国庫補助）

中核機関の運営費や市町村計画策定費については、成年後見制度利用促進法や基本計画の策定を踏まえ、平成30年度から標準団体10万人規模に約300万円の普通交付税措置がなされました。

これに加え、令和元年度から、中核機関において新たに先駆的取組を実施するための経費に対する国庫補助事業が設けられています。この補助事業は先駆的取組を開始する初年度の経費が補助対象となります。

令和2年度予算案では、新たに、中核機関や権利擁護センター等において、市民後見人や親族後見人をサポートするための専門職による相談の実施や、適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するための受任調整会議の会議費に対する国庫補助事業が計上されています。この補助事業は最大2年間の補助が可能です。

このほか、中核機関において実施する「成年後見制度の広報・啓発」、「市民後見人の育成」、「法人後見立ち上げのための研修等」に要する経費については、既存の高齢者・障害者施策ごとに設けられている国庫補助事業の

活用が可能です。

中核機関の整備・運営については、こうした各種の国庫補助事業を活用することが可能

ですので、市区町村においては、これらの国庫補助事業を積極的に活用しつつ、中核機関の整備に向けた取組を進めていただくことが望めます。

<中核機関が活用できる財源のイメージ図>

